

令和5年度

水防計画

館林地区消防組合

目 次

第1章	総則	1
第2章	水防組織	1
第3章	重要水防箇所	4
第4章	洪水予報	4
第5章	水位等の観測、通報及び公表	16
第6章	樋門等及びその操作	17
第7章	通信連絡輸送	17
第8章	水防施設資器材の整備運用	18
第9章	水防活動	19
第10章	協力及び応援	24
第11章	水防事務に係る応援協定	25
第12章	公用負担	26
第13章	河川関係障害物の除去	27
第14章	水防報告	27
第15章	水防訓練	27
第16章	浸水想定区域の指定及びその区域における 円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	27
第17章	水防協力団体	28

別 表

指定土地改良区一覧表（別表1）		29
重要水防箇所一覧表（別表2）		30
水防活動用気象の発表基準（別表3）		55
雨量観測者及び通報者一覧表（別表4）		56
水位観測者及び通報者一覧表（別表4の2）		57
樋門及び堰堤一覧表（別表5）		58
重要樋門一覧表（別表5の2）		65
排水機場一覧表（別表5の3）		66
水防用非常電話番号一覧表（別表6）		67
輸送車両一覧表（別表6の2）		69
指定特殊機械所有者一覧表（別表6の3）		71
水防倉庫の鍵保管者一覧表（別表7）		72
水防資器材備蓄一覧表（別表7の2）		73
居住者の出動区分一覧表（別表8）		74
避難情報に関するガイドライン（別表9）		75
避難先一覧表（別表10）		94
船舶一覧表（別表11）		101
水防団員の差出人員と被応援区域一覧表（別表12）		102

様 式

洪水予報（氾濫発生情報用紙）（様式1）		103
洪水予報の発表形式イメージ（様式2）		104
水防警報の発表様式（様式3・4・5・6・7・7(2)）		105
樋門操作報告書（様式8）		111
特殊機械所有者の指定について（様式9）		112
水防倉庫台帳（様式10）		113
水防活動速報報告書（様式11）		114
水防実施状況報告書（様式12）		115
水防実施箇所別表（様式12(2)）		116
水防活動報告書（様式12(3)）		117

資 料

重要水防箇所指定基準		118
水防活動状況の確認方法フロー		122
館林地区消防組合水防協議会条例		123

第1章 総 則

この計画は、群馬県水防計画に基づき当地域に係る洪水に対し、水防活動が有機的かつ効率的におこなわれるよう水防事務の調整及びその実務のための必要な事項を定め、洪水等による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の福祉を保持することを目的とする。

第2章 水防組織

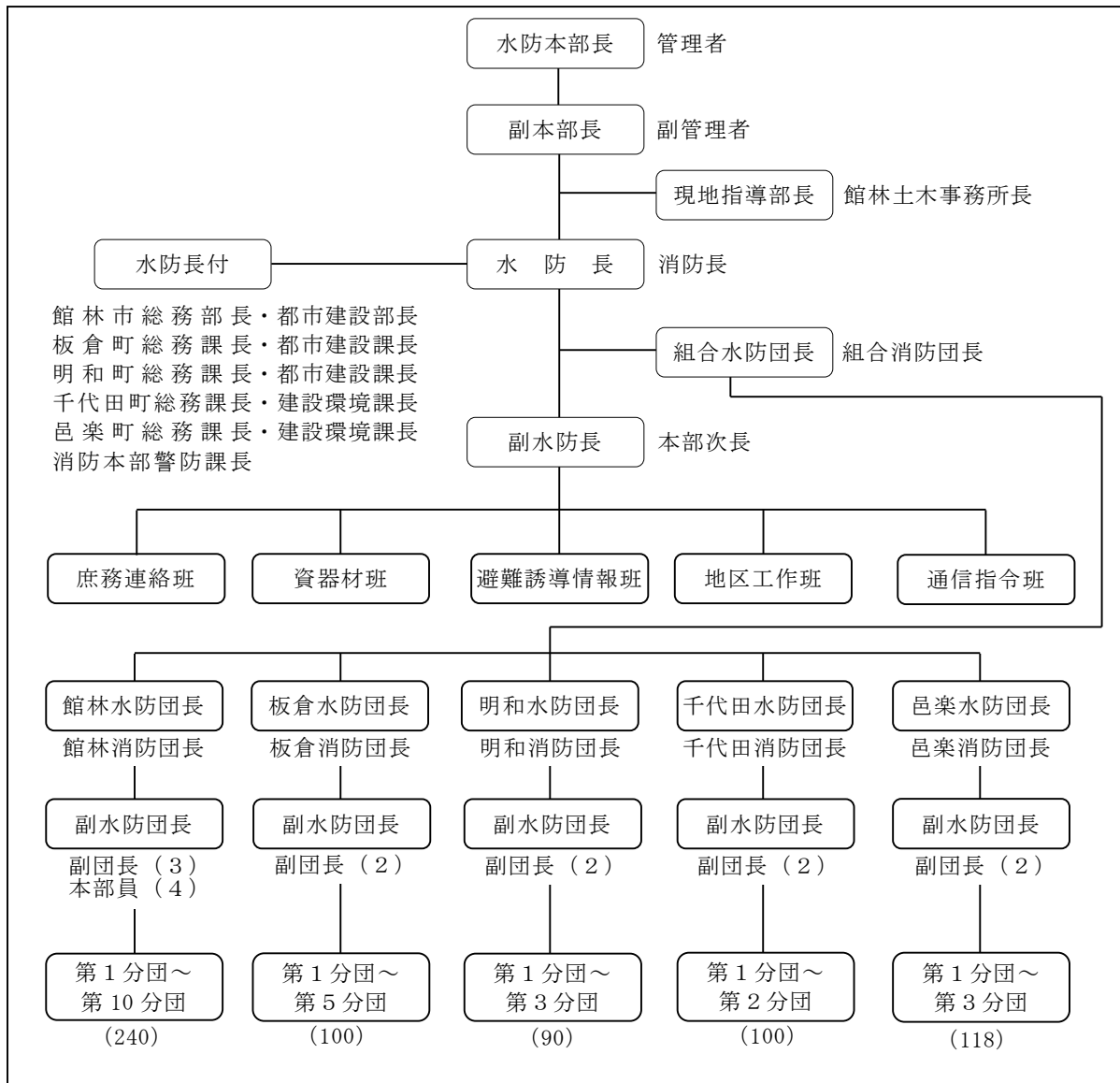
群馬県水防計画に基づき、知事より水防に関係のある気象についての予報及び警報等の通知により、洪水の恐れがあると認めるとき、又は管理者自ら必要と認めるときは、直ちに館林地区消防組合消防本部に水防本部を設置して、現地指導部長（館林土木事務所長）の指導の下、水防活動の円滑な実施を期する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町に災害対策本部が設置されたときは、同本部と密接に連絡して、その事務を処理する。

1 館林地区消防組合（水防本部）における水防組織

管理者は水防本部長となり、水防情報の収集及び伝達、各種の指令、総括的水防事務処理及び水防指導にあたる。

館林地区消防組合の水防組織系統は次のとおりである。

【組織系統】



2 事務分担当表

【庶務連絡班】

班 長	館林市 総務部長	板倉町 総務課長	明和町 総務課長
	千代田町 総務課長	邑楽町 総務課長	消防本部総務課長
班 員	消防本部総務課員		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防事務の庶務（諸経費等）に関する事 2 本部長の命令等の伝達及び災害対策本部との連絡に関する事 3 国・県・各関係機関との連絡・調整・報告に関する事 4 他機関への応援要請に関する事 5 災害関連情報の収集及び伝達に関する事 6 職団員の招集及び配備に関する事 7 他班の所掌事務に属さない事務に関する事 		

【資器材班】

班 長	館林市 都市建設部長	板倉町 都市建設課長	明和町 都市建設課長
	千代田町 建設環境課長	邑楽町 建設環境課長	消防本部警防課長
班 員	消防本部警防課員		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防資器材の調達・配布・輸送に関する事 2 緊急自動車等の確保・配車に関する事 3 排水機場・水門等の操作状況の情報収集に関する事 4 水防作業の指揮監督に関する事 5 被災箇所把握及び応急対策に関する事 		

【避難誘導情報班】

班 長	消防本部予防課長		
班 員	消防本部予防課員		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況・水位雨量情報等の広報に関する事 2 避難所等の開設・運営状況の情報収集に関する事 3 避難誘導に関する連絡調整に関する事 4 避難誘導に関する広報・周知に関する事 		

【地区工作班】

班 長	消防署長		
班 員	各署員		
事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路・河川状況等の確認及び報告に関する事 2 人員・水防資器材の調達・輸送に関する事 3 水害の広報に関する事 4 水防団（消防団）との連絡調整に関する事 5 水害の警戒及び防ぎよに関する事 6 被災者の救出・救護及び搬送に関する事 7 避難者の誘導に関する事 8 被害状況の収集及び伝達に関する事 9 その他応急対策に関する事 		

【通信指令班】

班 長	通信指令課長		
班 員	通信指令課員		
事務分掌	1 注意報・警報及び気象状況等の情報収集に関する事 2 被害状況・水位・雨量情報等の収集及び報告に関する事 3 洪水予報文の伝達確認業務に関する事 4 水害に関する速報及び連絡に関する事		

【水防団（消防団）】

班 長	水防団長		
班 員	水防団員		
事務分掌	1 水害の警戒及び防ぎよに関する事 2 被災者の救出、救護及び搬送に関する事 3 避難者の誘導に関する事 4 被害状況の収集及び伝達に関する事 5 水害現場の広報活動に関する事 6 地区工作班（消防署）との連絡調整に関する事		

3 水防協力機関の組織

災害対策基本法第7条に基づき指定された土地改良区は、自らの管理に係る樋門、水路等の水防対策に必要な組織を設け、防災に寄与しなければならない。

○指定土地改良区

- 赤郷台地土地改良区
- 谷田川北部土地改良区
- 邑楽土地改良区
- 近藤沼土地改良区
- 利根加用水土地改良区
- 待矢場両堰土地改良区
- 独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所
（所在地及び理事長名等は別表1のとおり）

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

重要水防箇所の指定基準は、資料1のとおりであり、管内の重要水防箇所は別表2のとおりである。

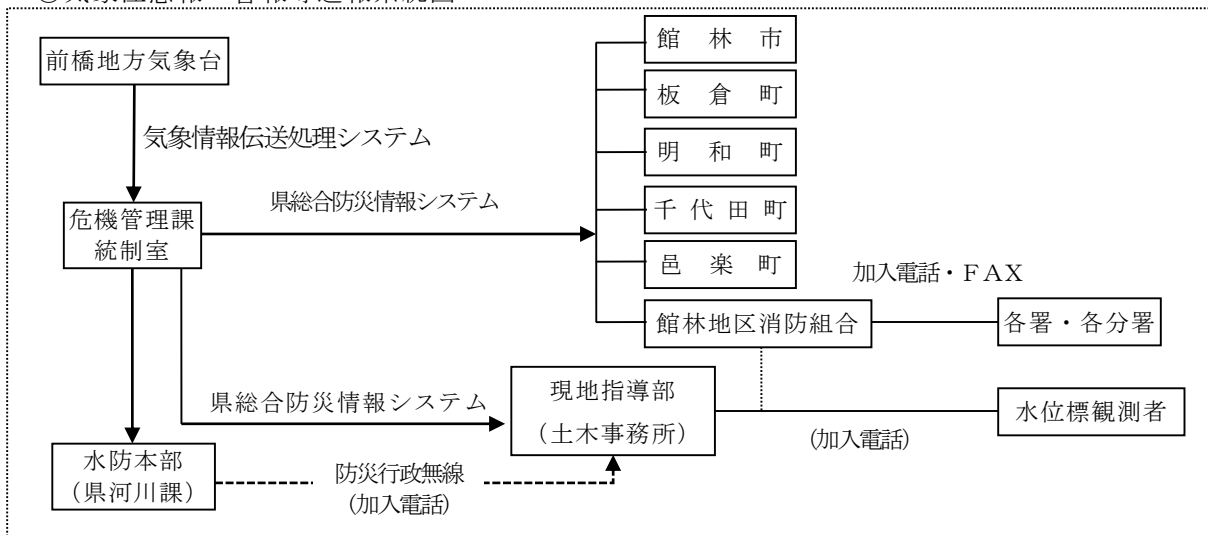
第4章 洪水予報

1 気象庁が行う予報及び警報

知事（県水防本部長）は、水防法第10条第1項の規定に基づいて前橋地方气象台から気象警報（大雨特別警報及び大雨警報）、洪水警報の通知（気象業務法第15条第1項、第15の2第1項、同法施行令第8条、第9条の規定による。）を受けたときは、次のとおり通報する。

なお、気象注意報（大雨注意報）、洪水注意報（気象業務法14条の2第1項、同法施行令第7条の規定による。）が発表されたとき、又はその他の気象注意報の連絡があったときも同様とする。

◎気象注意報・警報等通報系統図



水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水並びに洪水キキクル（危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の 危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報(常時10分ごとに更新)
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに色分けして示す情報
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報(常時10分ごとに更新)

2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づいて、国土交通大臣と気象庁長官が共同で発表する洪水予報について、管内河川とその伝達系統は次のとおりであり、その様式(FAX・電話・Eメール)は様式1～2とする。

また、洪水予報の発表状況は、気象庁ホームページ、県総合防災情報システム端末からも情報を得ることができる。

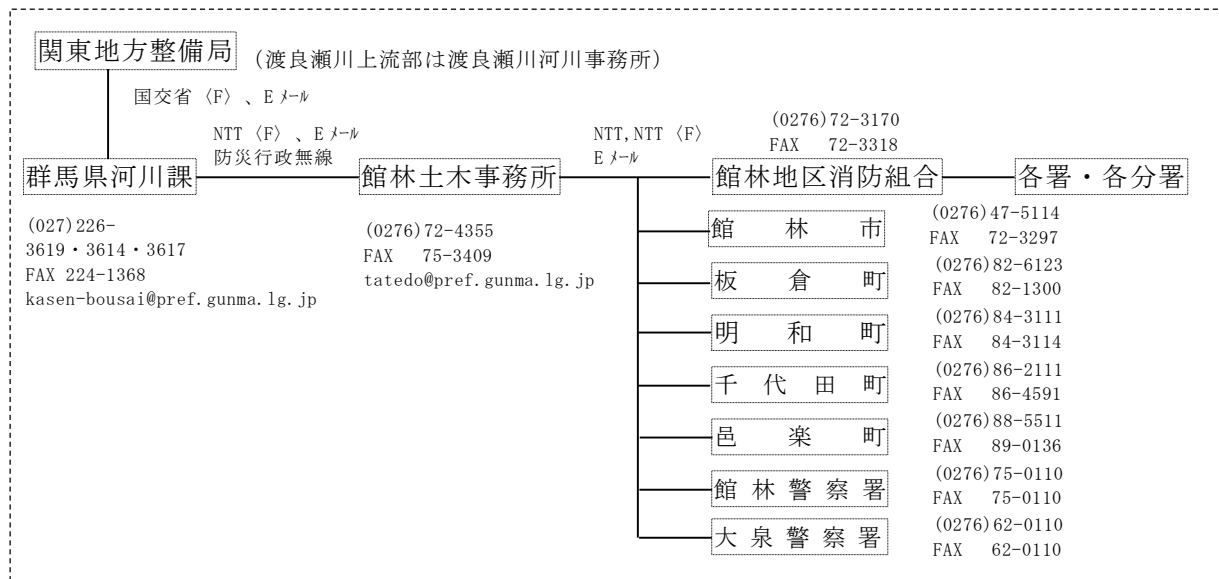
(1) 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報の実施河川名・実施区域・基準水位観測所

水系名	河川名	洪水予報基準観測所		洪水予報実施区域		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	発表者
		名称	所在地	左岸	右岸						
利根川上流部	利根川	八斗島	伊勢崎市	自 群馬県伊勢崎市大字柴町字小泉1555番地先	自 群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前70番6地先	0.80	1.90	3.10	4.10	5.28	国土交通省 関東地方整備局 気象庁
		栗橋	埼玉県栗橋市	至 茨城県猿島郡境町字北野1920番地先	至 江戸川分派点	2.70	5.00	7.60	9.20	9.90	
渡良瀬川下流部	渡良瀬川	足利通	栃木県足利市	自 栃木県足利市若草町12番1地先	自 栃木県足利市福富町1819番3番地先	3.00	3.30	4.90	5.40	6.54	
		古河	茨城県古河市	至 利根川合流点	至 利根川合流点	2.70	4.70	8.90	9.70	9.72	
渡良瀬川上流部	渡良瀬川	高津戸	みどり市	自 群馬県みどり市大間々高津戸1078番17地先 栃木県足利市若草町12番1地先	自 群馬県みどり市大間々町大間々2245番4地先 栃木県足利市福富町1819番3地先	2.20	3.30	4.40	5.00	8.54	渡良瀬川河川事務所 前橋地方気象台 宇都宮地方気象台

(2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報の伝達系統
 (利根川・荒川・多摩川洪水予報文伝達系統)

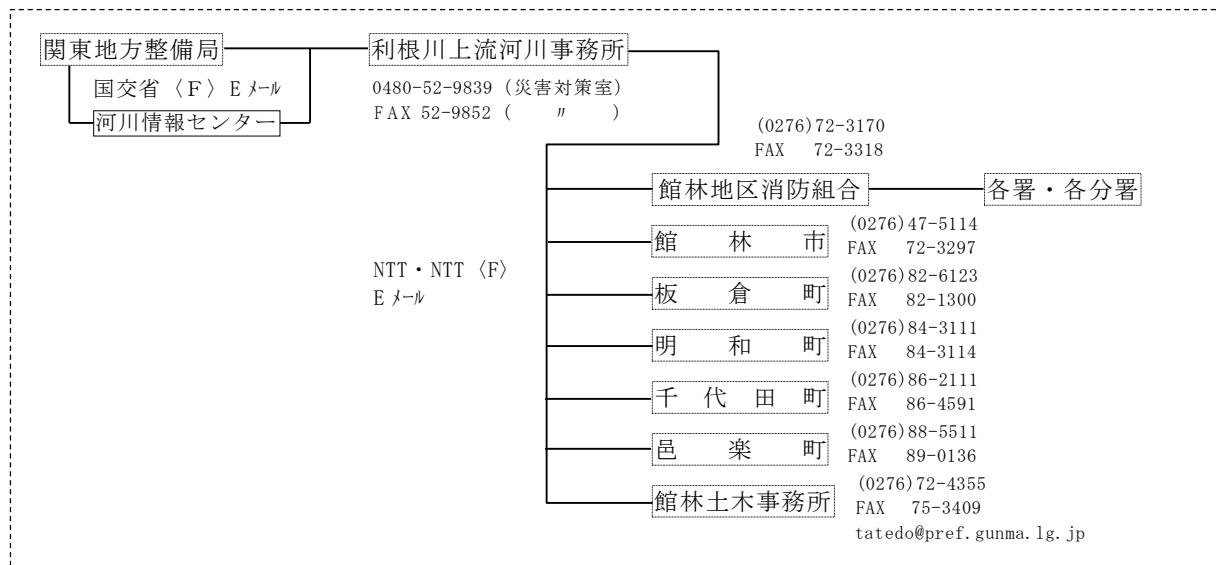
◎基本系

利根川上流部(利根川)・渡良瀬川下流部・渡良瀬川上流部(渡良瀬川)

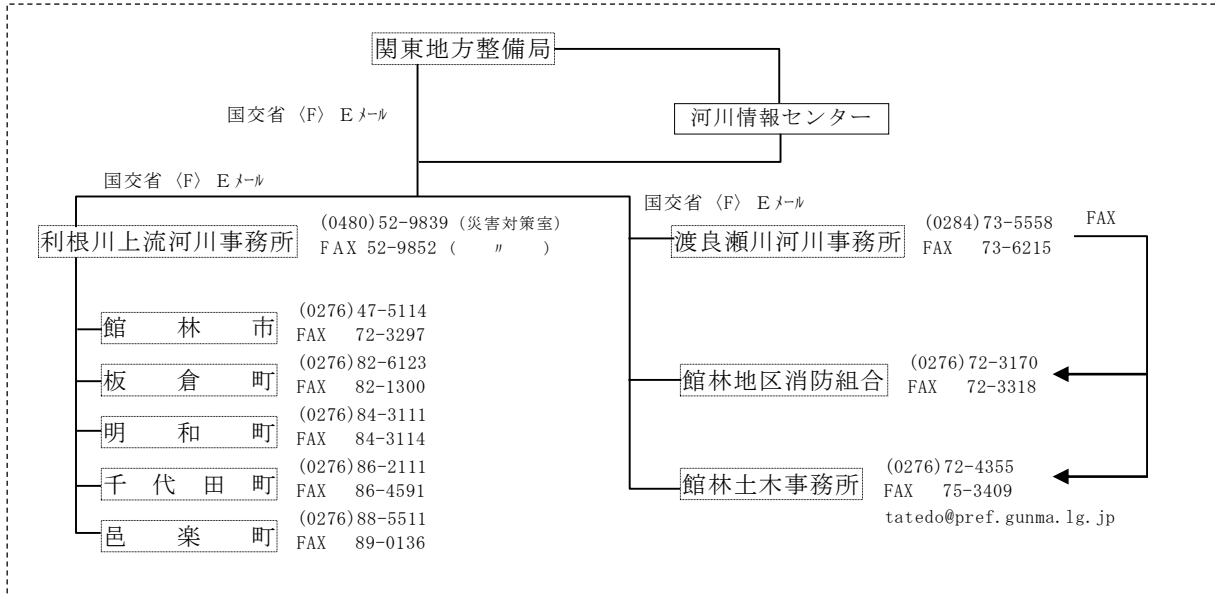


◎補助系

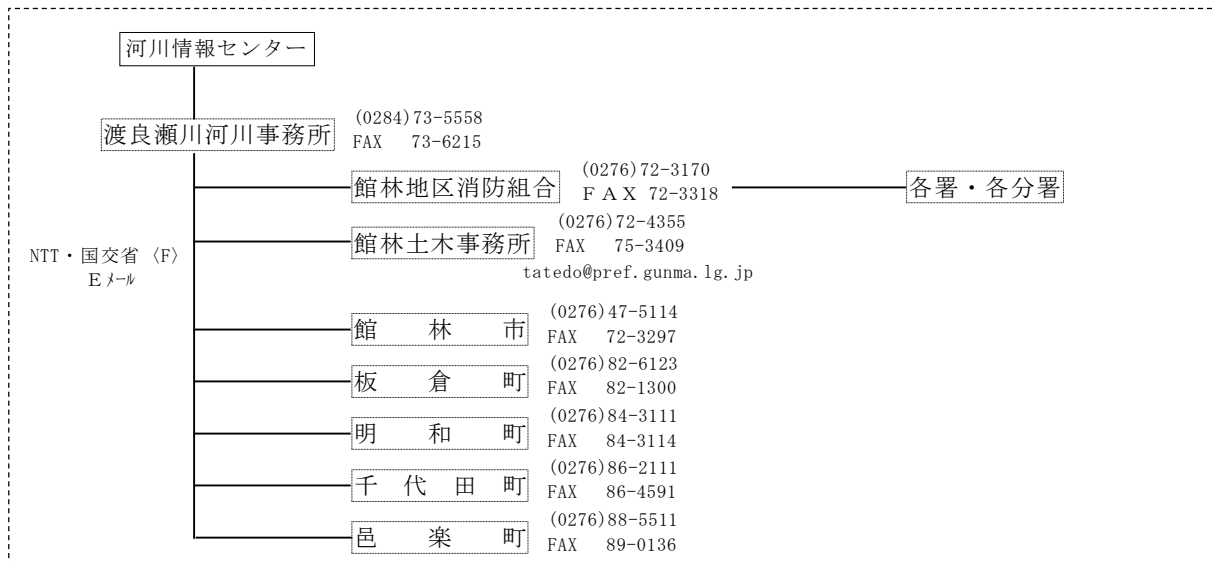
利根川上流部(八斗島、栗橋)



渡良瀬川下流部



渡良瀬川上流部（渡良瀬川）



3 水位周知河川における水位到達情報及び水防警報

(1) 種類及び発表基準

ア 水位到達情報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難のための立退き指示の判断に資するため、関係市町長にその通知に係る事項を通知するものとする。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

イ 水防警報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

ウ 発表様式

発表様式については、下記のとおり。

- ・国土交通大臣が行う水防警報（水防法第 16 条第 1 項） 様式 3・4 号
- ・国土交通大臣が行う水位情報の通知及び周知（水防法第 13 条第 1 項） 様式 5 号
- ・県が行う水防警報（水防法第 16 条第 1 項） 様式 6 号
- ・県が行う水位情報の通知及び周知（水防法第 13 条第 2 項） 様式 7 号・7 号（2）

(2) SNS による情報提供

知事又は国土交通大臣は、水位到達情報及び水防警報発報時に従来の発表方法に加え SNS による情報提供を行う。

4 国土交通省が行う水位到達情報及び水防警報

(1) 国土交通省が行う水防警報の発表基準

種類、内容及び発表基準は、おおむね次のとおりである。

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動を止めることができない旨を警告するもの。	気象予報、警報等あるいは、河川の状況により特に必要と認められるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。または水位・流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、堤防から水があふれる、漏水、堤防斜面の崩れ亀裂その他、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘し警告するもの。	洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位を越え災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所ごとによる一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

(2) 国土交通省が行う水防警報又は水位情報の通知及び周知の区域

水系名	河川名	水位情報周知実施区間		備考	
		左岸	右岸	水防警報	水位周知
利根川	利根川	自 群馬県伊勢崎市柴町字小泉 1555 番地先 至 茨城県取手市新町一丁目乙 1538 番 2 地先	自 群馬県佐波郡玉村町大字小泉字玉前 70 番 6 地先 至 千葉県我孫子市青山字中新畑 1646 番 1 地先	○	—
	渡良瀬川	自 群馬県みどり市大間々高津戸 1078 番 17 地先 至 栃木県栃木市藤岡町藤岡 5879 番 7 地先	自 群馬県みどり市大間々町大間々 224 5 番 4 地先 至 栃木県栃木市藤岡町藤岡 5721 番 1 2 地先	○	—
	旗川	自 栃木県足利市寺岡町 894 番 1 地先 至 渡良瀬川合流点	自 栃木県足利市寺岡町 870 番 1 地先 至 渡良瀬川合流点	○	○
	秋山川	自 栃木県佐野市植下町字間之田 3336 番地先 至 渡良瀬川合流点	自 栃木県佐野市大古屋町字大古屋 4541 番 1 地先 至 渡良瀬川合流点	○	○
	矢場川	自 栃木県足利市県町浄土川戸 1143 番地先 旭橋 至 渡良瀬川合流点	自 群馬県邑楽郡邑楽町大字秋妻字中耕地乙 265 番地先旭橋 至 渡良瀬川合流点	○	○
	多々良川	自 群馬県館林市日向町字森木 48 番地先 木戸堰 至 矢場川合流点	自 群馬県館林市木戸町字広内 177 番地先 木戸堰 至 矢場川合流点	○	○

(3) 国土交通省が行う水防警報の指定河川・基準水位観測所・区域及び発表者

指河	定川	基 準 水 位 観 測 所	水 防 警 報 区		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断断水水位	氾濫危険水位	計画高水位	発表者
			左岸	右岸						
利根川	八斗島	伊勢崎市八斗島町	自 群馬県伊勢崎市柴町字小泉 1555 番地先 至 群馬県太田市古戸町 75 番 1 地先	自 群馬県佐波郡玉村町大字小泉字玉前 70-6 地先 至 埼玉県熊谷市俵瀬字千通 780 番 1 地先	0.80	1.90	3.10	4.10	5.28	利根川上流河川事務所
	川俣	邑楽郡明和町	自 群馬県邑楽郡大泉町丘山 1639 番 1 地先 至 埼玉県加須市本郷字小反前 747 番 14 地先	自 埼玉県行田市大字北河原字立野 1611 番 1 地先 至 埼玉県加須市旗井字堤外 2059 番 5 地先	1.60	3.20	4.80 参考値	6.40 参考値	7.46	
	渡良瀬川	茨城県古河市	自 栃木県栃木市藤岡町藤岡字山合 5879 番 3 地先 至 東武鉄道橋上流端 幹川合流点	自 栃木県栃木市藤岡町藤岡字鷲原 5721 番 11 地先 至 東武鉄道橋上流端 幹川合流点	2.70	4.70	8.90	9.70	9.72	
	高津戸	みどり市大間々町	自 群馬県みどり市大間々町高津戸 1078 番 17 地先 至 群馬県桐生市境野町 7 丁目 1863 番 1 地先	自 群馬県みどり市大間々町大間々 2245 番 4 地先 至 群馬県太田市市場町 718 番 1 地先	2.20	3.30	4.40	5.00	8.54	

	足利通	栃木県足利市4丁目	自 栃木県足利市小俣町57番2地先 至 栃木県栃木市藤岡町藤岡5879番7地先	自 栃木県足利市中川町3750番1地先 至 栃木県栃木市藤岡町藤岡5721番12地先	3.00	3.30	4.90	5.40	6.54	
旗川	高田橋	栃木県上野市佐野村	自 栃木県足利市寺岡町894番1地先 至 渡良瀬川合流点	自 栃木県足利市寺岡町870番1地先 至 渡良瀬川合流点	3.00 (足利)	3.30 (足利)	3.90	4.10	4.56	
秋山川	伊保内新橋	栃木県伊保内市佐野	自 栃木県佐野市植下町字間之田3336番地先 至 渡良瀬川合流点	自 栃木県佐野市大古屋町字大古屋4541番1地先 至 渡良瀬川合流点	3.00 (足利)	3.30 (足利)	6.60	7.80	9.00	
矢場川	足森橋	栃木県足利市	自 栃木県足利市県町浄土川戸1143番地先旭橋 至 渡良瀬川合流点	自 群馬県邑楽郡邑楽町秋妻字中耕地乙265番地先旭橋 至 渡良瀬川合流点	3.00 (足利)	3.30 (足利)	3.40	3.70	5.31	
多々良川	高松橋	群馬県館林市	自 群馬県館林市日向町字森木48番地先木戸堰 至 矢場川合流点	自 群馬県館林市木戸町字広内177番地先木戸堰 至 矢場川合流点	3.00 (足利)	3.30 (足利)	4.00	4.30	-	

(4) 国土交通省が行う水位情報の通知及び周知の指定河川・基準水位観測所・区域及び発表者

水系名	河川名	基準観測所		水位情報周知実施区間		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	発表者
		名称	所在地	左岸	右岸						
利根川	旗川	高田橋	栃木県上野市佐野村	自 栃木県足利市寺岡町894番1地先 至 渡良瀬川合流点	自 栃木県足利市寺岡町870番1地先 至 渡良瀬川合流点	-	-	3.90	4.10	4.56	渡良瀬川河川事務所
	秋山川	伊保内新橋	栃木県伊保内市佐野	自 栃木県佐野市植下町字間之田3336番地先 至 渡良瀬川合流点	自 栃木県佐野市大古屋町字大古屋4541番1地先 至 渡良瀬川合流点	-	-	6.60	7.80	9.00	
	矢場川	足森橋	栃木県足利市	自 栃木県足利市県町浄土川戸1143番地先旭橋 至 渡良瀬川合流点	自 群馬県邑楽郡邑楽町秋妻字中耕地乙265番地先旭橋 至 渡良瀬川合流点	-	-	3.40	3.70	5.31	
	多々良川	"	"	自 群馬県館林市日向町字森木48番地先木戸堰 至 矢場川合流点	自 群馬県館林市木戸町字広内177番地先木戸堰 至 矢場川合流点	-	-	4.00	4.30	-	

(5) 国土交通省が行う水防警報又は水位情報の通知及び周知の通報及び受報責任者・伝達系統
 ア 水防警報の通報及び受報責任者

○基本系

河川名	基準水位観測所	通報責任者		受報責任者	通報方法
利根川	川俣	利根川上流河川事務所	防災対策課長	河川課長	NTT FAX 加入電話 Eメール
渡良瀬川	足利	渡良瀬川河川事務所	調査課長		
	古河	利根川上流河川事務所	防災対策課長		
旗川	高田橋	渡良瀬川河川事務所	調査課長	河川課長	NTT FAX 加入電話 Eメール
秋山川	伊保内新橋				
矢場川	足森橋				
多々良川	足森橋				

○補助系

河川名	基準水位観測所	通報責任者		受報責任者	通報方法
利根川	川俣	利根川上流河川事務所	防災対策課長	館林土木 事務所長	NTT FAX 加入電話 Eメール
渡良瀬川	足利	渡良瀬川河川事務所	調査課長		
	古河	利根川上流河川事務所	防災対策課長		
旗川	高田橋	渡良瀬川河川事務所	調査課長	館林土木 事務所長	NTT FAX 加入電話 Eメール
秋山川	伊保内新橋				
矢場川	足森橋				
多々良川	足森橋				

イ 水位情報の通知及び周知の通報及び受報責任者

○基本系

河川名	基準水位観測所	通報責任者		受報責任者	通報方法
旗川	高田橋	渡良瀬川河川事務所	調査課長	河川課長	NTT FAX 加入電話 Eメール
秋山川	伊保内新橋				
矢場川・ 多々良川	足森橋				

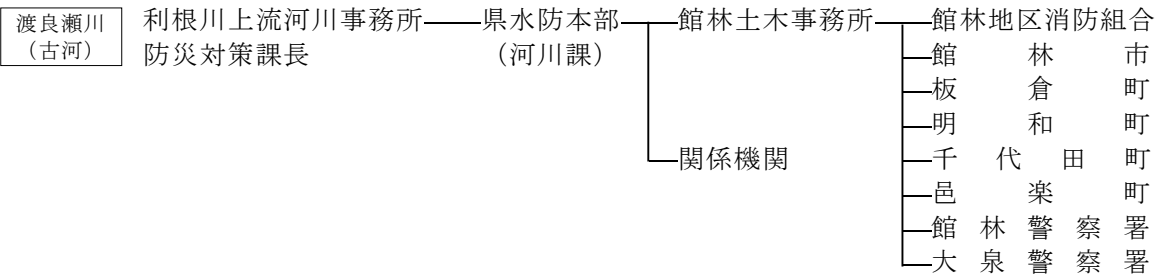
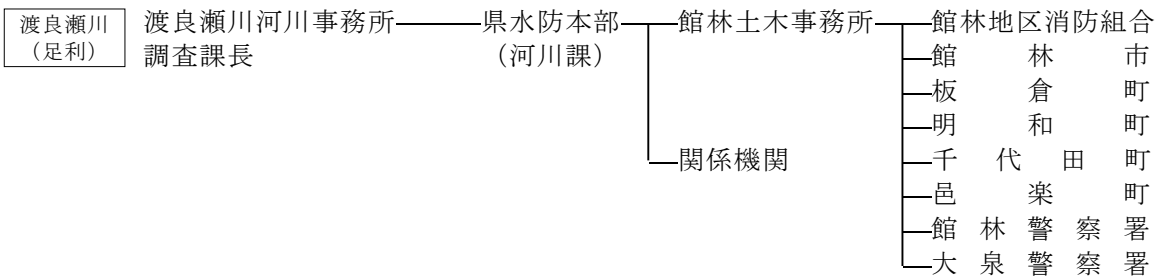
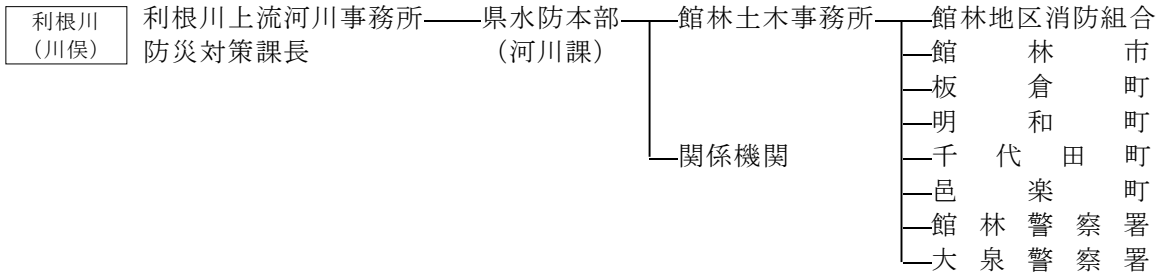
○補助系

河川名	基準水位観測所	通報責任者		受報責任者	通報方法
旗川	高田橋	渡良瀬川河川事務所	調査課長	館林土木 事務所長	NTT FAX 加入電話 Eメール
秋山川	伊保内新橋				
矢場川・ 多々良川	足森橋				

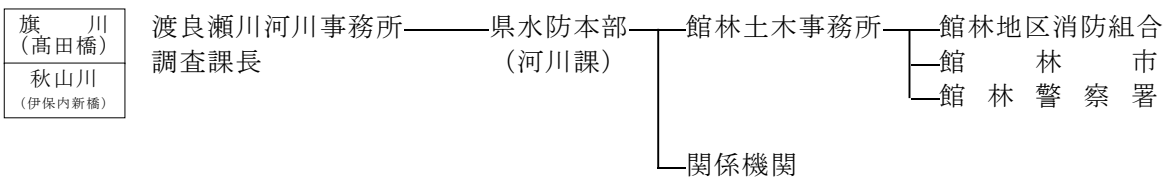
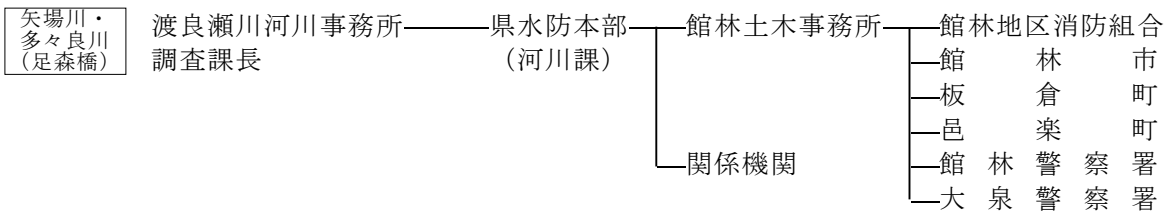
ウ 水防管理団体（市町）等への伝達系統

○基本系

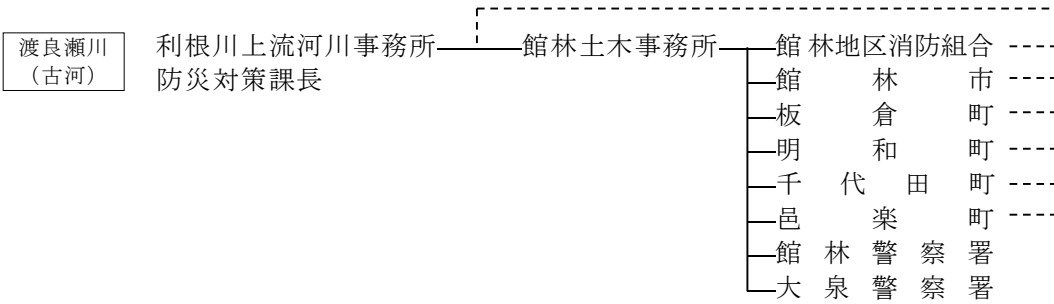
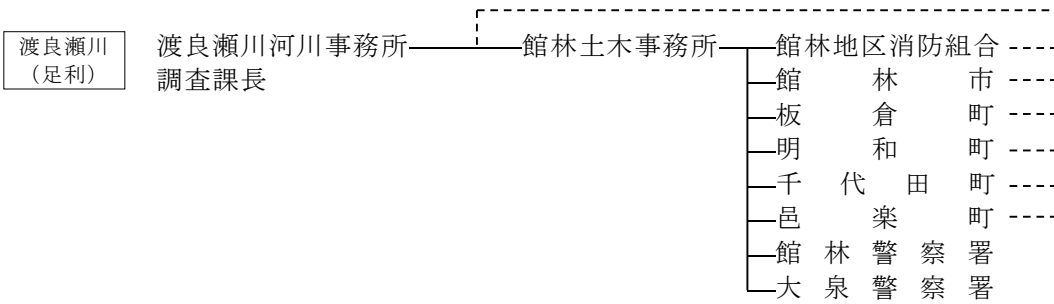
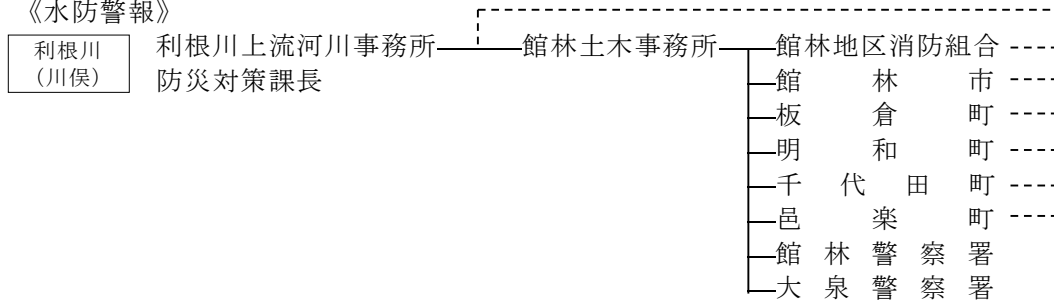
《水防警報》



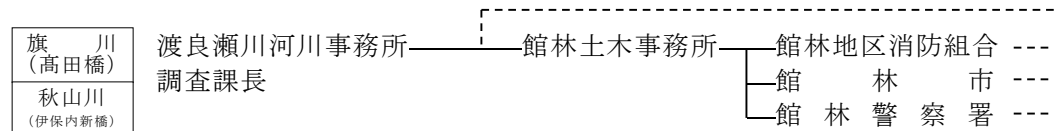
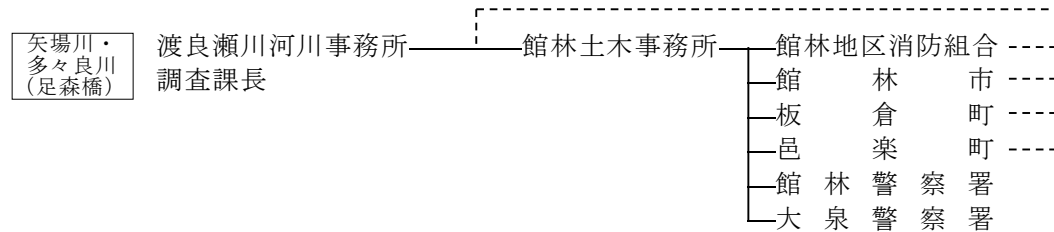
《水位情報の通知及び周知》



○補助系
《水防警報》



《水位情報の通知及び周知》



※ 1 ——— は、土木事務所経由し、市町・関係機関への伝達ルート
 ※ 2 - - - - - は、国出張所から、直接市町への伝達ルート

5 県が行う水位到達情報及び水防警報

(1) 県が行う水防警報の発表基準

種類、内容及び発表基準は、おおむね次のとおりである。

種類	内 容	発 表 基 準
待 機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況により特に必要と認められるとき。または、水防団待機水位に達したとき、または、氾濫注意水位以下に下降したとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、または水位、流量、その他の河川状況により、氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、堤防から水があふれる、漏水、堤防斜面の崩れ亀裂その他、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘し警告するもの。	洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位を越え災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所ごとによる一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	水防団待機水位以下に下降したとき、または水防団待機水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

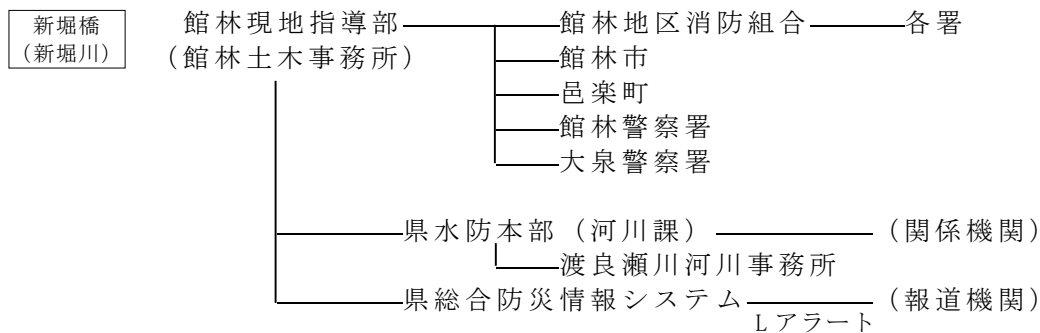
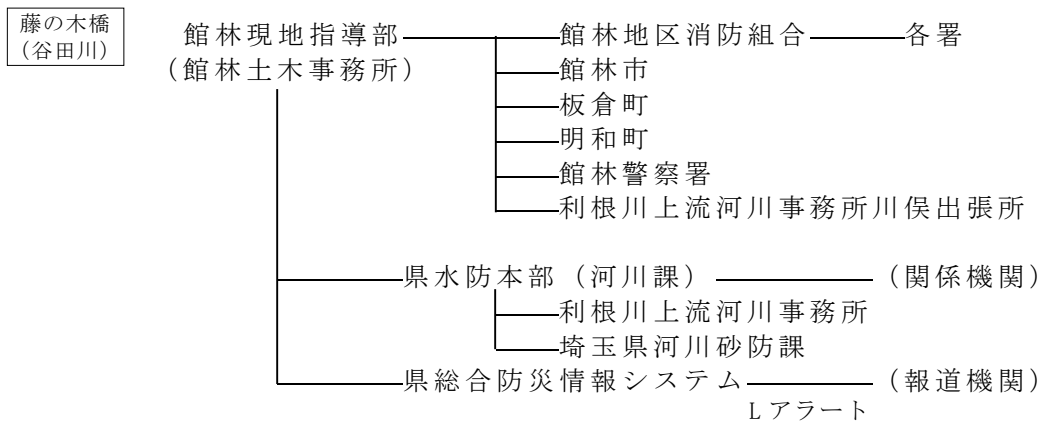
(2) 県が行う水防警報又は水位情報の通知及び周知の区域及び発表者

河川名	区 域	所轄土木事務所名 (発表者)
谷田川	自 左岸 館林市青柳町 (青柳橋) 右岸 邑楽郡明和町矢島 (青柳橋) 至 渡良瀬川合流点	館林土木事務所
新堀川	自 邑楽郡邑楽町赤堀 (逆川合流点) 至 谷田川合流点	館林土木事務所

(3) 県が行う水防警報又は水位情報の通知及び周知河川名・基準水位観測所・基準水位

河川名	区 域		基準観測所		基準水位 (m)					氾濫開始相当水位	発表者
			名称	位置	水防団待機水位	氾注水位	濫意水位	避難水位	氾危水位		
谷田川	自	左岸：館林市青柳町 (青柳橋) 右岸：邑楽郡明和町矢島 (青柳橋)	藤の木橋	板倉町板倉	2.70	3.20	4.00	4.17	4.49	館林土木事務所長	
新堀川	自	左岸：邑楽郡邑楽町赤堀 (逆川合流点) 右岸： " (")	新堀橋	邑楽町赤堀	2.00	2.20	2.60	2.72	3.32	館林土木事務所長	
	至	渡良瀬川合流点									
	至	谷田川合流点									

(4) 県が行う水防警報又は水位情報の通知及び周知の伝達系統



伝達方法

現地指導部より基本的にFAXにて伝達する。

各機関の連絡先電話・FAX番号は洪水予報の伝達系統と同じ番号とする。

第5章 水位等の観測、通報及び公表

1 雨量の観測及び通報

- (1) 管内に設置されている雨量観測所は、別表4の一覧のとおりである。なお雨量観測施設一覧に定める雨量観測者は、降雨が非常に激しくかつ、連続雨量の増加が予想されるときは、1時間ごとの雨量を迅速な方法で所轄現地指導部長に通報する。ただし、観測テレメーターで把握できる観測所については省略できる。
- (2) 現地指導部長は、観測者から通報された正確な雨量状況をすみやかに水防本部に報告するとともに、つとめて関係国土交通省出先機関並びに管内水防機関に連絡する。この場合、管内関係機関から入手した雨量も把握し、併せて報告する。ただし、観測テレメーターで把握できる観測所については、この限りではない。

2 水位の観測及び通報

- (1) 管内に設置している水位観測施設は、別表4の2の一覧のとおりである。なお水位観測施設に定める水位観測者は、次によりその水位状況を迅速な方法で、現地指導部長に通報する。ただし、観測テレメーターで把握できる観測所については省略できる。
 - ア 水防団待機水位に達したときから、同水位を下るまでの間毎時間ごと。
 - イ 氾濫注意水位（レベル2水位）に達したとき。
 - ウ 避難判断水位（レベル3水位）に達したとき。
 - エ 最高水位に達したとき。
 - オ 避難判断水位を下ったとき。
 - カ 氾濫注意水位を下ったとき。
 - キ 水防団待機水位を下ったとき。
 - ク 急激に水位が上昇したとき。
- (2) 現地指導部長は、水位観測者から通報された正確な水位状況をすみやかに水防本部に報告するとともに、つとめて関係国土交通省出先機関並びに管内水防機関に連絡する。この場合、管内関係機関から入手した水位も把握し、併せて報告する。ただし、観測テレメーターで把握できる観測所については、この限りではない。

県内の水位雨量情報は、テレメータシステム等の防災情報システム端末のほか、下記ホームページ等により把握できる。

○群馬県リアルタイム水害リスク情報システム

- | | |
|-----------------|---|
| （一般用・PC版） | https://suibou-gunma.jp/ |
| （一般用・スマートフォン版） | https://mobile.suibou-gunma.jp/ |
| （官公庁用・PC版） | https://gunma-suigai-risk.jp |
| （官公庁用・スマートフォン版） | https://mobile.gunma-suigai-risk.jp/ |

○群馬県水位雨量情報システム

- | | |
|------------|---|
| （PC版） | https://www.river-gunma.jp |
| （携帯版） | http://www.river-gunma.jp/k |
| （スマートフォン版） | https://www.river-gunma.jp/sp/ |

○国土交通省 川の防災情報 <https://www.river.go.jp/>

○気象庁 大気海洋部予報課 <https://www.jma.go.jp/>

○気象庁 水害リスクライン <https://frl.river.go.jp/>

3 欠測時の措置

- (1) 量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期に復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知すること。
- (2) 欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知すること。

第6章 樋門等及びその操作

- 1 管内における水防上重要な樋門堰堤及び排水機場は、別表5、別表5の2並びに別表5の3のとおりである。
- 2 樋門等の操作は、水防本部長が雨量水位等情勢を判断し現地指導部長と協議の上、操作責任者をして開閉させるものとする。
- 3 樋門等の操作責任者は、水防本部長の指示により開閉を行い、終了した場合は直ちに水防本部長に報告するものとする。
- 4 水防本部長は、樋門等の操作の終了の報告を受けたときは直ちに現地指導部長に報告するものとする。
(報告要領は、様式8のとおりである。)

第7章 通信連絡輸送

- 1 水防連絡施設
水防時に必要とする通信連絡のための電話等の通信施設については、県水防計画及び本計画の定めるところによる。
 - (1) 非常（水防）通信連絡番号
水防に関する関係機関の加入電話番号は、別表6のとおりである。
 - (2) 緊急時利用通信施設
前述の通信施設をもって通信することが不能、または遅延すると認められる場合若しくは緊急を要する事態が生じたときで、かつ他の通信施設を利用しても速やかに連絡できないと認める場合は、次の機関の専用電話又は無線等の通信施設を使用することができる。
 - ア 警察通信施設
 - イ 関東地方整備局施設
 - ウ 東京電力パワーグリッド株式会社専用通信施設
 - エ 東武鉄道関係通信施設
 - オ 東日本電信電話株式会社孤立防止用無線施設
 - カ 防災行政無線
- 2 輸送
水防上の緊急輸送等に利用する車両は別表6の2のとおりである。なお、不足するときは水防法第28条に基づき公用負担として運送事業者等の一般車両を使用する。
- 3 指定特殊機械所有者
水防上の緊急を要する事態が生じ特殊機械を必要とするときは別表6の3のとおり、指定特殊機械所有者へ依頼するものとする。
(特殊機械所有者の指定書は様式9のとおりである。)
- 4 輸送の安全措置
水防倉庫、その他への輸送経路は、予め必要な経路を調査し把握しておくものとする。

第 8 章 水防施設資器材の整備運用

1 水防倉庫及び備蓄資器材

- (1) 水防倉庫及び鍵保管者は、別表 7 のとおりである。
- (2) 水防備蓄資器材一覧表は、別表 7 の 2 のとおりである。
- (3) 水防倉庫台帳及び備蓄資器材台帳は、様式 10 のとおりである。
- (4) 備蓄資器材の保管委任をうけた消防署長は、備蓄資器材台帳に員数を明確にすると共に、充分手入れを実施し管理に遺憾なきを期するものとする。警防課長は係員をして管理状況を確認させるものとする。

2 河川防災ステーション

河川防災ステーションは、洪水時の水防活動や災害時の応急復旧に必要な資器材を予め備蓄し、その活動を支援するための拠点となる施設であり、また平常時には河川巡視の中継拠点や河川防災活動の場として利用するものである。

○大高島地区河川防災ステーション概要（利根川）

所在地	邑楽郡板倉町大高嶋地先 一級河川利根川 左岸
設置年度	平成15年度 ～ 21年度
敷地面積 (内訳)	104,000㎡ ・水防作業ヤード 5,000㎡ ・資材等備蓄ヤード 35,000㎡ ・駐車場 2,500㎡ ・水防センター 2,500㎡ (水防倉庫・会議室・待機所) ・車両回転場所 900㎡ ・ヘリポート 15,600㎡
備蓄資材	土砂 10,300㎡ 砕石、栗石 21,000㎡ 袋詰め砕石 6,620個 鋼矢板 1,668枚 (L=20m) 根固ブロック 3,744個
管理者	国土交通省利根川上流河川事務所 TEL：0480-52-3956 板倉町役場 TEL：0276-82-1111

第 9 章 水防活動

1 水防配備及び活動

(1) 県の非常配備

本部長は、水防法第 10 条第 1 項の規定により（洪水のおそれがあると認められるとき）前橋地方气象台及び関東地方整備局からその状況を通知されたとき、又は洪水による危険があると予想されたときは、次の基準により、非常配備につかせるための指令を発する。

配備区分	発 令 基 準	配備内容
警 戒	前橋地方气象台から大雨・洪水のいずれかの注意報が発せられたとき。	原則として、水防本部にて 2 名以上で水防業務にあたる。 なお、現地指導部については、現地指導部長の判断による。
第 1 配備	今後の気象情報に注意と警戒を必要とするが、予想される事態発生まで、かなりの時間的余裕のあるときは、少数の人員であたり、情報、連絡活動を主とし、事態の推移によっては、直ちに指導、その他の活動ができる態勢。	所属人員の 1 / 4 程度で水防業務にあたる。
第 2 配備	水防事態が予想され、水防活動の開始が考えられ、水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なくできる態勢。	所属人員の半数で水防業務にあたる。
第 3 配備	事態が切迫し、水防活動の必要が予想されるとき、所属人員全員によって水防活動ができる態勢。	所属人員全員で水防業務にあたる。
注意事項	1 この指令は、事態に応じ第 1 配備から直ちに第 3 配備を発表する場合もある。 2 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発表が予想されるときは、自動的に出動しなければならない。 3 水防本部員は、第 1 配備指令後はできるかぎり外出を避け、待機しなければならない。 4 非常勤務者は、交替者と引き継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。 5 その他の者は、あらかじめ自己の勤務すべき時間を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。 6 群馬県災害対策本部が設置されたときは、群馬県地域防災計画に定める基準による。	

(2) 組合水防本部の非常招集区分

県水防本部の非常配備に準じて、館林地区消防組合消防本部警防規程（平成 28 年消防長訓令第 7 号）第 81 条第 1 項により、命令を発する。

(3) 市町の非常配備

市町の非常配備は、市町長の指示によるものとする。

(4) 巡視及び警戒

ア 巡視警戒

(ア) 水防管理者は、気象又は水防の予警報が発せられたとき、又は気象状況により水防の必要が予知されるときは、管内の重要水防箇所等に対し、巡視員を派遣させる他、出動水防団による巡視警戒班を派遣するなどにより早期発見に務める。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合も同様とする。

(イ) 巡視員は水防上危険である箇所を発見したときは、直ちに水防活動を実施するとともに、水防管理者に報告しなければならない。水防管理者は現地指導部長に報告するものとする。巡視にあたって留意すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- 川側堤防斜面の亀裂又は欠け崩れ
- 堤防の上端の亀裂又は沈下
- 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水からによる亀裂
- 排・取水門の両袖又は底部からの漏水及び扉の締り具合
- 橋梁その他の構造物と取付部分の異常
- 堤防から水があふれる状況

イ 水防活動

水防管理者は、水防法第 16 条の規定により水防警報が発表されたとき、又は河川の水位が知事の定める氾濫注意水位に達したとき、その他、水防上必要があると認めるときは、同法第 17 条の規定により次に定める基準のもと、水防団及び消防機関を出動させ又は出動準備をさせなければならない。

この場合、様式 11 により直ちに出勤状況を現地指導部長に報告するものとする。

現地指導部長は、管内の水防管理団体の出勤状況を取りまとめ、県水防本部長及び関係国土交通省出先事務所長に通報するものとする。出勤や出勤準備の基準はおおむね次のとおりとする。

(ア) 待機

待機命令は、次の状況の際発するものとし、水防団又は消防機関の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努め、又は一般団員を直ちに次の段階に入れるような態勢におくものとする。

待 機 基 準	1 洪水予・警報等、河川状況により必要と認められるとき 2 水防警報（待機）が発せられたとき
---------	---

(イ) 出勤準備

出勤準備命令は、次の状況の際発するものとし、水防団及び消防機関の責任者等は、所定の詰所に集合し、資材の整備、点検、作業員の配備計画等にあたり水門等の水防上重要工作物のある箇所への派遣、水位観測所、堤防巡視等のため一部団員を出動させること。

出 勤 準 備 基 準	1 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出勤の必要が予想されるとき 2 気象状況等により水害の危険が予知されるとき
-------------	---

出勤準備の指令を受けたとき又は自ら必要と認めたる場合水防長は水防団長をして本部員及び所要分団を招集して次の事項の準備をする。

- 情報連絡
- 水位標のある場所は観測者派遣
- 資器材の整備点検
- 堤防巡視員の派遣
- 資材運搬車両の確保
- 重要樋門開閉確保のための派遣

(ウ) 出勤

出勤命令は、次の状況の際発令するものとし、水防団及び消防機関の全員が所定の詰所に集合し、あらかじめ水防計画に定められた配備につくものとする。

出 勤 基 準	1 水防警報（出勤）が発せられたとき 2 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき 3 急激な豪雨があったとき 4 堤防に特に危険な箇所がある場合等で水防活動を行う必要が認められるとき
---------	---

水防団の出勤区分は各水防団の水防活動要領等に定めておくものとする。

水防長又は水防団長は自ら必要と認め出勤を発令したときは次の措置をとるものとする。

- 重要水防箇所に対する警戒配置。
- 資器材輸送
- 水防作業

(エ) 居住者の出勤

水防管理者は緊急事態発生により、水防団のみの水防活動に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、水防法第 24 条に基づき、住民に対して水防に従事させることができる。居住者の出勤区分一覧表は別表 8 の 2 のとおりである。

ウ 安全配慮

洪水又は内水において、水防団員及び消防機関に属する者自身の安全確保に留意して実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員及び消防機関に属する者自身の安全は確保しなければならない。安全確保のために配慮すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

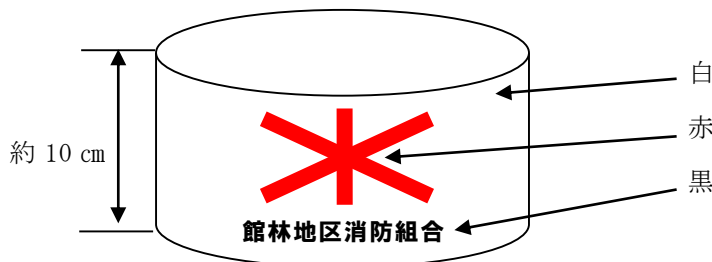
- (ア) 水防活動時には、ライフジャケットを着用する。
- (イ) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器等を携行する。
- (ウ) 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (エ) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- (オ) 水防活動は原則として複数人で行う。
- (カ) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (キ) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (ク) 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

2 水防標識・信号及び身分を示す証票

(1) 水防標識

水防作業は、迅速かつ規律正しい団体行動をとるため、次の標識を定める。

ア 水防要員の標識（左腕につける）



(2) 水防信号

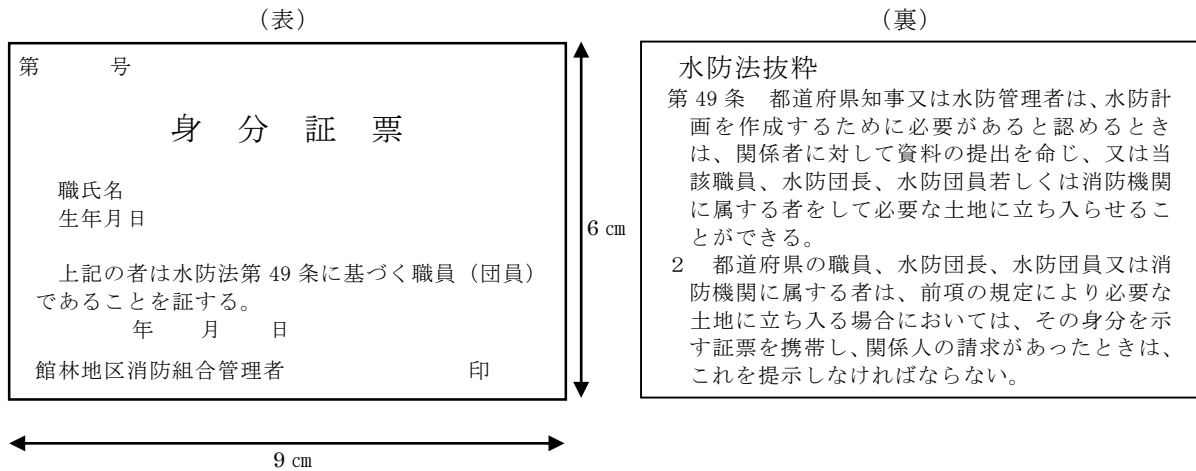
水防法第 20 条第 1 項の規定により水防に用いる信号は、次のとおりである。

(平成 6 年 2 月 22 日 群馬県告示第 106 号)

種 類	説 明	警 鐘 信 号	サイレン信号
第 1 信号	水防団及び消防機関に属する者全員が出勤すべきことを知らせるもの。	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第 2 信号	必要と認める区域内の必要と認める居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。	乱 打	3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 2秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
備考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば、警鐘信号・サイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達等により周知すること。 4 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発すること。		

(3) 身分を示す証票

水防法第 49 条第 2 項の規定により本組合関係職員が携帯する身分を示す証票は次のとおりとする。



3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

4 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所へ赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空き地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

5 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

6 避難のための立退き

(1) 立退きの指示

水防本部長は、洪水による著しい危険が切迫していると認めるときは、水防信号及び広報車等を利用し、必要と認める区域内の必要と認める居住者に避難のための立退きを指示するとともに、館林・大泉両警察署に通報しなければならない。

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発表時の状況は、警戒レベルの一覧表のとおりである。

判断基準については、令和 3 年 5 月に名称を含め見直された「避難情報に関するガイドライン」(別表 9) が運用されたことから準用するものとする。ただし、地域防災計画の定めによるほか、各市町と連携を図り対応するものとする。

警戒レベルの一覧表

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p>
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>
<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)</p>	<p>●発令される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</p>
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<p>●発令される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</p>

(2) 立退き予定地等住民への周知

水防本部長は現地指導部長、水防長、館林・大泉両警察署長と協議の上、避難先経路等を選定し住民に周知徹底しておくものとする。その避難先は各市町の地域防災計画やハザードマップ等の定めるところによるものとする。（別表10参照）

ア 住民の避難準備として次の心得を充分徹底せしめておく必要がある。

- (ア) ラジオ、テレビ放送の気象通報をよく聞いて台風の進路・速度・雨量の状況にも注意する。携帯ラジオの用意も必要である。
- (イ) 避難する場合の携行品は、食料、現金、預金通帳、印鑑、飲料水、衣類、ヘルメットか防災ずきん、家庭常備薬、マッチ、ローソク、懐中電灯等
- (ウ) 避難経路の検分
- (エ) 外出及び旅行の中止、洪水見物、流木拾い、魚とりをしない。
- (オ) 日頃から家族の生活必需品を十分準備しておく。

イ 避難するときは、家庭の責任者を中心に概ね病弱者、高齢者、歩行困難者、幼児学童婦女の順序に水防団は警察官に協力、その指導の下誘導にあたる。実施の細部については警察機関の災害警備計画（以下「災害警備計画」という。）の定めるところによるものとする。

7 罹災者救出要領

- (1) 急激に出水して避難に遅れた者又は集団的孤立状態にあり生命身体の危険が緊急かつ切迫した状態にある者を発見したときは、直ちに救出するものとする。
- (2) 救出について、小舟、舟艇機械を用い災害警備計画の定めるところにより警察官に水防団が協力実施するものとする。使用する小舟等については、別表11のとおりである。
- (3) 指定避難場所に救出不能の場合は出来得る限り最寄りの安全な場所を選定する等、臨機の措置を講ずるものとする。

8 保護要領

- (1) 住民の避難及び罹災者救出後の保護措置は市町地域防災計画の定めるところによる。
- (2) 住民避難後の財産保護については、水防団は警察官に協力実施する。細部は災害警備計画の定めるところによる。

9 決壊・漏水等の通報

- (1) 堤防その他の施設が決壊、及びこれに準ずべき事態を生じたときは、水防長は速やかに水防本部長に報告するものとする。
報告を受けた水防本部長は直ちにその旨を現地指導部長、最寄りの国土交通省出先機関、館林・大泉両警察、館林農村整備センター及び氾濫する方向の隣接水防管理団体に通報する。
- (2) 決壊後であっても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

10 水防配備の解除

- (1) 水防管理者は、水位が水防団待機水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、一般に周知させその旨を現地指導部長を通じ、県水防本部に報告するものとする。
- (2) 水防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
解除後は人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資機材は、手入れして所定の位置に設置する。

第10章 協力及び応援

- 1 水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、隣接する水防管理団体又は市町長に対し、応援を求めることができる。
- 2 応援を求められた者は、自らの区域で水防活動を行う必要があるため応援の余裕がない場合、その他やむを得ない事情がある場合以外は求めに応じなければならない。
- 3 河川管理者の協力及び援助（直轄河川）
河川管理者国土交通省関東地方整備局長は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。
 - (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
 - (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
 - (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
 - (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
 - (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料の収集及び提供するための職員の派遣

4 河川管理者の協力及び援助（県管理河川）

河川管理者群馬県知事は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（県管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の手合点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料の収集及び提供するための職員の派遣

5 下水道管理者の協力（県管理下水道）

下水道管理者群馬県知事は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (2) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

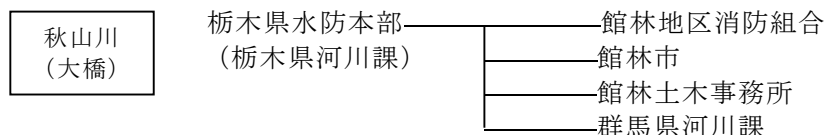
第 11 章 水防事務に係る応援協定

水防に必要な水防事務に関して、隣接する水防管理団体と次のような相互応援協定を締結している。

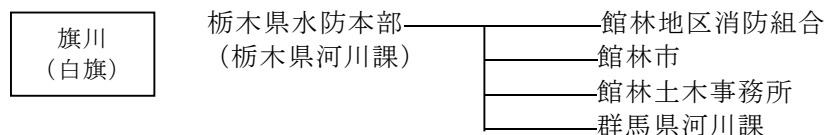
1 連絡協定

秋山川（大橋水位標）旗川（白旗橋水位標）の水位を栃木県水防本部（栃木県河川課）から組合へ連絡する。

- (1) 秋山川の水防警報又は洪水予報の伝達系統



- (2) 旗川の水防警報又は水位情報の通知及び周知の伝達系統



伝達方法

栃木県水防本部より一般メール及びFAXにより配信。（河川課へ受信確認の電話必要）

2 隣接水防管理団体との応援協定

次の関係水防管理団体等は、消防相互応援協定に基づき、自らの水防業務に支障のない場合に限り応援の求めに応ずるものとする。

応援のため派遣されたものは、応援を求めた水防管理者の指揮のもとに行動するものとする

(1) 渡良瀬川左岸（渡良瀬大橋上流部）

栃木県佐野市消防本部と群馬県館林地区消防組合

(2) 矢場川及び渡良瀬川右岸

栃木県足利市水防管理団体及び栃木市水防管理団体と群馬県館林地区消防組合

(3) 利根川左岸及び渡良瀬川右岸と谷田川右岸

埼玉県埼玉東部消防組合と群馬県館林地区消防組合

(4) 利根川及び休泊川、藤川

群馬県太田市消防本部と群馬県館林地区消防組合

(5) 応援の種類

災害の被害を最小限に防止する応援活動全般

(6) 応援要請

ア 応援を要請する場合は符号第 1 号応援、第 2 号応援と称し、電話又は FAX の方法による

イ 応援を指定された水防団は、必要なる水防器具を携行するものとする。

ウ 応援要請は、事態に応じて直ちに第 2 号応援を要請する場合もある。

(7) 応援に要する費用

応援出動した隊の要する費用は応援した隊の負担とする。また消防機械器具、施設などの重大な破損の修理、賠償等についての費用は、両者が協議して定めるものとする。

契約者 何 水防管理団体等 管理者（市町長） 何 某

契約者 館林地区消防組合 管理者

(8) 水防団の報告

派遣された水防団は任務終了、帰団した後直ちに管理者に報告するものとする。

この協定は、群馬県、埼玉県、栃木県相互間の協定の趣旨に基づいて現地の状況に即応し円滑なる水防活動を目的とする。

○水防団員の差出人員と被応援区域は別表 12 のとおりとする。

第 12 章 公用負担

1 水防法第 28 条の規定により、公用負担を命ずる。

水防本部長、水防長は水防現場において権限を行使する場合、その身分を示す身分証票を携行し関係者の請求があったとき、これを提示しなければならない。なお、これらの委任を受け権限を行使する者に対し、次のような証明書を発行せしめる必要がある場合は、関係者に提示するものとする。

公用負担権限委任証明書	
身 分	氏 名
上記の者 区域における水防法第 28 条第 1 項の規定による権限行使を委任したことを証明する。	
令和 年 月 日	
館林地区消防組合管理者	印

- 2 公用負担の権限を行使するときは、次のような命令書を2通作成、1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡すものとする。

公 用 負 担 命 令				
負担者住所			氏 名	
物件	数量	負担内容（使用収容処分等）	期間	摘要
令和 年 月 日				
命令者		職	氏名	印

これにより損失を受けた者に対して、水防法第28条第2項の規定に基づき、時価により組合にて補償しなければならない。

第 13 章 河川関係障害物の除去

- 1 管内河川において、水防のため緊急の必要があるときは、水防本部長、副本部長又は水防長は、水防の現場において工作物その他障害物の除去を実施する。
- 2 出動水防団員にて実施するが、必要に応じて技術者を派遣し実施する。
- 3 集積場所は原則として次の場所に集積するものとし、工作物等は当該工作物等が設置されていた場所に管轄する警察署長が保管することができる。
 - (1) 一時的に交通の障害とならぬ場所
 - (2) 市町所有空地

第 14 章 水防報告

- 1 水防活動が終了した場合、水防管理者は様式12の水防実施状況報告書に様式12(2)の水防実施箇所別表及び様式12(3)の水防活動報告書を添えて遅滞なく館林土木事務所を經由して2日以内に知事に報告するものとする。
- 2 水防長は、前項に準じて速やかに水防管理者に報告するものとする。

第 15 章 水防訓練

指定水防管理団体は、水防法32条の2に定めるところにより、毎年1回以上訓練を実施するものとする。

第 16 章 浸水想定区域の指定及びその区域における円滑かつ 迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

水防法第14条第1項の規定による、国土交通大臣及び知事が指定した河川の浸水想定区域、及びその区域内における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のため、要配慮者利用施設、大規模工場等の施設ごとに必要な措置については下記のとおりである。

1 浸水想定区域の指定

(1) 国土交通大臣指定河川の浸水想定区域の指定

- ア 利根川水系利根川 <http://www.ktr.mlit.go.jp/tonejo/tonejo00129.html>
 - イ 利根川水系渡良瀬川
 - ウ 利根川水系矢場川
 - エ 利根川水系多々良川
- } http://www.ktr.mlit.go.jp/watarase/watarase_index015.html

(2) 知事指定河川の浸水想定区域の指定

- ア 谷田川（平成 29 年 6 月 13 日 群馬県告示第 171 号）
<https://www.pref.gunma.jp/06/h4010209.html>
- イ 新堀川（令和 3 年 1 月 19 日 群馬県告示第 10 号）
<https://www.pref.gunma.jp/06/h4000167.html>

2 要配慮施設における措置の概要

地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）については、要配慮者が、一般の住民より避難に多くの時間を要し、いったん浸水が発生した場合、深刻な被害が発生するおそれがあることから、地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設については、自衛水防組織の設置に努め、避難確保計画の作成と避難に必要な訓練を実施するとともに、その結果を市町長に報告しなければならない。（令和 3 年 5 月水防法改正）

- (1) 洪水予報等の情報伝達
- (2) 利用者避難誘導
- (3) 避難経路の確認及び確保
- (4) 関係機関及び要配慮者の保護者への連絡等
- (5) 自衛水防組織の設置

3 大規模工場等における措置の概要

大規模工場等への浸水は、地域の社会経済活動に加えて、より広範なサプライチェーンにも重大な影響を与えるおそれがあることから、大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定めた基準を参酌して市町の条例で定める用途及び規模に該当するもの）において民間事業者自らによる浸水防止の取り組みを促すこととし、地域防災計画に位置付けられたものについては、浸水の防止のための措置に関する計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置について努める。

- (1) 洪水予報等の情報伝達
- (2) 止水板の設置
- (3) 事業の継続に必要な設備等の上階への移動等
- (4) 自衛水防組織の設置

第 17 章 水防協力団体

1 水防協力団体の指定

従来的一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人に加え、営利法人を含む民間法人、法人格を有しない自治会、町内会、ボランティア等幅広い団体を対象として、申請により指定することができる。

2 水防協力団体の業務

- (1) 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること
- (3) 水防に関する情報又は資料を収集、及び提供すること
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと
- (6) 前各号に附帯する業務を行うこと

指定土地改良区一覧表

名 称	所 在 地
赤郷台地土地改良区	館林市城町1-1
谷田川北部土地改良区	館林市上赤生田町3527-1
邑楽土地改良区	板倉町大字海老瀬6122
近藤沼土地改良区	館林市下三林町1516-1
利根加用水土地改良区	千代田町大字下中森463-3
待矢場両堰土地改良区	太田市鳥山下町402-1
独立行政法人 水資源機構利根導水 総合事業所	行田市大字須加字船川4369

重要水防箇所一覽表

群馬県重要水防箇所
(館林土木事務所管内)

別表 2

館林土木事務所管内重要水防箇所

箇所 No.	河川名	水防担当 管理 団体名	重要度		左右 岸	重要水防箇所			距離標		延長(m)	重要理由
			種別	階級		市町村	町大字	字	下流	上流		
館1	谷田川	館林地区 消防組合	堤防高	A	右	板倉	大高嶋	合の川橋上流	0.900	1.100	200	堤防高不足（流下能力）
館2	谷田川	館林地区 消防組合	漏水	B	左	板倉	海老瀬、板倉	合の川橋上流	0.790	4.000	3,210	漏水の恐れ
館3	谷田川	館林地区 消防組合	漏水	A	右	板倉	大高嶋	合の川橋上流	1.770	3.000	1,230	漏水の恐れ
館4	谷田川	館林地区 消防組合	堤防高	A	右	板倉	飯野	蛭田橋	5.650	5.700	50	堤防高不足（流下能力）
館5	谷田川	館林地区 消防組合	堤防高	B	左	板倉	岩田	斗合田橋下流	6.700	7.100	400	堤防高不足（流下能力）
館6	谷田川	館林地区 消防組合	堤防断面	B	左	館林	羽附旭町	斗合田橋上流	7.500	7.700	200	堤防断面不足
館7	谷田川	館林地区 消防組合	堤防断面	B	左	館林	羽附旭町、赤生田町	斗合田橋上流	7.900	8.300	400	堤防断面不足
館8	谷田川	館林地区 消防組合	堤防高 堤防断面	B	左	館林	赤生田町、赤生田本町、上赤生田町、堀工町、青柳町	東北自動車道下流から青柳橋	8.550	13.900	5,350	堤防高不足（流下能力）、堤防断面不足
館9	谷田川	館林地区 消防組合	堤防高 堤防断面	B	右	明和	上江黒	東北自動車より上流	8.950	9.300	350	堤防高不足（流下能力）、堤防断面不足
館10	谷田川	館林地区 消防組合	堤防高 堤防断面	B	右	明和	上江黒	十二社橋下流	9.700	9.900	200	堤防高不足（流下能力）、堤防断面不足
館11	谷田川	館林地区 消防組合	堤防高 堤防断面	A	右	明和	上江黒、南大島、矢島	十二社橋上流	10.100	13.900	3,800	堤防高不足（流下能力）、堤防断面不足
館12	鶴生田川	館林地区 消防組合	工作物	A	右	板倉	岩田	谷田川河底横過サイフォン	0.000	0.220	220	工作物老朽化
館13	鶴生田川	館林地区 消防組合	工作物	A	左	板倉	岩田	谷田川河底横過サイフォン	0.000	0.220	220	工作物老朽化
館14	多々良川	館林地区 消防組合	漏水	A	左	館林	日向町	木戸堰上流	0.000	0.650	650	漏水の恐れ
館15	新堀川	館林地区 消防組合	堤防高	B	左	邑楽	狸塚	百目鬼橋から新堀川、逆川合流部まで	3.850	4.700	850	堤防高不足（流下能力）
館16	新堀川	館林地区 消防組合	堤防高	B	右	邑楽	赤堀	百目鬼橋から新堀川、逆川合流部まで	3.850	4.700	850	堤防高不足（流下能力）
館17	大箇野川	館林地区 消防組合	工作物	A	右	板倉	下五箇、海老瀬	谷田川河底横過サイフォン	0.000	0.250	250	工作物老朽化
館18	大箇野川	館林地区 消防組合	工作物	A	左	板倉	下五箇、海老瀬	谷田川河底横過サイフォン	0.000	0.250	250	工作物老朽化
館19	多々良川	館林地区 消防組合	堤防高	A	右	邑楽	中野、石打	箕の子橋から大根橋下流まで	7.700	9.200	1,500	堤防高不足（流下能力）
館20	多々良川	館林地区 消防組合	堤防高	A	左	邑楽	中野、石打	箕の子橋から大根橋下流まで	7.700	9.200	1,500	堤防高不足（流下能力）
館21	多々良川	館林地区 消防組合	新堤防	要注	右	邑楽	中野	大根橋下流から丑沼橋まで	7.700	7.770	70	新堤防建造後3年未満（令和元年度竣工）
館22	多々良川	館林地区 消防組合	新堤防	要注	左	邑楽	中野	大根橋下流から丑沼橋まで	7.700	7.770	70	新堤防建造後3年未満（令和元年度竣工）
館23	谷田川	館林地区 消防組合	新堤防	要注	右	板倉	大高嶋	八間樋橋下流	2.350	2.700	350	新堤防建造後3年未満（令和2年度竣工）
館24	谷田川	館林地区 消防組合	陸開	要注	右	明和	上江黒	明和陸開 1	9.000	9.000	0	陸開設置箇所
館25	谷田川	館林地区 消防組合	陸開	要注	右	明和	上江黒	明和陸開 2	9.300	9.300	0	陸開設置箇所
館26	多々良川	館林地区 消防組合	新堤防	要注	右	邑楽	中野	大根橋付近	7.770	7.800	30	新堤防建造後3年未満（令和2年度竣工）
館27	多々良川	館林地区 消防組合	新堤防	要注	左	邑楽	中野	大根橋付近	7.770	7.800	30	新堤防建造後3年未満（令和2年度竣工）
	5河川 27箇所										22,230	

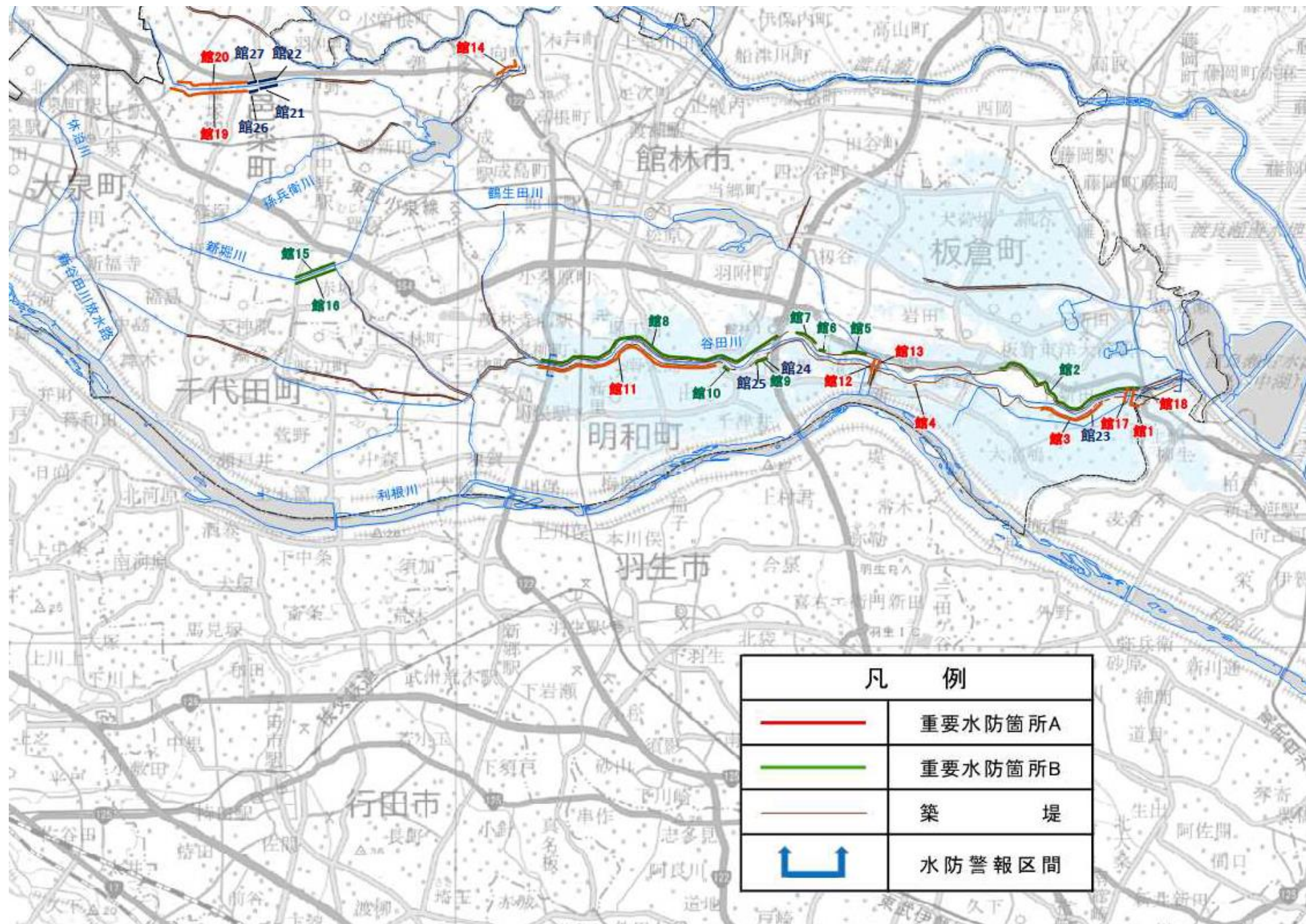
延長内訳

A= 11箇所 9,870m

B= 9箇所 11,810m

要注= 7箇所 550m

計 27箇所 22,230m



重要水防箇所一覧表

(利根川上流河川事務所管内)

別表2

令和5年度 直轄河川重要水防箇所一覽表

事務所名	番号	図面 対象 番号		河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
					種別	階級		地先名	料杭位置 (K, m)	担当水防団体			担当土木事務所			
利根川上流 河川事務所	1	利左	160-1	利根川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	左	群馬県	邑楽郡千代田町 舞木	161.0k下54m 160.5k下172m	658.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 旧川跡	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工
利根川上流 河川事務所	2	利左	160-2	利根川	旧川跡	要注	左	群馬県	邑楽郡千代田町 舞木	160.5k下172m 160.0k上26m	322.8	旧川跡	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	
利根川上流 河川事務所	3	利左	160-3	利根川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	左	群馬県	邑楽郡千代田町 舞木	160.0k上26m 160.0k下161m	186.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 旧川跡	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工
利根川上流 河川事務所	4	利左	159-1	利根川	越水(溢水)	B	左	群馬県	邑楽郡千代田町 舞木	160.0k下161m 157.5k上224m	2063.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工
利根川上流 河川事務所	5	利左	157-1	利根川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	左	群馬県	邑楽郡千代田町 赤岩	157.5k上224m 157.5k上33m	191.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 旧川跡	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工
利根川上流 河川事務所	6	利左	157-2	利根川	越水(溢水)	B	左	群馬県	邑楽郡千代田町 赤岩	157.5k上33m 156.5k下253m	1015.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工
利根川上流 河川事務所	7	利左	156-1	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	群馬県	邑楽郡千代田町 瀬戸井	156.5k下253m 155.5k下186m	836.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (堤防脆弱性・安全性照査)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工 築きまわし工 かご止め工
利根川上流 河川事務所	8	利左	155-1	利根川	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	左	群馬県	邑楽郡千代田町 上五箇	155.5k下186m 155.0k上179m	7.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (堤防脆弱性・安全性照査) 旧川跡	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工 築きまわし工 かご止め工
利根川上流 河川事務所	9	利左	155-2	利根川	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	左	群馬県	邑楽郡千代田町 上五箇	155.0k上179m 155.0k上175m	3.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (堤防脆弱性・安全性照査) 旧川跡	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工 築きまわし工 かご止め工
利根川上流 河川事務所	10	利左	155-3	利根川	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	左	群馬県	邑楽郡千代田町 上五箇	155.0k上175m 155.0k上168m	7.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (堤防脆弱性・安全性照査) 旧川跡	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工 築きまわし工 かご止め工

別表 2

令和 5 年度 直轄河川重要水防箇所一覽表

事務所名	番号	図面 対象 番号		河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
					種別	階級		地先名	料杭位置 (K, m)	担当水防団体			担当土木事務所			
利根川上流河川事務所	11	利左	155-4	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	群馬県	邑楽郡千代田町 上五箇	155.0k上168m 155.0k下117m	284.1	氾濫危険水位設定箇所(八斗島観測所) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (堤防脆弱性・安全性照査)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工 築きまわし工 かご止め工
利根川上流河川事務所	12	利左	154-1	利根川	越水(溢水)	B	左	群馬県	邑楽郡千代田町 上五箇	155.0k下117m 154.0k上19m	584.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工
利根川上流河川事務所	13	利左	153-1	利根川	工作物	B	左	群馬県	邑楽郡千代田町 上五箇	154.0k下10m	1箇所	武蔵大橋 流下能力不足	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	
利根川上流河川事務所	14	利左	153-2	利根川	越水(溢水)	B	左	群馬県	邑楽郡千代田町 上五箇	154.0k下67m 153.5k上190m	257.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工
利根川上流河川事務所	15	利左	153-3	利根川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	左	群馬県	邑楽郡千代田町 上五箇	153.5k上190m 153.0k下190m	879.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 旧川跡	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工
利根川上流河川事務所	16	利左	152-1	利根川	越水(溢水)	B	左	群馬県	邑楽郡千代田町 下中森	153.0k下190m 153.0k下249m	59.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工
利根川上流河川事務所	17	利左	152-2	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	群馬県	邑楽郡千代田町 下中森	153.0k下249m 152.5k上130m	119.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (堤防脆弱性)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工 築きまわし工
利根川上流河川事務所	18	利左	152-3	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	群馬県	邑楽郡千代田町 下中森	152.5k上130m 152.0k上65m	565.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (堤防脆弱性)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工 築きまわし工
利根川上流河川事務所	19	利左	152-4	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	群馬県	邑楽郡明和町 大輪	152.0k上65m 152.0k上15m	50.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (堤防脆弱性)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工 築きまわし工
利根川上流河川事務所	20	利左	152-5	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	群馬県	邑楽郡明和町 大輪	152.0k上15m 152.0k下250m	264.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (堤防脆弱性)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工 築きまわし工
利根川上流河川事務所	21	利左	151-1	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	群馬県	邑楽郡明和町 大輪	152.0k下250m 151.5k下147m	396.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (堤防脆弱性)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工 築きまわし工

別表2

令和5年度 直轄河川重要水防箇所一覽表

事務所名	番号	図面 対象 番号		河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
					種別	階級		地先名	桁杭位置 (K, m)	担当水防団体			担当土木事務所			
利根川上流河川事務所	22	利左	151-2	利根川	越水(溢水) 堤体漏水 破堤跡	B B 要注	左	群馬県	邑楽郡明和町 大輪	151.5k下147m 151.5k下368m	220.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性) 破堤跡	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工 築きまわし工
利根川上流河川事務所	23	利左	151-3	利根川	越水(溢水) 破堤跡	B 要注	左	群馬県	邑楽郡明和町 須賀	151.5k下368m 151.0k	368.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 破堤跡	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工
利根川上流河川事務所	24	利左	150-1	利根川	越水(溢水)	B	左	群馬県	邑楽郡明和町 須賀	151.0k 151.0k下256m	256.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工
利根川上流河川事務所	25	利左	150-2	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	群馬県	邑楽郡明和町 須賀	151.0k下256m 150.5k上97m	158.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工 かご止め工
利根川上流河川事務所	26	利左	150-3	利根川	堤体漏水	B	左	群馬県	邑楽郡明和町 川俣	150.5k上97m 150.5k上46m	51.2	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	かご止め工
利根川上流河川事務所	27	利左	150-4	利根川	工作物	B	左	群馬県	邑楽郡明和町 川俣	150.5k上50m	1箇所	昭和橋(下り線) 流下能力不足	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	
利根川上流河川事務所	28	利左	150-5	利根川	工作物	B	左	群馬県	邑楽郡明和町 川俣	150.5k上50m	1箇所	昭和橋(上り線) 流下能力不足	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	
利根川上流河川事務所	29	利左	150-6	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	群馬県	邑楽郡明和町 川俣	150.5k上46m 150.5k下96m	141.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工 かご止め工
利根川上流河川事務所	30	利左	150-7	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	群馬県	邑楽郡明和町 川俣	150.5k下96m 150.0k上83m	257.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工 かご止め工
利根川上流河川事務所	31	利左	150-8	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	群馬県	邑楽郡明和町 川俣	150.0k上83m 150.0k上35m	47.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工 かご止め工
利根川上流河川事務所	32	利左	150-9	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	群馬県	邑楽郡明和町 川俣	150.0k上35m 149.5k上108m	358.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工 かご止め工

別表2

令和5年度 直轄河川重要水防箇所一覽表

事務所名	番号	図面 対象 番号		河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
					種別	階級		地先名	桁杭位置 (K, m)	担当水防団体			担当土木事務所			
利根川上流河川事務所	33	利左	149-1	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	群馬県	邑楽郡明和町 梅原	149.5k上108m 149.5k上153m	261.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工 かご止め工
利根川上流河川事務所	34	利左	149-2	利根川	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防	B B 要注	左	群馬県	邑楽郡明和町 梅原	149.5k下153m 149.0k上38m	191.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査) 令和2年4月30日完成 R1利根川左岸明和梅原築堤護岸工事	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工 かご止め工 シート張り工
利根川上流河川事務所	35	利左	149-3	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	群馬県	邑楽郡明和町 梅原	149.0k上38m 149.0k	38.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工 かご止め工
利根川上流河川事務所	36	利左	148-1	利根川	越水(溢水)	B	左	群馬県	邑楽郡明和町 梅原	149.0k 148.0k下229m	1074.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工
利根川上流河川事務所	37	利左	148-2	利根川	工作物	B	左	群馬県	邑楽郡明和町 梅原	149.0k下45m	1箇所	東武伊勢崎線 利根川橋【下り線】 桁下高不足かつ流下能力不足	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	
利根川上流河川事務所	38	利左	148-3	利根川	工作物	B	左	群馬県	邑楽郡明和町 梅原	149.0k下45m	1箇所	東武伊勢崎線 利根川橋【上り線】 桁下高不足かつ流下能力不足	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	
利根川上流河川事務所	39	利左	147-1	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	群馬県	邑楽郡明和町 梅原	148.0k下229m 147.0k下291m	1019.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工 かご止め工
利根川上流河川事務所	40	利左	146-1	利根川	越水(溢水)	B	左	群馬県	邑楽郡明和町 江口	147.0k下291m 144.5k下68m	2209.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工
利根川上流河川事務所	41	利左	144-1	利根川	越水(溢水)	B	左	群馬県	邑楽郡明和町 千津井	144.5k下68m 144.0k上146m	272.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工
利根川上流河川事務所	42	利左	144-2	利根川	工作物	B	左	群馬県	邑楽郡明和町 千津井	144.5k下220m	1箇所	東北縦貫自動車道 利根川橋 桁下高不足かつ流下能力不足	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	
利根川上流河川事務所	43	利左	144-3	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	群馬県	邑楽郡明和町 千津井	144.0k上146m 144.0k上141m	4.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工 かご止め工
利根川上流河川事務所	44	利左	144-4	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	群馬県	邑楽郡明和町 千津井	144.0k上141m 143.0k下125m	1715.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工 かご止め工

別表 2

令和 5 年度 直轄河川重要水防箇所一覽表

事務所名	番号	図面 対象 番号		河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
					種別	階級		地先名	桁杭位置 (K, m)	担当水防団体			担当土木事務所			
利根川上流 河川事務所	45	利左	142-1	利根川	越水(溢水) 新堤防	B 要注	左	群馬県	邑楽郡板倉町 飯野	143.0k下125m 143.0k下368m	242.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (安全性照査) 令和3年5月31日完成 R2利根川大高嶋河道掘削他工事	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工 かご止め工 シート張り工
利根川上流 河川事務所	46	利左	142-2	利根川	越水(溢水) 新堤防	B 要注	左	群馬県	邑楽郡板倉町 飯野	143.0k下368m 142.5k上81m	286.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 令和3年5月31日完成 R2利根川大高嶋河道掘削他工事	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工 シート張り工
利根川上流 河川事務所	47	利左	142-3	利根川	越水(溢水)	B	左	群馬県	邑楽郡板倉町 飯野	142.5k上81m 142.5k上22m	58.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工
利根川上流 河川事務所	48	利左	142-4	利根川	越水(溢水)	B	左	群馬県	邑楽郡板倉町 飯野	142.5k上22m 142.5k下232m	254.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工
利根川上流 河川事務所	49	利左	142-5	利根川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	左	群馬県	邑楽郡板倉町 飯野	142.5k下232m 142.0k上307m	87.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 旧川跡	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工
利根川上流 河川事務所	50	利左	142-6	利根川	越水(溢水)	B	左	群馬県	邑楽郡板倉町 飯野	142.0k上307m 142.0k上13m	294.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工
利根川上流 河川事務所	51	利左	142-7	利根川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	左	群馬県	邑楽郡板倉町 飯野	142.0k上13m 142.0k下72m	84.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 旧川跡	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工
利根川上流 河川事務所	52	利左	141-1	利根川	越水(溢水)	B	左	群馬県	邑楽郡板倉町 飯野	142.0k下72m 141.5k上78m	447.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土俵工
利根川上流 河川事務所	53	利左	141-2	利根川	新堤防	要注	左	群馬県	邑楽郡板倉町 飯野	141.5k上78m 141.0k上99m	499.6	令和5年3月31日完成見込み R3利根川左岸飯野築堤その2工事	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	シート張り工
利根川上流 河川事務所	54	利左	141-3	利根川	新堤防	要注	左	群馬県	邑楽郡板倉町 飯野	141.0k上99m 141.0k下215m	314.1	令和4年6月15日完成 R3利根川左岸飯野築堤工事	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	シート張り工

別表2

令和5年度 直轄河川重要水防箇所一覽表

事務所名	番号	図面 対象 番号		河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
					種別	階級		地先名	桁杭位置 (K, m)	担当水防団体			担当土木事務所			
利根川上流 河川事務所	55	利左	140-1	利根川	堤体漏水 基礎地盤漏水 新堤防	B B 要注	左	群馬県	邑楽郡板倉町 大高嶋	141.0k下215m 140.5k下149m	364.0	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (堤防脆弱性) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に 支障が生じる可能性がある箇所 令和4年6月15日完成 R3利根川左岸飯野築堤工事	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	築きまわし工 釜段工 シート張り工
利根川上流 河川事務所	56	利左	140-2	利根川	堤体漏水 基礎地盤漏水 新堤防	B B 要注	左	群馬県	邑楽郡板倉町 大高嶋	140.5k下149m 140.0k上87m	245.1	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (堤防脆弱性) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に 支障が生じる可能性がある箇所 令和4年出水期完成見込み R2利根川左岸大高嶋築堤工事、令和4年6 月15日完成 R3利根川左岸飯野築堤工事	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	築きまわし工 釜段工 シート張り工
利根川上流 河川事務所	57	利左	140-3	利根川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水 新堤防	B B B 要注	左	群馬県	邑楽郡板倉町 大高嶋	140.0k上87m 140.0k下209m	295.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (堤防脆弱性) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に 支障が生じる可能性がある箇所 令和4年出水期完成見込み R2利根川左岸大高嶋築堤工事	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土のう工 築きまわし工 釜段工 シート張り工
利根川上流 河川事務所	58	利左	139-1	利根川	越水(溢水) 基礎地盤漏水 新堤防	B B 要注	左	群馬県	邑楽郡板倉町 大高嶋	140.0k下209m 139.5k上134m	75.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に 支障が生じる可能性がある箇所 令和4年出水期完成見込み R2利根川左岸大高嶋築堤工事	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	積み土のう工 釜段工 シート張り工
利根川上流 河川事務所	59	利左	139-2	利根川	新堤防	要注	左	群馬県	邑楽郡板倉町 大高嶋	139.5k上134m 139.5k上54m	79.6	令和4年出水期完成見込み R2利根川左岸大高嶋築堤工事	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	シート張り工
利根川上流 河川事務所	60	利左	139-4	利根川	旧川跡	要注	左	群馬県	邑楽郡板倉町 大高嶋	139.5k下5m 139.0k上128m	324.3	旧川跡	館林地区消防組合	館林土木事務所	川俣出張所	

別表2

令和5年度 直轄河川重要水防箇所一覽表

事務所名	番号	図面 対象 番号		河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
					種別	階級		地先名	桁杭位置 (K, m)	担当水防団体			担当土木事務所			
利根川上流 河川事務所	61	渡右	9-1	渡良瀬川	越水(溢水)	B	右	群馬県	栃木市藤岡町 藤岡	10.0k下138m 9.5k下252m	520.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	館林地区消防組合	館林土木事務所	渡良瀬遊水池 出張所	積み土俵工
利根川上流 河川事務所	62	渡右	9-2	渡良瀬川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	群馬県	邑楽郡板倉町 海老瀬	9.5k下252m 9.0k上258m	76.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 旧川跡	館林地区消防組合	館林土木事務所	渡良瀬遊水池 出張所	積み土俵工
利根川上流 河川事務所	63	渡右	9-3	渡良瀬川	越水(溢水)	B	右	群馬県	邑楽郡板倉町 海老瀬	9.0k上258m 8.5k上10m	748.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	館林地区消防組合	館林土木事務所	渡良瀬遊水池 出張所	積み土俵工
利根川上流 河川事務所	64	渡右	8-1	渡良瀬川	越水(溢水)	B	右	群馬県	邑楽郡板倉町 海老瀬	8.5k上10m 8.5k下50m	60.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満)	館林地区消防組合	館林土木事務所	渡良瀬遊水池 出張所	積み土俵工
利根川上流 河川事務所	65	渡右	8-2	渡良瀬川	越水(溢水)	B	右	群馬県	邑楽郡板倉町 海老瀬	8.5k下50m 8.0k下99m	549.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	館林地区消防組合	館林土木事務所	渡良瀬遊水池 出張所	積み土俵工
利根川上流 河川事務所	66	渡右	7-1	渡良瀬川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	群馬県	邑楽郡板倉町 海老瀬	8.0k下99m 7.5k下118m	514.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (安全性照査)	館林地区消防組合	館林土木事務所	渡良瀬遊水池 出張所	積み土俵工 かご止め工
利根川上流 河川事務所	67	渡右	7-2	渡良瀬川	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	右	群馬県	邑楽郡板倉町 海老瀬	7.5k下118m 7.0k上217m	157.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (安全性照査) 旧川跡	館林地区消防組合	館林土木事務所	渡良瀬遊水池 出張所	積み土俵工 かご止め工
利根川上流 河川事務所	68	渡右	6-1	渡良瀬川	旧川跡	要注	右	群馬県	邑楽郡板倉町 海老瀬	7.0k下215m 7.0k下240m	25.0	旧川跡	館林地区消防組合	館林土木事務所	渡良瀬遊水池 出張所	
利根川上流 河川事務所	69	渡右	6-2	渡良瀬川	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	右	群馬県	邑楽郡板倉町 海老瀬	7.0k下240m 6.5k上245m	15.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (安全性照査) 旧川跡	館林地区消防組合	館林土木事務所	渡良瀬遊水池 出張所	積み土俵工 かご止め工

別表 2

令和 5 年度 直轄河川重要水防箇所一覽表

事務所名	番号	図面 対象 番号		河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法	
					種別	階級		地先名	料杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所			
利根川上流 河川事務所	70	渡右	6-3	渡良瀬川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	群馬県	邑楽郡板倉町 海老瀬	6.5k上245m 6.5k上200m	45.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (安全性照査)	館林地区消防組合	館林土木事務所	渡良瀬遊水池 出張所	積み土俵工 かご止め工
利根川上流 河川事務所	71	渡右	6-4	渡良瀬川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	群馬県	邑楽郡板倉町 海老瀬	6.5k上200m 6.5k上150m	50.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に 支障が生じる可能性がある箇所	館林地区消防組合	館林土木事務所	渡良瀬遊水池 出張所	積み土俵工 釜段工
利根川上流 河川事務所	72	渡右	6-5	渡良瀬川	越水(溢水) 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要注	右	群馬県	邑楽郡板倉町 海老瀬	6.5k上150m 6.5k上85m	65.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に 支障が生じる可能性がある箇所 旧川跡	館林地区消防組合	館林土木事務所	渡良瀬遊水池 出張所	積み土俵工 釜段工

延長内訳

A =	0箇所	- m
B =	66箇所	22,618.8m
要注 =	6箇所	1,565.4m
計	72箇所	24,184.2m

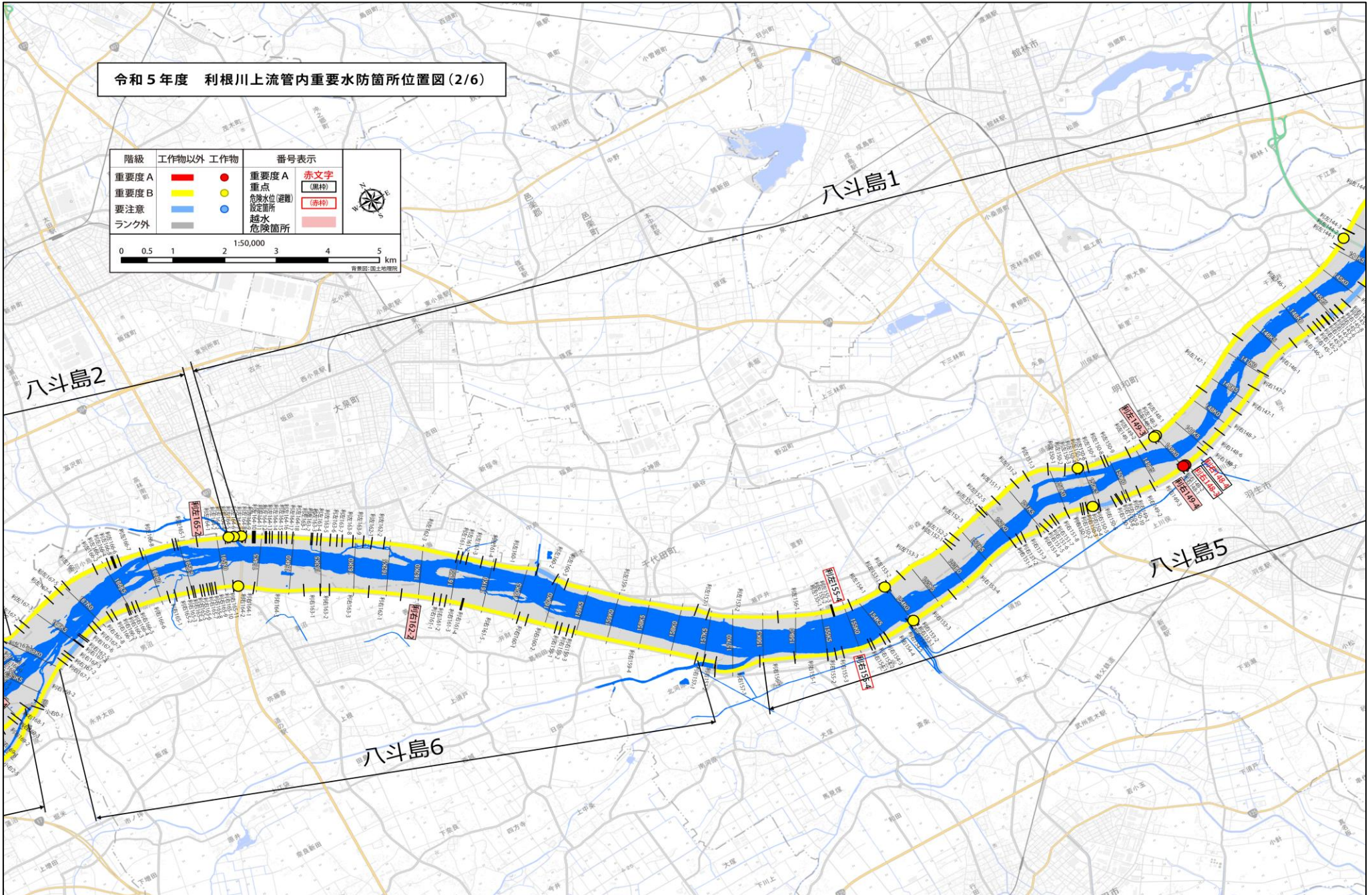
令和5年度 利根川上流管内重要水防箇所位置図(2/6)

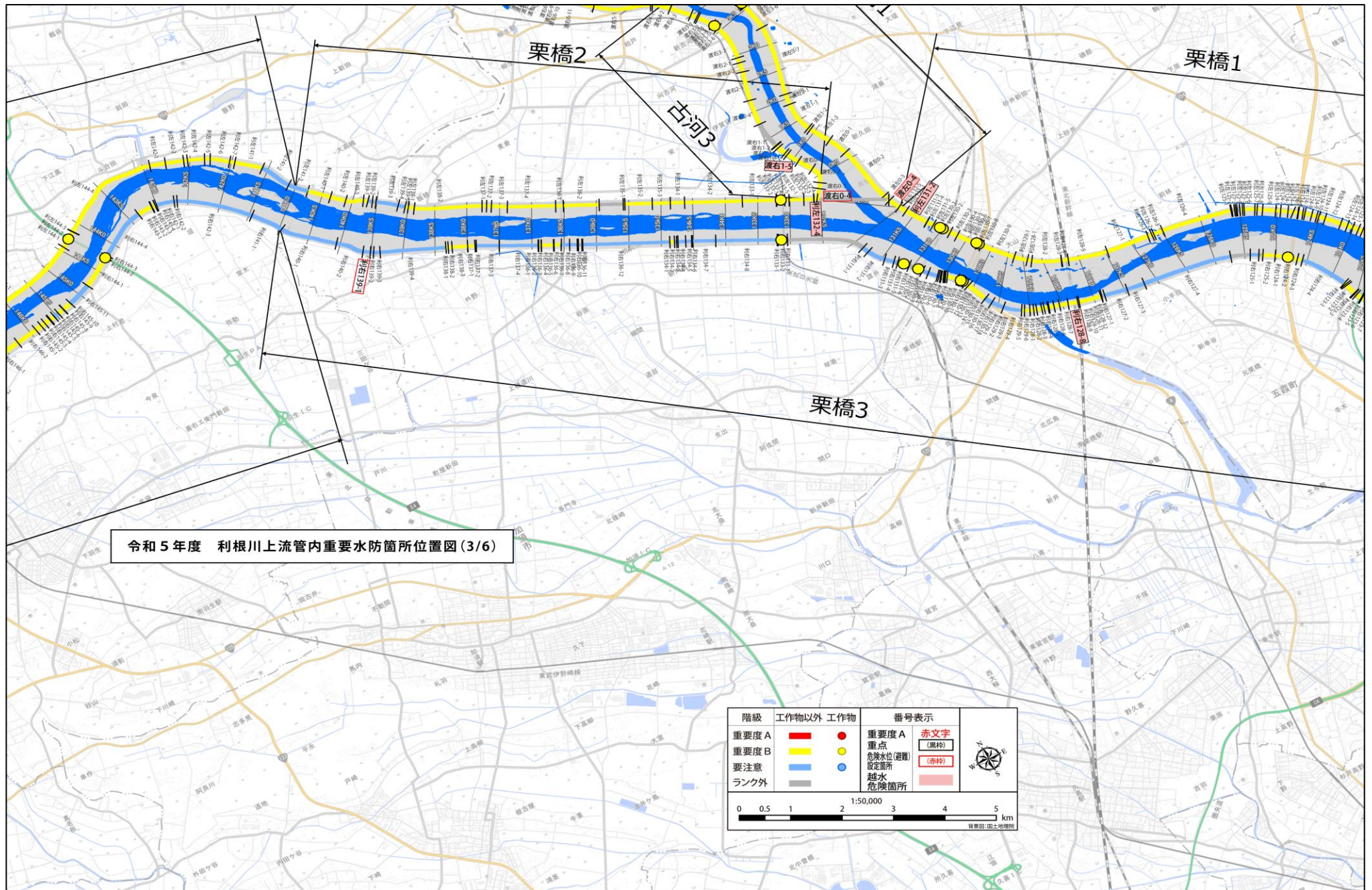
階級	工作物以外	工作物	番号表示
重要度 A	■	●	重要度 A 赤文字 重点 (黒枠)
重要度 B	■	●	重点 (黒枠)
要注意	■	●	危険水位(避難) 取水 (赤枠)
ランク外	■	●	越水 危険箇所 (赤枠)

0 0.5 1 2 3 4 5 km

1:50,000

資料元:国土院





令和5年度 利根川上流管内重要水防箇所位置図(3/6)

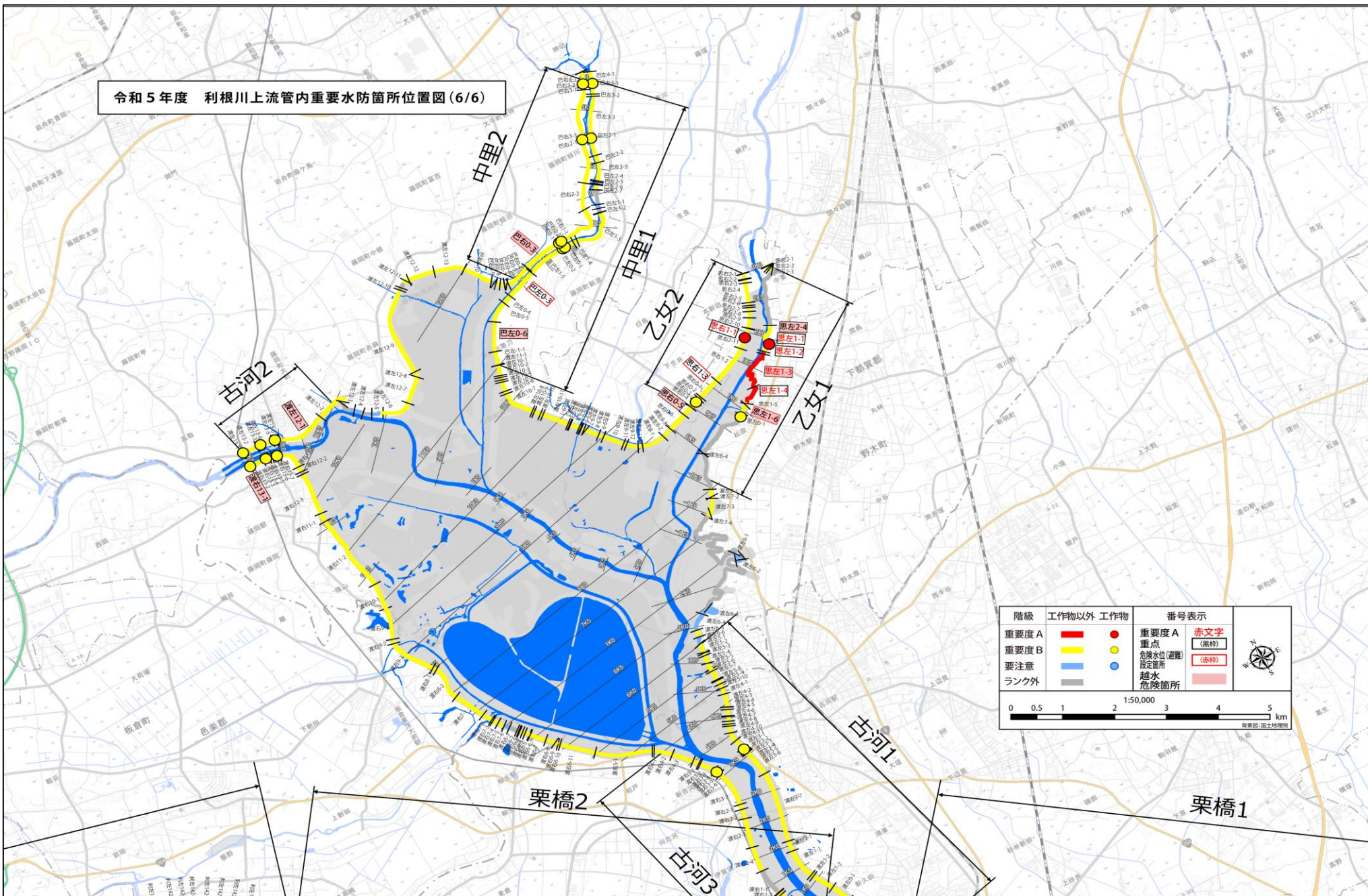
階級	工作物以外	工作物	番号表示	
重要度 A	■	●	重要度 A	赤字 (黒枠)
重要度 B	■	●	重点	赤字 (赤枠)
要注意	■	●	危険水位 (避難)	
ランク外	■	●	設定箇所	
	■	●	越水	
	■	●	危険箇所	

0 0.5 1 2 3 4 5 km

1:50,000

背景図: 国土院提供

令和5年度 利根川上流管内重要水防箇所位置図(6/6)



階級	工作物以外	工作物	番号表示
重要度 A	■	●	重要度 A 重点 危険水位(溢) 設定箇所 越水 危険箇所
重要度 B	■	●	赤文字 (黒枠)
要注意	■	●	(赤枠)
ランク外	■	●	

重要水防箇所一覧表

(渡良瀬川河川事務所管内)

別表2

令和5年度 直轄河川重要水防箇所一覽表

事務所名	番号	図面 対象 番号		河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
					種別	階級		地 先 名	料 杭 位 置 (K, m)	担当 水防団体			担当土 木事務所			
渡良瀬川 河川事務所	1	渡右	24-3	渡良瀬川	越水(溢水)	B	右	群馬県	館林市上早川田町	24.50+153~24.75+11	164.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	館林市	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	2	渡右	22-1	渡良瀬川	工作物 越水(溢水)	B B	右	群馬県	館林市下早川田町	23.00-104	1箇所 (9.75m)	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (渡良瀬大橋)	館林市	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	3	渡右	22-2	渡良瀬川	越水(溢水)	B	右	群馬県	館林市下早川田町	21.25+14~22.50+125	1463.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	館林市	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	4	渡右	22-3	渡良瀬川	工作物 越水(溢水)	B B	右	群馬県	館林市下早川田町	22.50+75	1箇所 (4.9m)	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (東武佐野線)	館林市	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	5	渡右	21-1	渡良瀬川	越水(溢水) 新堤防	B 要注	右	群馬県	館林市大島町	21.00+74~21.25+14	87.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 新堤防で築造後3年以内の箇所。 R2渡良瀬川右岸大島町地先高水護岸工事(R4.6完)	館林市	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう シート張り
渡良瀬川 河川事務所	6	渡右	21-2	渡良瀬川	新堤防	要注	右	群馬県	館林市大島町	20.50+130~21.00+74	452.5	新堤防で築造後3年以内の箇所。 R2渡良瀬川右岸大島町地先高水護岸工事(R4.6完)	館林市	館林土木	佐野河川出張所	シート張り
渡良瀬川 河川事務所	7	渡右	20-1	渡良瀬川	越水(溢水) 新堤防	B 要注	右	群馬県	館林市大島町	20.25+42~20.50+130	348.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 新堤防で築造後3年以内の箇所。 R2渡良瀬川右岸大島町地先高水護岸工事(R4.6完)	館林市	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう シート張り
渡良瀬川 河川事務所	8	渡右	20-2	渡良瀬川	越水(溢水)	B	右	群馬県	館林市大島町	20.25-38~20.25+42	80.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	館林市	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	9	渡右	20-3	渡良瀬川	越水(溢水) 水衝洗堀	B B	右	群馬県	館林市大島町	20.00-48~20.25-38	250.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 高水敷幅が不足しており、より強固な河岸浸食防止施設の必要な区間である。	館林市	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう 木流し 表シート張
渡良瀬川 河川事務所	10	渡右	19-1	渡良瀬川	(重点) 越水(溢水)	B	右	群馬県	館林市大島町	19.25-100~20.00-48	802.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (危険箇所(越水):足利橋観測所)	館林市	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	11	渡右	19-2	渡良瀬川	越水(溢水) 新堤防	B 要注	右	群馬県	館林市大島町	19.00+15~19.25-100	135.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 新堤防で築造後3年以内の箇所。 R2渡良瀬川右岸西岡町新田地先高水護岸工事(R4.6完)	館林市	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう シート張り

別表2

令和5年度 直轄河川重要水防箇所一覽表

事務所名	番号	図面 対象 番号		河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法	
					種別	階級		地 先 名	料杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当土 木事務所			
渡良瀬川 河川事務所	12	渡右	19-3	渡良瀬川	越水(溢水) 新堤防	B 要注	右	群馬県	邑楽郡板倉町 大字西岡新田	19.00-111~19.00+15	125.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満 新堤防で築造後3年以内の箇所。 R2 渡良瀬川右岸西岡町新田地先 高水護岸工事(R4.3完)	板倉町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう シート張り
渡良瀬川 河川事務所	13	渡右	18-1	渡良瀬川	越水(溢水)	B	右	群馬県	邑楽郡板倉町 大字西岡新田	19.00-115~19.00-111	4.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満	板倉町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	14	渡右	18-2	渡良瀬川	新堤防	要注	右	群馬県	邑楽郡板倉町 大字西岡新田	18.25-102~18.50-87	256.0	新堤防で築造後3年以内の箇所。 R2渡良瀬川右岸西岡町新田地先高 水護岸工事(R4.6完)	板倉町	館林土木	佐野河川出張所	シート張り
渡良瀬川 河川事務所	15	渡右	18-3	渡良瀬川	越水(溢水)	B	右	群馬県	邑楽郡板倉町 大字西岡新田	17.00+132~18.25-102	1037.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満	板倉町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	16	渡右	18-4	渡良瀬川	工作物 越水(溢水)	B B	右	群馬県	邑楽郡板倉町 大字西岡新田	18.00+112	1箇所 (29.4m)	計算水位と桁下高の差が余裕高未 満(東北自動車道)	板倉町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	17	渡右	16-1	渡良瀬川	越水(溢水)	B	右	群馬県	邑楽郡板倉町 大字西岡	15.50+115~16.50+121	1004.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満	板倉町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	18	渡右	15-1	渡良瀬川	新堤防	要注	右	群馬県	邑楽郡板倉町 大字除川	14.75+102~15.25	400.7	新堤防で築造後3年以内の箇所。 R2渡良瀬川右岸除川地先高水護岸 工事(R4.3完)	板倉町	館林土木	佐野河川出張所	シート張り
渡良瀬川 河川事務所	19	渡右	14-1	渡良瀬川	旧川跡	要注	右	群馬県	邑楽郡板倉町 大字除川	14.25+134~14.50-121	63.8	旧川跡。	板倉町	館林土木	佐野河川出張所	
渡良瀬川 河川事務所	20	渡左	23-1	渡良瀬川	旧川跡	要注	左	群馬県	館林市下早川田町	23.25+59~23.25+96	36.9	旧川跡。	館林市	館林土木	佐野河川出張所	
渡良瀬川 河川事務所	21	渡左	23-2	渡良瀬川	越水(溢水)	B	左	群馬県	館林市下早川田町	23.00+53~23.00+188	135.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満	館林市	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	22	渡左	23-3	渡良瀬川	工作物 越水(溢水)	B B	左	群馬県	館林市下早川田町	23.00+75	1箇所 (9.75m)	計算水位と桁下高の差が余裕高未 満(渡良瀬大橋)	館林市	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	23	渡左	13-1	渡良瀬川	旧川跡	要注	左	群馬県	邑楽郡板倉町 大字除川	13.75+36~13.75+102	66.4	旧川跡。	板倉町	館林土木	佐野河川出張所	
渡良瀬川 河川事務所	24	矢右	42-1	矢場川	(重点) 工作物 越水(溢水)	A A	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字秋妻	N0.42+40	1箇所 (5.5m)	計算水位が桁下高以上(旭橋)	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	25	矢右	41-1	矢場川	越水(溢水)	B	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字秋妻	N0.40+101~N0.41-10	91.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう

別表2

令和5年度 直轄河川重要水防箇所一覽表

事務所名	番号	図面 対象 番号		河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法	
					種別	階級		地 先 名	料杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当土 木事務所			
渡良瀬川 河川事務所	26	矢右	40-1	矢場川	(重点) 越水(溢水)	A	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字秋妻	NO. 39-101~NO. 40+101	394.3	計算水位が現況堤防高以上	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	27	矢右	40-2	矢場川	(重点) 工作物 越水(溢水)	A A	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字秋妻	NO. 40+25	1箇所 (5.5m)	計算水位が桁下高以上(東下河原橋)	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	28	矢右	36-3	矢場川	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字中野	NO. 35+82~NO. 36-31	92.4	計算水位が現況堤防高以上 旧川跡。	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	29	矢右	35-1	矢場川	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字中野	NO. 34-30~NO. 35+82	304.0	計算水位が現況堤防高以上 旧川跡。 (危険箇所(越水):足森橋観測所)	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	30	矢右	34-2	矢場川	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字中野	NO. 33+27~NO. 34-113	83.5	計算水位が現況堤防高以上 旧川跡。	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	31	矢右	33-1	矢場川	越水(溢水)	B	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字中野	NO. 31+5~NO. 33	340.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	32	矢右	31-1	矢場川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字中野	NO. 31-33~NO. 31+5	38.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満 旧川跡。	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	33	矢右	30-2	矢場川	旧川跡	要注	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字中野	NO. 30+11~NO. 30+77	66.2	旧川跡。	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	
渡良瀬川 河川事務所	34	矢右	30-3	矢場川	工作物 越水(溢水)	B B	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字中野	NO. 30+11	1箇所 (11m)	計算水位と桁下高の差が余裕高未 満(小曽根橋)	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	35	矢右	30-4	矢場川	(重点) 越水(溢水)	A	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字中野	NO. 29~NO. 30-108	107.7	計算水位が現況堤防高以上	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	36	矢右	29-2	矢場川	(重点) 越水(溢水)	A	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字鶯	NO. 29-98~NO. 29-44	53.9	計算水位が現況堤防高以上	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	37	矢右	29-3	矢場川	越水(溢水)	B	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字鶯	NO. 25-127~NO. 29-98	774.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	38	矢右	26-1	矢場川	(重点) 工作物 越水(溢水)	A A	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字鶯	NO. 26+81	1箇所 (6.5m)	計算水位が桁下高以上(平成橋)	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	39	矢右	23-1	矢場川	旧川跡	要注	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字鶯	NO. 22+90~NO. 23+29	118.5	旧川跡。	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	

別表2

令和5年度 直轄河川重要水防箇所一覽表

事務所名	番号	図面 対象 番号		河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
					種別	階級		地 先 名	料 杭 位 置 (K, m)	担当 水防団体			担当土 木事務所			
渡良瀬川 河川事務所	40	矢右	23-2	矢場川	工作物 越水(溢水)	B B	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字鶯	NO. 23-18	1箇所 (5m)	計算水位と桁下高の差が余裕高未 満(鶯橋)	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	41	矢右	22-1	矢場川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字鶯	NO. 21+92~NO. 22+90	181.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満 旧川跡。	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	42	矢右	21-1	矢場川	工作物 越水(溢水)	B B	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字鶯	NO. 21+96	1箇所 (3.9m)	計算水位と桁下高の差が余裕高未 満(矢場川橋梁)	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	43	矢右	21-2	矢場川	旧川跡	要注	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字鶯	NO. 21-71~NO. 21+92	163.0	旧川跡。	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	
渡良瀬川 河川事務所	44	矢右	21-3	矢場川	工作物 越水(溢水)	B B	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字鶯	NO. 21-58	1箇所 (11m)	計算水位と桁下高の差が余裕高未 満(八幡橋)	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	45	矢右	18-1	矢場川	工作物 越水(溢水)	B B	右	群馬県	館林市日向町	NO. 18+85	1箇所 (8.2m)	計算水位と桁下高の差が余裕高未 満(足森橋)	館林市	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	46	矢右	16-1	矢場川	越水(溢水)	B	右	群馬県	館林市日向町	NO. 15+92~NO. 16+66	157.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満	館林市	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	47	矢右	2-1	矢場川	堤体漏水	B	右	群馬県	館林市傍示塚町	NO. 1+107~NO. 2-21	85.5	堤体の変状が生じるおそれがある 箇所(堤防脆弱性)	館林市	館林土木	佐野河川出張所	表シート張
渡良瀬川 河川事務所	48	矢左	41-1	矢場川	越水(溢水)	B	左	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字秋妻	NO. 40+104~NO. 41-94	10.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	49	矢左	40-1	矢場川	(重点) 工作物 越水(溢水)	A A	左	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字秋妻	NO. 40+26	1箇所 (5.5m)	計算水位が桁下高以上(東下河原 橋)	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	50	矢左	40-2	矢場川	(重点) 越水(溢水)	A	左	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字秋妻	NO. 39-83~NO. 40-95	177.7	計算水位が現況堤防高以上	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	51	矢左	35-3	矢場川	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	左	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字中野	NO. 35-57~NO. 35-15	41.2	計算水位が現況堤防高以上 旧川跡。	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	52	矢左	31-1	矢場川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	左	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字中野	NO. 31+59~NO. 31+98	39.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満 旧川跡。	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	53	矢左	30-3	矢場川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	左	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字中野	NO. 29+40~NO. 30-80	39.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある 箇所(安全性照査)	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう 月の輪

別表2

令和5年度 直轄河川重要水防箇所一覽表

事務所名	番号	図面 対象 番号		河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
					種別	階級		地 先 名	料 杭 位 置 (K, m)	担 当 水 防 団 体			担 当 土 木 事 務 所			
渡良瀬川 河川事務所	54	矢左	29-3	矢場川	越水(溢水) 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要注	左	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字鶯	No. 28+74~No. 29-95	42.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある 箇所(安全性照査) 旧川跡。	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう 月の輪
渡良瀬川 河川事務所	55	矢左	25-1	矢場川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	左	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字鶯	No. 25+76~No. 25+94	17.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある 箇所(安全性照査)	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう 月の輪
渡良瀬川 河川事務所	56	矢左	25-2	矢場川	越水(溢水)	B	左	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字鶯	No. 25-41~No. 25+76	116.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	57	矢左	25-3	矢場川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	左	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字鶯	No. 25-72~No. 25-41	31.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある 箇所(安全性照査)	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう 月の輪
渡良瀬川 河川事務所	58	多右	4-1	多々良川	(重点) 越水(溢水)	B	右	群馬県	館林市木戸町	No. 3+100~No. 4	100.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満 (危険箇所(避難):足森橋観測所) (危険箇所(越水):足森橋観測所)	館林市	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	59	多右	1-1	多々良川	(重点) 工作物 越水(溢水) 陸閘	A A 要注	右	群馬県	館林市木戸町	No. 1-10	1箇所 (4.2m)	計算水位が桁下高以上(江川橋) 陸閘形状の構造物が存在する	館林市	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	60	多左	1-1	多々良川	(重点) 工作物 越水(溢水) 陸閘	A A 要注	左	群馬県	館林市日向町	No. 1-14	1箇所 (4.2m)	計算水位が桁下高以上(江川橋) 陸閘形状の構造物が存在する (危険箇所(越水):足森橋観測 所)	館林市	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	61	矢捷右	10-1	矢場川 第二捷水路	(重点) 越水(溢水)	A	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字秋妻	No. 10+5~No. 10+53	47.4	計算水位が現況堤防高以上	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	62	矢捷右	10-2	矢場川 第二捷水路	(重点) 工作物 越水(溢水)	A A	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字秋妻	No. 10+32	1箇所 (4m)	計算水位が桁下高以上(藤川橋)	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	63	矢捷右	10-3	矢場川 第二捷水路	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	A B	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字秋妻	No. 9+98~No. 10+5	124.5	計算水位が現況堤防高以上 堤体の変状が生じるおそれがある 箇所(安全性照査)	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう 表シート張

別表2

令和5年度 直轄河川重要水防箇所一覽表

事務所名	番号	図面 対象 番号		河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法	
					種別	階級		地 先 名	料杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当土 木事務所			
渡良瀬川 河川事務所	64	矢捷右	9-1	矢場川 第二捷水路	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	A B 要注	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字秋妻	NO. 9+76～NO. 9+98	21.7	計算水位が現況堤防高以上 堤体の変状が生じるおそれがある 箇所(安全性照査) 旧川跡。	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう 表シート張
渡良瀬川 河川事務所	65	矢捷右	9-2	矢場川 第二捷水路	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字秋妻	NO. 9+70～NO. 9+76	5.4	計算水位が現況堤防高以上 旧川跡。	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	66	矢捷右	9-4	矢場川 第二捷水路	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字藤川	NO. 9-93～NO. 9-73	19.5	計算水位が現況堤防高以上 旧川跡。	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	67	矢捷右	9-5	矢場川 第二捷水路	(重点) 越水(溢水)	A	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字藤川	NO. 8-39～NO. 9-93	141.8	計算水位が現況堤防高以上	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	68	矢捷右	8-1	矢場川 第二捷水路	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字藤川	NO. 8-73～NO. 8-39	33.7	計算水位が現況堤防高以上 旧川跡。	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	69	矢捷右	8-2	矢場川 第二捷水路	(重点) 工作物 越水(溢水)	A A	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字藤川	NO. 8-51	1箇所 (4m)	計算水位が桁下高以上(下藤川橋)	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	70	矢捷右	6-1	矢場川 第二捷水路	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字中野	NO. 6-15～NO. 6+31	46.2	計算水位が現況堤防高以上 旧川跡。	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	71	矢捷右	6-2	矢場川 第二捷水路	(重点) 越水(溢水)	A	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字中野	NO. 5-72～NO. 6-15	256.0	計算水位が現況堤防高以上	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	72	矢捷右	5-1	矢場川 第二捷水路	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字中野	NO. 5-82～NO. 5-72	10.3	計算水位が現況堤防高以上 旧川跡。	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	73	矢捷右	4-2	矢場川 第二捷水路	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字中野	NO. 3+35～NO. 4+21	184.9	計算水位が現況堤防高以上 旧川跡。	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	74	矢捷右	3-2	矢場川 第二捷水路	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字中野	NO. 3-54～NO. 3+15	68.8	計算水位が現況堤防高以上 旧川跡。	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	75	矢捷右	3-3	矢場川 第二捷水路	(重点) 越水(溢水)	A	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字中野	NO. 2-90～NO. 3-54	251.8	計算水位が現況堤防高以上	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	76	矢捷右	2-1	矢場川 第二捷水路	(重点) 工作物 越水(溢水)	A A	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字中野	NO. 2+86	1箇所 (7m)	計算水位が桁下高以上(赤谷戸橋)	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	77	矢捷右	2-2	矢場川 第二捷水路	越水(溢水)	B	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字中野	NO. 1+45～NO. 2-90	45.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未滿	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	78	矢捷右	1-1	矢場川 第二捷水路	(重点) 工作物 越水(溢水)	A A	右	群馬県	邑楽郡邑楽町 大字中野	NO. 1+86	1箇所 (8.5m)	計算水位が桁下高以上(千原田橋)	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう

別表2

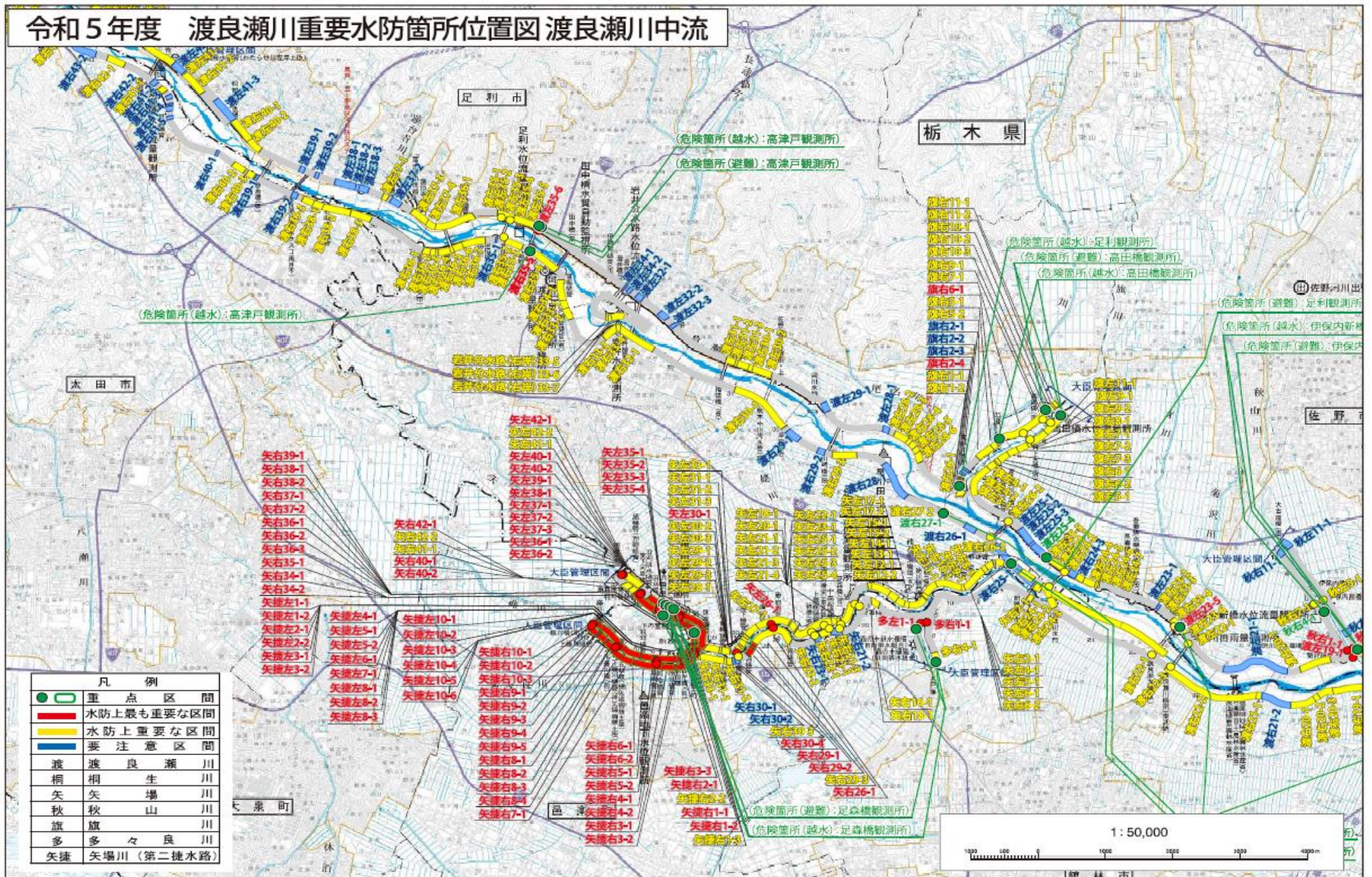
令和5年度 直轄河川重要水防箇所一覽表

事務所名	番号	図面 対象 番号		河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
					種別	階級		地 先 名	料 杭 位 置 (K, m)			担当 水防団体	担当土 木事務所		
渡良瀬川 河川事務所	79	矢捷右	1-2	矢場川 第二捷水路	(重点) 越水(溢水)	A	右	群馬県 邑楽郡邑楽町 大字中野	NO.1+5~NO.1+45	40.7	計算水位が現況堤防高以上	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	80	矢捷右	1-3	矢場川 第二捷水路	越水(溢水)	B	右	群馬県 邑楽郡邑楽町 大字中野	NO.0~NO.1+5	38.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未滿	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	81	矢捷左	10-1	矢場川 第二捷水路	(重点) 越水(溢水)	A	左	群馬県 邑楽郡邑楽町 大字秋妻	NO.10+26~NO.10+52	25.9	計算水位が現況堤防高以上	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	82	矢捷左	10-2	矢場川 第二捷水路	(重点) 工作物 越水(溢水)	A A	左	群馬県 邑楽郡邑楽町 大字秋妻	NO.10+41	1箇所 (4m)	計算水位が桁下高以上(藤川橋)	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	83	矢捷左	10-5	矢場川 第二捷水路	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	左	群馬県 邑楽郡邑楽町 大字秋妻	NO.10-104~NO.10-22	81.7	計算水位が現況堤防高以上 旧川跡。	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	84	矢捷左	8-1	矢場川 第二捷水路	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	左	群馬県 邑楽郡邑楽町 大字藤川	NO.8-70~NO.8-32	37.6	計算水位が現況堤防高以上 旧川跡。	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	85	矢捷左	8-2	矢場川 第二捷水路	(重点) 工作物 越水(溢水)	A A	左	群馬県 邑楽郡邑楽町 大字藤川	NO.8-54	1箇所 (4m)	計算水位が桁下高以上(下藤川橋)	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	86	矢捷左	6-1	矢場川 第二捷水路	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	A B 要注	左	群馬県 邑楽郡邑楽町 大字中野	NO.5-41~NO.6-34	201.0	計算水位が現況堤防高以上 堤体の変状が生じるおそれがある 箇所(安全性照査) 旧川跡。	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう 表シート張
渡良瀬川 河川事務所	87	矢捷左	3-2	矢場川 第二捷水路	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	左	群馬県 邑楽郡邑楽町 大字中野	NO.2+88~NO.3-34	73.3	計算水位が現況堤防高以上 旧川跡。	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	88	矢捷左	2-1	矢場川 第二捷水路	(重点) 越水(溢水)	A	左	群馬県 邑楽郡邑楽町 大字中野	NO.1-11~NO.2+88	301.7	計算水位が現況堤防高以上	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	89	矢捷左	2-2	矢場川 第二捷水路	(重点) 工作物 越水(溢水)	A A	左	群馬県 邑楽郡邑楽町 大字中野	NO.2+54	1箇所 (7m)	計算水位が桁下高以上(赤谷戸橋)	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	90	矢捷左	1-1	矢場川 第二捷水路	(重点) 工作物 越水(溢水)	A A	左	群馬県 邑楽郡邑楽町 大字中野	NO.1+81	1箇所 (8.5m)	計算水位が桁下高以上(千原田橋)	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう
渡良瀬川 河川事務所	91	矢捷左	1-2	矢場川 第二捷水路	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	左	群馬県 邑楽郡邑楽町 大字中野	NO.0~NO.1-11	18.9	計算水位が現況堤防高以上 旧川跡。	邑楽町	館林土木	佐野河川出張所	積み土のう

延長内訳

A = 43箇所	3,325.9m
B = 39箇所	7,879.7m
要注 = 9箇所	1,624m
計 91箇所	12,829.6m

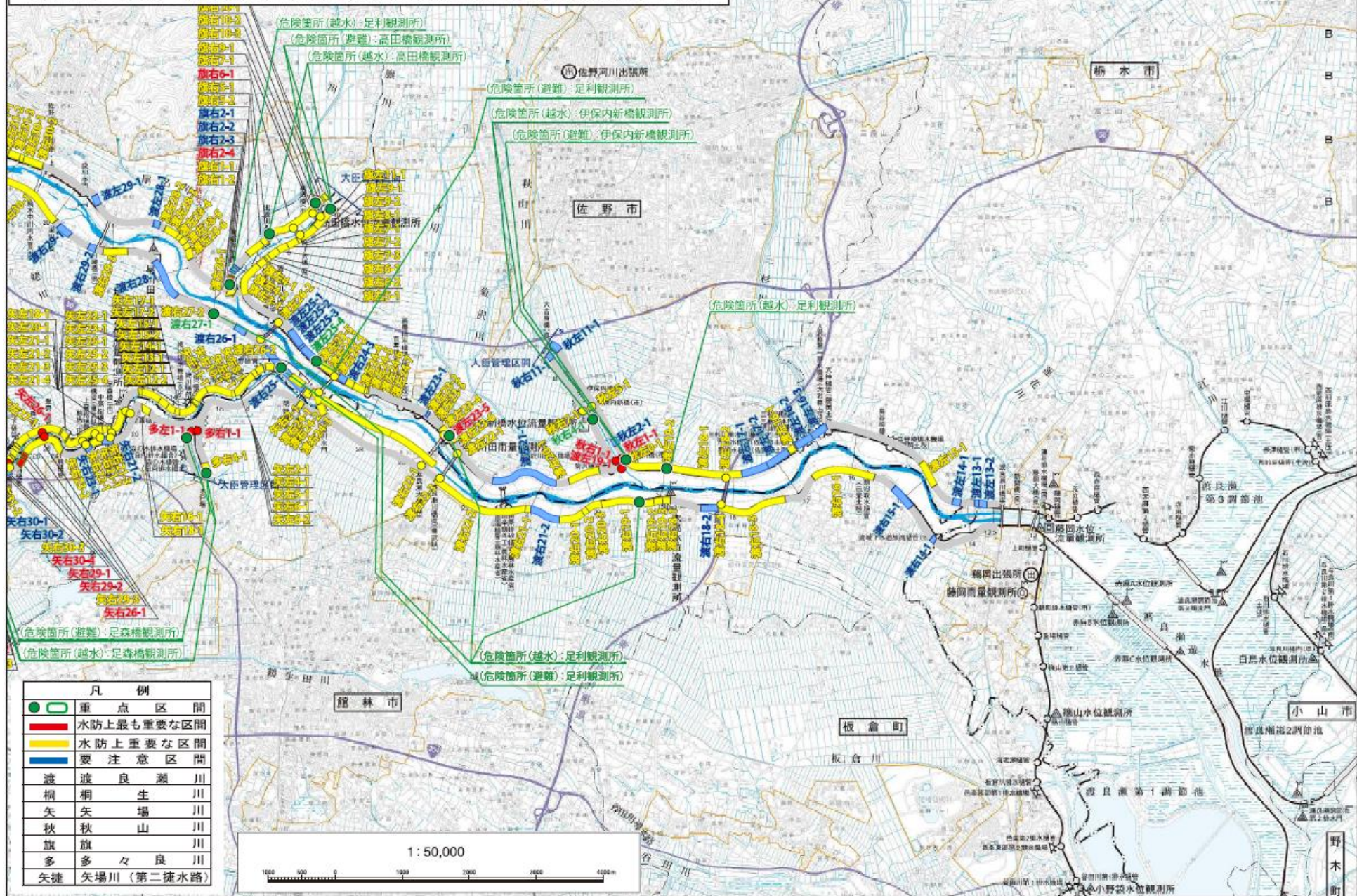
令和5年度 渡良瀬川重要水防箇所位置図 渡良瀬川中流



凡 例	
●	重点 区 間
	水防上最も重要な区間
	水防上重要な区間
	要注意区間
渡	渡 良 瀬 川
桐	桐 生 川
矢	矢 場 川
秋	秋 山 川
旗	旗 川
多	多 々 良 川
矢捷	矢場川 (第二捷水路)



令和5年度 渡良瀬川重要水防箇所位置図 渡良瀬川下流



別表 3

水防活動用気象の発表基準

前橋地方気象台が群馬県の地域において重大なる災害が起きる場合、水防活動に必要な注意報・警報・情報に区分し次の基準により発表される。県水防本部は必要に応じて水防計画による通報系統に基づき伝達されるものである。

1 注意報の種類及び発表基準

種 類	発 表 基 準
大 雨 注 意 報	かなりの降雨があつて被害の予想される場合に行う。次のいずれかをこえると予想される場合。 (表面雨量指数 12 土壌雨量指数 76)
洪 水 注 意 報	大雨長雨融雪等の現象により河川の水が増し、そのため河川の堤防、ダムに損傷を与える等によって災害が起こる恐れがあると予想される場合に行う。次のいずれかをこえると予想される場合。 (流域雨量指数：谷田川流域=12.4 矢場川流域=13.1 多々良川流域=8.4 指定河川洪水予報による基準：渡良瀬川下流部〔足利〕)

2 警報の種類及び発表基準

種 類	発 表 基 準
暴 風 警 報	平均風速が概ね 18m/s を越え、重大なる災害が起こるおそれがあると予想される場合。
大 雨 警 報 (浸 水 害)	大雨によって重大なる災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。次のいずれかをこえると予想される場合。 (表面雨量指数 23)
洪 水 警 報	大雨長雨融雪等の現象により河川の水が増し、そのため河川の堤防、ダムに損傷を与える等によって重大なる災害が起こるおそれがあると予想される場合。次のいずれかをこえると予想される場合。(流域雨量指数：谷田川流域=15.5, 矢場川流域=16.4, 多々良川流域=10.5 指定河川洪水予報による基準：秋山川〔大橋〕, 渡良瀬川上流部〔高津戸〕, 利根川上流部〔八斗島・栗橋〕, 渡良瀬川下流部〔足利〕)
記録的短時間大雨情報	1時間雨量：100 t

3 大雨特別警報の発表基準

種 類	解 説
大 雨 特 別 警 報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

4 情報の種類

種 類	解 説
大 雨 情 報	大雨災害等に関する情報
台 風 情 報	台風災害等に関する情報
洪 水 情 報	洪水災害等に関する情報
雨 量 情 報	大雨のときは雨量の実況等に関する情報

5 利根川の洪水注意報・警報・情報

種 類	解 説
氾 濫 注 意 情 報	利根川に洪水のおそれがあるときに出示される注意報。 (予報地点の水位が警戒水位をこえるおそれがあるとき発表)
氾 濫 警 戒 情 報 (警戒レベル3相当情報)	利根川が避難判断水位に達し、氾濫危険水位に達すると予想された時に出示される情報。
氾 濫 危 険 情 報 (警戒レベル4相当情報)	利根川が氾濫危険水位に達し、重大な災害の発生するおそれのある時に出示される情報。
氾 濫 発 生 情 報 (警戒レベル5相当情報)	利根川にすでに越水などの災害が発生している状況になったときに出示される情報。
情 報	利根川の洪水注意報及び洪水警報を補う情報。 (洪水注意報、洪水警報の補足説明及び軽微な修正を必要とするとき発表)

- (注) ① 国土交通省関東整備局、気象庁予報部共同で発表する。
 ② 予報地点の水位又は流量を示して発表する。
 ③ 洪水注意報、警報、情報はそれぞれ洪水ごとに種類別の一連番号を付し、解除は無番とする。
 洪水警報の解除は行わない。
 ④ 伝達は利根川、荒川多摩川洪水予報伝達系統による。

別表 4

雨量観測者及び通報者一覧表

河川名	観測所名	観測種別	位 置	所 属	観測者住所・氏名	電 話
谷田川	館林	テレメーター	館林土木事務所	館林 (県)	館林土木事務所	0276-72-4355
渡良瀬川	館林	テレメーター	館林市富士原町	気象庁	前橋地方气象台	027-896-1220
利根川	川俣	テレメーター	邑楽郡明和町川俣	国土交通省 (利根上)	利根川上流河川事務所	0480-52-3958
利根川	東部	自 記	邑楽郡千代田町赤岩 (東部浄水場)	群馬東部 水道企業団	群馬東部水道企業団	0276-45-2734

別表4の2

水位観測者及び通報者一覧表

観測所名	河川名	位置・観測種別	基準水位 (m)				観測者	電話	通報者
			水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位			
藤の木橋	谷田川	板倉町大字板倉 字藤の木 テレメーター	2.7	3.2	4.0	4.17	館林土木事務所	0276-72-4355	板倉町長・水防長
新堀橋	新堀川	邑楽町大字赤堀 テレメーター	2.0	2.2	2.60	2.72	館林土木事務所	0276-72-4355	邑楽町長・水防長
新中野	孫兵衛川	邑楽町大字 新中野 テレメーター	—	—	—	—	館林土木事務所	0276-72-4355	邑楽町長・水防長
川俣	利根川	明和町川俣 テレメーター	1.6	3.2	—	—	利根川上流河川 事務所調査課	0480-52-3958	明和町長・水防長
斗合田	谷田川	板倉町大字 斗合田 自記	—	—	—	—	利根川上流河川 事務所調査課	0480-52-3958	板倉町長・水防長
上新田	谷田川	板倉町大字 海老瀬上新田 自記	—	—	—	—	利根川上流河川 事務所調査課	0480-52-3958	板倉町長・水防長
大島	渡良瀬川	館林市大島町 テレメーター	—	—	—	—	渡良瀬川河川 事務所調査課	0284-73-5558	館林市長

別表5

樋門及び堰堤一覧表

【館林市】

No.	河川名	樋門(堰)名	岸	位置	規模・操作方法	所轄機関
1	谷田川	淵の上樋門	左	館林市及び板倉町の境斗合田橋上流300m	鳥居型鉄扉手動 高 1.20m 巾 1.20m	赤郷台地 土地改良区
2	谷田川	新橋樋門	左	高速道路下流50m	巻上一連鉄扉手動 高 1.30m 巾 1.40m	赤郷台地 土地改良区
3	谷田川	樋の戸樋門	左	十二社橋上流100m	巻上一連鉄扉手動 高 1.35m 巾 1.65m	赤郷台地 土地改良区
4	谷田川	蛇沼川樋門	左	十二社橋上流300m	巻上一連鉄扉手動 高 1.80m 巾 4.30m	群馬県
5	谷田川	大原前樋門	左	本郷橋上流50m	巻上一連鉄扉手動 高 1.75m 巾 1.50m	谷田川北部 土地改良区
6	谷田川	茂林寺川樋門	左	本郷橋上流150m	巻上三連鉄扉手動 高 1.80m 巾 4.50m	群馬県
7	谷田川	宮田川樋門	左	本郷橋上流400m	電動自動巻上 高 2.30m 巾 5.10m	群馬県
8	新堀川	柳下右樋門	右	入ヶ谷町より 上三林町に至る間	巻上一連鉄扉手動 高 0.70m 巾 0.96m	待矢場両堰 土地改良区
9	新堀川	柳下左樋門	左	入ヶ谷町より 上三林町に至る間	巻上一連鉄扉手動 高 0.70m 巾 0.90m	待矢場両堰 土地改良区
10	新堀川	入ヶ谷堰	中央	入ヶ谷町より 上三林町に至る間	巻上三連鉄扉手動	待矢場両堰 土地改良区
11	新堀川	小曾根樋門	右	入ヶ谷町より 上三林町に至る間	巻上三連鉄扉手動 高 0.70m 巾 0.96m	待矢場両堰 土地改良区
12	新堀川	松の木樋門	右	上三林町雷電神社 北方200m	巻上三連鉄扉手動 高 0.70m 巾 0.90m	待矢場両堰 土地改良区
13	新堀川	赤三一樋門	左	川島商店より上流400m	巻上三連鉄扉手動 高 0.70m 巾 0.90m	待矢場両堰 土地改良区
14	新堀川	柳戸樋門	左	川島商店より上流400m	巻上三連鉄扉手動 高 0.70m 巾 0.90m	待矢場両堰 土地改良区
15	新堀川	横手樋門	左	川島商店より上流150m	巻上三連鉄扉手動 高 0.70m 巾 0.90m	待矢場両堰 土地改良区
16	新堀川	大曾根樋門	左	川島商店より上流200m	巻上三連鉄扉手動 高 0.70m 巾 0.90m	待矢場両堰 土地改良区
17	多々良川	木戸堰	両	矢場川への合流点 より上流800m	電動油圧式 ローラーゲート 高 4.4m 巾 8.0m	待矢場両堰 土地改良区
18	多々良川	四ヶ村用水 樋門	右	木戸堰上流50m	巻上一連鉄扉手動 120X120 95X105 100X 90	待矢場両堰 土地改良区
19	多々良川	森の木排水 樋門	左	木戸堰下流250m 排水機場付近	巻上一連鉄扉手動 高 1.76m 巾 1.40m	日向森の木 排水組合
20	多々良川	森の木用水 樋門	左	木戸堰上流400m	巻上一連鉄扉手動 高 0.40m 巾 0.40m	待矢場両堰 土地改良区
21	多々良川	花立取入口	左	木戸堰上流500m	巻上一連鉄扉手動 高 0.50m 巾 0.50m	待矢場両堰 土地改良区
22	多々良川	獅子穴用水 樋門	左	東電送電線鉄塔下近く	巻上一連鉄扉手動 高 0.50m 巾 0.50m	待矢場両堰 土地改良区
23	多々良川	大堀樋門	左	日向町ふれあい広場近く	巻上一連鉄扉手動 高 0.80m 巾 0.80m	待矢場両堰 土地改良区
24	鶴生田川	谷越堰	中央	館林市赤土町	電動鋼製 ローラーゲート 高 2.90m 巾 3.00m	群馬県
25	鶴生田川	首洗堰	中央	楠木神社西裏	電動鋼製 ローラーゲート 高 1.20m 巾 9.30m	群馬県

別表 5

樋門及び堰堤一覧表

【館林市】

No.	河川名	樋門(堰)名	岸	位置	規模・操作方法	所轄機関
26	その他	伊谷田樋門	左	木戸堰上流100m	巻上一連鉄扉手動 高 0.90m 巾 0.70m	待矢場両堰 土地改良区
27	その他	鹿島堰	左	足次赤城神社裏	巻上一連鉄扉手動 高0.69×0.30 巾1.00×1.70	待矢場両堰 土地改良区
28	その他	樋の口堰	左	下早川田町旧道	巻上一連木扉手動 高 1.75m 巾 1.40m	待矢場両堰 土地改良区
29	その他	蓮河原樋門	左	カルピス工場東 細内町西	巻上一連木扉手動	待矢場両堰 土地改良区
30	その他	亀井堰	中央	当郷(藤岡県道) 若宮バス停	巻上一連木扉手動 高 1.20m 巾 1.40m	待矢場両堰 土地改良区
31	近藤川	東排水樋門	右	下三林町近藤沼東	鉄扉電動 ローラーゲート 高 2.00m 巾 3.00m	近藤沼 土地改良区
32	近藤川	南排水樋門	右	下三林町中沼南	鉄扉 スライドゲート 高 1.30m 巾 3.00m	近藤沼 土地改良区
33	近藤川	北排水樋門	左	下三林町中沼北	鉄扉 スライドゲート 高 1.30m 巾 3.30m	近藤沼 土地改良区
34	郷谷排水	郷谷分水 1号樋門	中央	朝日町加法師川橋 下流(新当郷橋付近)	電動自動巻上 高 1.50m 巾 4.50m	待矢場両堰 土地改良区
35	郷谷排水	郷谷分水 2号樋門	中央	岡野町北	電動自動巻上 高 1.50m 巾 2.20m	待矢場両堰 土地改良区
36	郷谷排水	郷谷分水 3号樋門	中央	高根町北	電動自動巻上 高 1.50m 巾 1.80m	待矢場両堰 土地改良区
37	矢場川	八幡樋管	右	日向町右岸	電動鋼製ラック式 スライドゲート 高 1.60m 巾 1.70m	国土交通省 佐野河川出張所
38	矢場川	足森樋管	右	日向町右岸	電動鋼製ラック式 スライドゲート 高 1.00m 巾 1.00m	国土交通省 佐野河川出張所

別表5

樋門及び堰堤一覧表

【板倉町】

No.	河川名	樋門(堰)名	岸	位置	規模・操作方法	所轄機関
1	谷田川	谷田川樋門	中央	加須市小野袋地先	電動鋼製スライドゲート ラック式(2門)	高 3.20m 巾 3.80m 国土交通省 遊水池出張所
2	谷田川	八間樋頭首工	中央	大高嶋高鳥神社 裏下流	巻上八連木扉電動	高 1.50m 巾 3.10m 邑楽 土地改良区
3	谷田川	上新田樋門	左	海老瀬字上新田 八間樋橋上流200m	巻上一連鉄扉手動	高 1.00m 巾 1.26m 邑楽 土地改良区
4	谷田川	小保呂樋門	左	海老瀬字小保呂地先	巻上二連鉄扉電動	高 1.73m 巾 1.37m 板倉町 産業振興課
5	谷田川	宮の前樋門	左	東電変電所 東南堤防上50m	巻上一連鉄扉手動	高 1.25m 巾 1.50m 邑楽 土地改良区
6	谷田川	花和田樋門	左	岩田地先蛭田沼 下流400m	巻上一連鉄扉手動	高 1.00m 巾 0.95m 邑楽 土地改良区
7	谷田川	天神下樋門	左	岩田地先蛭田沼 上流50m	鳥居型一連 木扉手動	高 0.40m 巾 1.00m 邑楽 土地改良区
8	谷田川	松の木樋門	左	飯野字松の木	巻上一連鉄扉手動	高 0.95m 巾 1.14m 邑楽 土地改良区
9	谷田川	鶴生田川1号 樋門谷田川 への自然排水	左	岩田字五味ノ木地先	巻上四連鉄扉電動	高 2.40m 巾 2.80m 館林土木 事務所
10	鶴生田川 導水路	鶴生田川2号 樋門(暗渠)	中央	飯野字車口地先	巻上二連 鉄扉エンジン	高 2.40m 巾 2.80m 館林土木 事務所
11	谷田川	北根樋門	右	八間樋上流100m	巻上一連鉄扉手動	高 1.05m 巾 1.25m 邑楽 土地改良区
12	谷田川	岡樋門	右	飯野字岡村裏藤ノ木橋 下流250m	巻上一連鉄扉手動	高 1.20m 巾 1.37m 邑楽 土地改良区
13	谷田川	念行樋門	右	飯野地先蛭田沼 下流200m	巻上一連鉄扉手動	高 1.30m 巾 1.25m 邑楽 土地改良区
14	谷田川	飯野車口樋門	左	飯野排水機場導水路 下流150m	巻上一連鉄扉手動	高 1.30m 巾 1.21m 邑楽 土地改良区
15	板倉川	板倉川排水樋管	中央	海老瀬地先(遊水池)	電動鋼製ローラーゲート ラック式(3門)	高 3.20m 巾 3.80m 国土交通省 遊水池出張所
16	古利根	小左エ門樋門	左	下五箇小合地農協 倉庫前	巻上一連鉄扉手動	高 1.40m 巾 1.60m 板倉町 産業振興課
17	大箇野川	邑楽第二 排水樋管	中央	海老瀬地先(遊水池)	電動鋼製ローラーゲート ラック式(1門)	高 3.20m 巾 3.20m 国土交通省 遊水池出張所
18	海老瀬川	海老瀬堰	中央	海老瀬字小橋地先	ゴム引布製起伏堰 (空気膨張式)	高 1.75m 巾 11.60m 邑楽土地 改良区
19	仲伊谷田 承水	海老瀬樋管	中央	海老瀬地先(遊水池)	電動鋼製スライドゲート ラック式(3門)	高 1.80m 巾 1.80m 国土交通省 遊水池出張所
20	板倉川	細谷新堀樋管		海老瀬字仲伊谷田地先	巻上二連鉄扉手動	高 1.90m 巾 3.05m 邑楽 土地改良区
21	板倉川	24号水路樋管		海老瀬字仲伊谷田地先	巻上二連鉄扉手動	高 2.15m 巾 2.25m 邑楽 土地改良区
22	仲伊谷田 承水	仲伊谷田 承水溝水門		海老瀬字仲伊谷田地先	巻上三連鉄扉電動	高 2.50m 巾 2.56m 邑楽 土地改良区
23	麩川堀	麩川堀 サイフォンゲート		海老瀬字仲伊谷田地先	ステンレス製 2段式ローラーゲート	高 3.08m 巾 3.13m 邑楽 土地改良区
24	板倉川	板倉川調整堰		海老瀬北地先	鋼製殻溝ローラーゲート (フラップ付)	高 2.45m 巾 11.40m 邑楽 土地改良区

別表5

樋門及び堰堤一覧表

【明和町】

No.	河川名	樋門(堰)名	岸	位置	規模・操作方法	所轄機関
1	谷田川	大樋樋門	右	斗合田橋下流150m	巻上一連鉄扉手動 高 1.10m 巾 1.30m	明和町 産業環境課
2	谷田川	内田堰	右	斗合田及び 下江黒境地先	巻上一連鉄扉手動 高 0.90m 巾 1.00m	明和町 産業環境課
3	谷田川	樽の木下樋門	右	斗合田及び下江黒裏	巻上一連鉄扉手動 高 1.10m 巾 1.12m	明和町 産業環境課
4	谷田川	樽の木上樋門	右	下江黒金剛院裏500m	巻上一連鉄扉手動 高 1.07m 巾 1.20m	明和町 産業環境課
5	谷田川	江黒排水樋門	右	上、下江黒境 高速道路脇	巻上二連鉄扉手動 高 1.50m 巾 1.20m	明和町 産業環境課
6	谷田川	千津井 排水樋門	右	上江黒十二社橋 下流150m	電動自動巻上式 高 1.88m 巾 2.80m	館林土木 事務所
7	谷田川	七軒排水樋門	右	南大島七軒東裏 十二社橋上流250m	巻上一連鉄扉手動 高 1.50m 巾 1.20m	明和町 産業環境課
8	谷田川	八軒排水樋門	右	七軒及び八軒境	巻上一連鉄扉手動 高 1.40m 巾 1.60m	明和町 産業環境課
9	谷田川	八軒中 排水樋門	右	七軒裏	巻上一連鉄扉手動 高 1.16m 巾 1.10m	明和町 産業環境課
10	谷田川	八軒西 排水樋門	右	八軒裏	巻上一連鉄扉手動 高 1.16m 巾 1.10m	明和町 産業環境課
11	谷田川	江口排水樋門	右	本郷橋下流100m	巻上一連鉄扉手動 高 1.62m 巾 1.32m	明和町 産業環境課
12	谷田川	本郷排水樋門	右	本郷裏	巻上一連鉄扉手動 高 1.19m 巾 1.10m	明和町 産業環境課
13	谷田川	南大島中樋門	右	南大島中裏	巻上一連鉄扉手動 高 1.19m 巾 1.10m	明和町 産業環境課
14	谷田川	入ヶ谷 排水樋門	右	入ヶ谷125～126地先	巻上一連鉄扉手動 高 1.25m 巾 1.25m	明和町 産業環境課
15	谷田川	梅島排水樋門	右	稲荷山東武鉄道橋 上流250m	電動自動巻上式 高 1.88m 巾 2.80m	館林土木 事務所
16	谷田川	佐貫樋門 (カップ堰)	右	青柳橋下流 (勝波堰)250m	巻上二連鉄扉手動 高 1.19m 巾 1.88m	明和町 産業環境課
17	新谷田川	ファブリダム		大輪地内	空気膨張式 高 1.00m 巾 6.00m	館林土木 事務所

別表 5

樋門及び堰堤一覧表

【千代田町】

No.	河川名	樋門（堰）名	岸	位 置	規模・操作方法			所轄機関
1	新谷田川	統合堰	中央	新福寺字中道下 新福寺字西ノ原	鳥居型鉄扉手動	高 巾	2.36m 10.9m	館林土木 事務所
2	新谷田川	統合堰分水堰	中央	新福寺地内	鋼製 スライドゲート	高 巾	1.50m 1.50m	館林土木 事務所
3	新谷田川	二の堰 1号 樋門	左	舞木字早渡	鳥居型鉄扉手動	高 巾	1.70m 1.60m	千代田町 建設環境課
4	利根加 用水	二の堰 2号 樋門	中央	舞木字島間	鳥居型鉄扉手動	高 巾	1.70m 1.60m	千代田町 建設環境課
5	利根加 用水	休泊川排水 樋門	中央	舞木字油免	自動巻上式	高 巾	3.70m 5.50m	国土交通省 川俣出張所
6	その他	第4相谷樋門	中央	福島字相谷	鳥居型鉄扉手動	高 巾	1.00m 0.90m	千代田町 産業観光課
7	邑楽用水	利根加 用水樋門	中央	上中森字八幡上北	鳥居型鉄扉電動	高 巾	1.75m 3.40m	水資源機構
8	邑楽用水	八幡下水位 調整堰	中央	上中森字八幡下	自動巻上式			水資源機構

別表5

樋門及び堰堤一覧表

【邑楽町】

No.	河川名	樋門(堰)名	岸	位置	規模・操作方法	所轄機関
1	新堀川	赤堀堰分水門	中央	赤堀宿	巻上一連鉄扉手動 高 0.70m 巾 1.00m	待矢場両堰 土地改良区
2	新堀川	高原堰	中央	狸塚高原	自動巻上式 高 巾	待矢場両堰 土地改良区
3	新堀川	坪谷堰	中央	篠塚坪谷	自動巻上式 高 巾	待矢場両堰 土地改良区
4	新堀川	八丁堰	中央	篠塚坪谷	自動巻上式 高 巾	待矢場両堰 土地改良区
5	その他	中野沼 制水樋門	右岸	鶉新田江尻橋間	巻上二連鉄扉手動 高 1.00m 巾 1.00m	邑楽町 農業振興課
6	孫兵衛川	中野団地 制水樋門	中央	鶉新田関場	巻上二連鉄扉手動 高 2.00m 巾 1.00m	邑楽町 建設環境課
7	矢場川	五料堰	中央	藤川	コンプレッサーゲート ラバー転倒式 高 2.00m 巾 3.20m	待矢場両堰 土地改良区
8	多々良川	千原田前排水 1号樋門	右岸	中野字千原田	巻上一連鉄扉手動 高 0.65m 巾 0.65m	邑楽町 建設環境課
9	多々良川	千原田前排水 2号樋門	中央	中野字千原田	巻上一連鉄扉手動 高 0.65m 巾 0.65m	邑楽町 建設環境課
10	多々良川	六谷社堰	中央	中野	巻上一連鉄扉手動 高 1.65m 巾 2.65m	邑楽町 建設環境課
11	多々良川	観音堰	中央	石打字住谷崎	電動自動巻上式 高 巾	邑楽町 建設環境課
12	多々良川	箕の子堰	中央	石打	巻上一連鉄扉手動 高 1.20m 巾 1.20m	邑楽町 建設環境課
13	その他 藤川用水	石打大堰	中央	藤川渋沼上	電動自動巻上式 高 巾	邑楽町 建設環境課
14	その他 藤川用水	藤川堰取水口	中央	藤川一本木西	コンプレッサーゲート ラバー転倒式 高 巾	待矢場両堰 土地改良区
15	その他 藤川用水	向堰	中央	藤川一本木前	ウオッチマンゲート 高 巾	待矢場両堰 土地改良区
16	その他 藤川用水	寺堰	中央	藤川高島小学校西	ウオッチマンゲート 高 巾	待矢場両堰 土地改良区
17	その他 藤川用水	車塚堰	中央	藤川郵便局南	ウオッチマンゲート 高 巾	待矢場両堰 土地改良区
18	逆川	逆川取水制水	中央	鶉新田前サクラ土手	巻上二連鉄扉手動 高 1.40m 巾 1.40m	待矢場両堰 土地改良区
19	新堀川	赤堀堰	中央	赤堀宿	コンプレッサーゲート ラバー転倒式 高 巾	待矢場両堰 土地改良区
20	右中川	西ノ谷堰	中央	中野(東武通運倉庫 南東150m)	巻上一連鉄扉手動 高 1.50m 巾 3.00m	邑楽町 建設環境課
21	右中川	道本堰	中央	中野(蛭沼中村自動車 修理工場南)	巻上一連鉄扉自動 高 1.50m 巾 3.00m	邑楽町 建設環境課
22	矢場川	羽刈堰	左右	秋妻	コンプレッサーゲート ラバー転倒式 高 2.948m 巾 10.0m	国土交通省 佐野河川出張所
23	矢場川	羽刈堰樋管	右岸	秋妻	電動スピンドル式スラ イドゲート 高 1.10m 巾 1.60m	国土交通省 佐野河川出張所

別表 5

樋門及び堰堤一覧表

【邑楽町】

No.	河川名	樋門(堰)名	岸	位置	規模・操作方法	所轄機関
24	矢場川	藤川樋管	左岸	藤川	電動ラック式スライド ゲート(1門) 高 巾 1.70m 1.90m	国土交通省 佐野河川出張所
25	矢場川	上藤川樋管	右岸	藤川	電動ラック式スライド ゲート(2門) 高 巾 1.60m 2.15m	国土交通省 佐野河川出張所
26	矢場川	下藤川樋管	右岸	藤川	電気自動巻上式 高 巾	待矢場両堰 土地改良区
27	矢場川	団子見堂樋管	右岸	鶉	電動鋼製造 スライドゲート1門 高 巾 1.50m 2.00m	邑楽町 建設環境課
28	矢場川	下鶉樋管	右岸	鶉	電動ラック式 スライドゲート1門 高 巾 1.75m 1.70m	国土交通省 佐野河川出張所
29	矢場川	中鶉樋管	右岸	中野	電動ラック式 スライドゲート1門 高 巾 1.10m 1.50m	国土交通省 佐野河川出張所
30	矢場川	上鶉樋管	右岸	中野	電動ラック式 スライドゲート1門 高 巾 1.00m 1.00m	国土交通省 佐野河川出張所
31	矢場川	上八幡樋管	右岸	鶉	電動ラック式スライド ゲート1門 高 巾 1.00m 1.00m	国土交通省 佐野河川出張所

重要樋門一覧表

No.	河川名	堰樋名	平常時の状況	規模	所轄機関	市町
1	多々良川	木戸堰	4月上旬～9月下旬閉鎖	電動油圧式 ローラーゲート 高 4.40m 2.10m 巾 8.00m 7.00m	国土交通省 佐野河川出張所 待矢場両堰土地改良区	館林市
2	鶴生田川	谷越堰	開 放	電動鋼製 ローラーゲート 高 2.90m 巾 3.00m	館林土木事務所	館林市
3	鶴生田川	首洗堰	開 放	電動鋼製 ローラーゲート 高 1.20m 巾 9.30m	館林土木事務所	館林市
4	渡良瀬川	邑楽頭首工	11月上旬～12月上旬開放	鋼製ローラーゲート 高 4.20m 巾 40m	東部農業事務所 館林農村整備センター 邑楽土地改良区	館林市
5	谷田川	谷田川樋門	開 放 (川表水位3.20m未満)	電動鋼製 スライドゲート 高 3.20m 巾 3.80m	国土交通省 渡良瀬遊水池出張所	加須市
6	谷田川	八間樋頭首工	4月中旬～10月下旬閉鎖	巻上八連木扉電動 高 1.50m 巾 3.10m	邑楽土地改良区	板倉町
7	大箇野川	邑楽第二 排水樋管	開 放 (外水位21.50m以下)	電動鋼製 ローラーゲート 高 3.20m 巾 3.20m	国土交通省 渡良瀬遊水池出張所	板倉町
8	板倉川	板倉川 排水樋管	開 放 (外水位10.00m以下)	電動鋼製 ローラーゲート 高 3.20m 巾 3.80m	国土交通省 渡良瀬遊水池出張所	板倉町
9	仲伊谷田 承水溝	海老瀬樋管	開 放 (第一排水門水位14.60m未満)	電動鋼製 スライドゲート 高 1.88m 巾 1.80m	国土交通省 渡良瀬遊水池出張所	板倉町
10	谷田川	鶴生田川 1号樋門	開 放	巻上四連鉄扉電動 高 2.40m 巾 2.80m	館林土木事務所	板倉町
11	鶴生田川 導水路	鶴生田川 2号樋門	開 放	巻上二連 鉄扉エンジン 高 2.40m 巾 2.80m	館林土木事務所	板倉町
12	新谷田川	統合堰	堰板越水30cm自然開放 6月中旬～9月末閉鎖	鳥居型鉄扉手動 高 2.36m 巾 10.90m	館林土木事務所	千代田町
13	休泊川	休泊川 排水樋門	開 放	自動巻上式 高 3.70m 巾 5.50m	国土交通省 川俣出張所	千代田町
14	新堀川	坪谷機場樋門	5月上旬～9月下旬閉鎖	自動巻上式	待矢場土地改良区	邑楽町
15	矢場川	五料堰樋門	5月上旬～9月下旬閉鎖	コンプレッサーゲート ラバー転倒式 高 2.00m 巾 3.20m	待矢場土地改良区	邑楽町
16	藤川	藤川堰取水口	5月上旬～9月下旬閉鎖	コンプレッサーゲート ラバー転倒式	待矢場土地改良区	邑楽町

排水機場一覧表

No.	河川名	所管	位置	規模・操作方法	操作責任者
1	新堀川	国土交通省	明和町須賀	ディーゼル機関駆動470PS横軸斜流ポンプ 口径1,200mm 6台 $2.5\text{m}^3/\text{s}$ 台 $15\text{m}^3/\text{s}$	国土交通省
2	谷田川	国土交通省	板倉町大字飯野	ガスタービン駆動1200PS立軸斜流ポンプ 口径2,000mm 5台 $10\text{m}^3/\text{s}$ 台 $\times 50\text{m}^3/\text{s}$	国土交通省
3	鶴生田川導水路 (谷田川第2)	国土交通省	板倉町大字飯野	電動250KW 両吸込うずまきポンプ 口径1,300mm 4台 $3.3\text{m}^3/\text{s}$ 台 $\times 13.2\text{m}^3/\text{s}$	国土交通省
4	谷田川 (谷田川第1)	国土交通省	板倉町大字海老瀬	ガスタービン駆動立軸斜流式 口径1,350mm 2台 ($4.95\text{m}^3/\text{s}$) $9.9\text{m}^3/\text{s}$	国土交通省
5	板倉川 (邑楽東部第1)	農林水産省	板倉町大字海老瀬	電動式立軸斜流630KW 口径2,000mm 2台 $20.5\text{m}^3/\text{s}$	農林水産省
6	大箇野川 (邑楽東部第2)	群馬県	板倉町大字海老瀬	ガスタービン駆動立軸斜流式 口径1,800mm 2台 $20\text{m}^3/\text{s}$	群馬県
7	休泊川	国土交通省	千代田町舞木字中島	ディーゼル機関駆動1200PS 立軸斜流ポンプ口径2,000mm (可動翼) $1\text{基}10\text{m}^3/\text{s}$ (固定翼) $1\text{基}10\text{m}^3/\text{s}$	国土交通省
8	泉野川 (北調節池)	群馬県	板倉町泉野	ディーゼル機関駆動215PS 立軸斜流 口径900mm 2台 $1.75\text{m}^3/\text{s}$ 電動30KW 立軸斜流 口径400mm 1台 $0.3\text{m}^3/\text{s}$	群馬県

別表 6

水防用非常電話番号一覧表

機 関 名	
館林地区消防組合	
群馬県庁	
館林土木事務所	
国土交通省関東地方整備局	
国土交通省利根川上流河川事務所	
〃 川俣出張所	
〃 古河出張所	
〃 渡良瀬遊水池出張所	
国土交通省渡良瀬川河川事務所	
〃 佐野河川出張所	
館林市役所	
館林警察署	
大泉警察署	
東京電力パワーグリッド(株)太田支社	
館林行政県税事務所	
館林農村整備センター	
待矢場両堰土地改良区	
板倉町役場	
邑楽土地改良区	
明和町役場	
千代田町役場	
利根加用水土地改良区	
邑楽町役場	
太田市消防本部	
大泉消防署	
太田土木事務所	
足利市消防本部	
佐野市消防本部	

別表 6

水防用非常電話番号一覧表

機 関 名	
栃木市藤岡総合支所	
加須市北川辺総合支所	
館林地区消防組合板倉消防署	
館林地区消防組合明和消防署	
館林地区消防組合千代田消防署	
館林地区消防組合邑楽消防署	
水資源機構利根導水総合事業所	
邑楽館林農業協同組合	
館林ガス株式会社	
東武鉄道館林駅	
東北自動車道館林インター料金所	

輸送車両一覧表

管 理	保 管	車 種	台数	備 考
館林地区消防組合	消 防 本 部 署 館 林 消 防 署	消 防 車	8	
		照 明 車	1	
		救 急 車	2	
		連 絡 車	6	
		水 防 車	2	3 t 車・軽トラック
		搬 送 車	1	3 t 車
		マイクロバス	1	定員26名
		け ん 引 車	1	
		救 助 工 作 車	1	
	西 分 署	消 防 車	1	
		救 急 車	1	
		連 絡 車	1	
		水 防 車	1	軽トラック
	北 分 署	消 防 車	2	
		救 急 車	1	
		水 防 車	1	軽トラック
	板 倉 消 防 署	消 防 車	2	
		救 急 車	1	
		連 絡 車	1	
		水 防 車	1	軽トラック
		搬 送 車	1	
	明 和 消 防 署	消 防 車	1	
		救 急 車	1	
		連 絡 車	1	
		水 防 車	1	軽トラック
	千 代 田 消 防 署	消 防 車	1	
		救 急 車	1	
		連 絡 車	1	
		資 器 材 搬 送 車	1	
		け ん 引 車	1	
		水 防 車	1	軽トラック
邑 楽 消 防 署	消 防 車	2		
	救 急 車	1		
	連 絡 車	2		
	資 器 材 搬 送 車	1		
	水 防 車	1	軽トラック	

別表6の2

輸 送 車 両 一 覧 表

管 理	保 管	車 種	台 数	備 考
館 林 市 役 所	政 策 企 画 部	マイクロバス	1	定員29名 (運転手含む)
	市 民 環 境 部	小 型 ダ ンプ	1	2 t 車
		軽 ト ラ ッ ク	1	
		軽 貨 物	2	軽ボックス
	都 市 建 設 部	軽 貨 物	6	
		軽 ト ラ ッ ク	4	
		ラ イ ト バ ン	5	
普 通 ト ラ ッ ク		1		
教 育 委 員 会	普 通 貨 物 車	1	2 t 車	
板 倉 町 役 場	総 務 課	バ ス	1	定員42名
		軽 ト ラ ッ ク	1	
	都 市 建 設 課	軽 ト ラ ッ ク	2	
		小 型 ダ ンプ	1	2 t 車
	住 民 環 境 課	軽 ト ラ ッ ク	2	
		普 通 ト ラ ッ ク	1	1 t 車
	教 育 委 員 会	普 通 ト ラ ッ ク	1	1 t 車
軽 ト ラ ッ ク		2		
明 和 町 役 場	総 務 課	マイクロバス	1	定員29名
		小 型 ダ ンプ	1	2 t 車
		軽 ト ラ ッ ク	1	
	介 護 福 祉 課	マイクロバス	1	定員14名
	学 校 教 育 課	マイクロバス	2	児童送迎用 (大人3 : 小人49×2台)
	生 涯 学 習 課	小 型 ダ ンプ	1	1 t 車
	産 業 環 境 課	軽 ト ラ ッ ク	1	
小 型 ダ ンプ		1	2 t 車	
千 代 田 町 役 場	総 務 課	普 通 ト ラ ッ ク	1	1 t 車
	教 育 委 員 会	普 通 ト ラ ッ ク	1	1 t 車
	建 設 環 境 課	軽 ト ラ ッ ク	2	
		小 型 ダ ンプ	1	2 t 車
	産 業 観 光 課	軽 ト ラ ッ ク	1	
邑 楽 町 役 場	財 政 課	軽 ト ラ ッ ク	2	
	建 設 環 境 課	小 型 ダ ンプ	1	2 t 車

指定特殊機械所有業者一覧表

業者名	住 所	機 械 名	台数	備 考
荒井建設(株)	邑楽郡明和町	バックホー	1	
		モーターグレーダー	1	
尾崎建設(株)	邑楽郡板倉町	バックホー	1	
		ホイローラー	1	
小曾根建設(株)	館林市	タイヤショベル	1	
		モーターグレーダー	1	
河本工業(株)	館林市	タイヤローラー	2	
		シャベルローダー	2	
		モーターグレーダー	2	
新和建设(株)	邑楽郡千代田町	ブルドーザー	1	
		バックホー	10	
		タイヤショベル	2	
(株)徳川組	邑楽郡邑楽町	バックホー	2	
		モーターグレーダー	1	
		タイヤショベル	2	
(株)早川産業	館林市成島町	バックホー	5	
		タイヤショベル	1	
原工業(株)	館林市足次町	バックホー	2	
		タイヤショベル	1	
		モーターグレーダー	1	
真仁田土建(株)	邑楽郡邑楽町	ブルドーザー	4	
		バックホー	14	
		タイヤショベル	2	
		モーターグレーダー	0	
本島建設(株)	館林市	タイヤショベル	1	
		バックホー	1	
柳瀬建設(株)	館林市	タイヤショベル	1	
		バックホー	3	

水防倉庫の鍵保管者一覧表

番号	河川名	倉庫名	所在地	鍵保管者	電話番号
1	谷田川	館林消防署水防倉庫	館林市上赤生田町4050-1	館林消防署長	72-3170
2	多々良川	日向水防倉庫	館林市日向町836	〃	〃
3	渡良瀬川	傍示塚水防倉庫	館林市傍示塚町359-1	〃	〃
4	渡良瀬川	北分署水防倉庫	館林市細内町687-3	〃	〃
5	鶴生田川	板倉消防署水防倉庫	板倉町大字板倉3427-5	板倉消防署長	82-1138
6	利根川	明和消防署水防倉庫	明和町南大島265-1	明和消防署長	84-3131
7	利根川	千代田消防署水防倉庫	千代田町大字萱野1218-1	千代田消防署長	86-3202
8	多々良川	邑楽消防署水防倉庫	邑楽町大字中野2647-1	邑楽消防署長	88-5551

別表7の2

水防資器材備蓄一覧表

No.	市町名	倉庫名	かま	なた	のこぎり	おの	スコップ	つるはし	とうぐわ	かけや	竹尖げ鎌	タコ	ペンチ	ハンマー	麻袋	鉄杭	土のう袋	なわ	丸太	くい	土留鋼板	パイプ	越水シート	モッコ	鉄線	ブルーシート	命綱	カッター	水防マット
			丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	式	丁	丁	丁	枚	本	袋	巻	本	本	枚	本	m	本	kg	枚	本	本
1	館林市	館林消防署 水防倉庫	142	30	20	18	57	10	11	30	12	14	20	43	15	430	6,600	4	10	30	71	15	60	38	20	64	420	6	19
2	〃	日向 水防倉庫	10	5	1	1	20	1	1	10			2	2	5		1,300	5											
3	〃	傍示塚 水防倉庫	10	5	1	1	20	1	1	10			2	2	5		1,200	5	67	30									
4	〃	北分署 水防倉庫	5	19	2	1	47	4	1	9			8	11		200	8,000	10							10	17	200		6
小計			167	59	24	21	144	16	14	59	12	14	32	58	25	630	17,100	24	77	60	71	15	60	38	30	81	620	6	25
5	板倉町	板倉消防署 水防倉庫	40	10	58	38	83	18	23	71	1	1	13	19		180	5,800	6	18	14		12	5	3	5	28	151		13
6	明和町	明和消防署 水防倉庫	41	12	24	20	50	6	1	40	5	2	16	21	1	206	4,600	3	0	15	40	4	20	5	10	35	102	2	19
7	千代田町	千代田消防署 水防倉庫	12	13	27	13	62	24	14	42	4	2	9	15	1	206	8,500	2	17	15		3	20	3	59	51	61	0	14
8	邑楽町	邑楽消防署 水防倉庫	16	9	25	13	61	2	4	30	1	1	7	23	0	216	5,000	0	0	14	12	5	20	4	5	40	71	2	14
小計			109	44	134	84	256	50	42	183	11	6	45	78	2	808	23,900	11	35	58	52	24	65	15	79	154	385	4	60
合計			276	103	158	105	400	66	56	242	23	20	77	136	27	1,438	41,000	35	112	118	123	39	125	53	109	235	1,005	10	85

別表 8

居住者の出動区分一覧表

河川名	市町名	地区名	居住地
利根川	明和町	西部地区	川俣、須賀、大輪
利根川	明和町	西部地区	矢島、入ヶ谷、大輪
利根川	明和町	中部地区	梅原
利根川	明和町	中部地区	南大島
利根川	明和町	東部地区	斗合田、千津井、江口
利根川	明和町	東部地区	斗合田、上江黒、下江黒
利根川	板倉町	南地区	飯野、大高嶋、下五箇
渡良瀬川	板倉町	北地区	除川、西岡、西岡新田
渡良瀬川	館林市	渡瀬・大島地区	渡瀬、大島全域
谷田川	館林市	三野谷・六郷 赤羽地区	三野谷全域、青柳、堀工 上赤生田地区
谷田川	明和町	西・中・東部地区	南大島、上下江黒、矢島、大輪 入ヶ谷、千津井地域
矢場川	館林市	多々良地区	高根、日向、木戸地区
矢場川	邑楽町	高島地区	秋妻地域
谷田川	板倉町	西・東・南地区	岩田、飯野、海老瀬、朝日野、泉野
利根川	千代田町	東・西部地区	赤岩、舞木、瀬戸井、上五箇 上中森、下中森

避難情報に関するガイドライン

○洪水等の発令基準例等

1 発令対象の災害（洪水等）

本ガイドラインでは、原則として居住者等に命の危険を及ぼす洪水等を避難情報の発令対象とする。

〔洪水予報河川・水位周知河川〕

水防法に基づき、洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定することとされている洪水予報河川及び水位周知河川の増水・氾濫は、避難情報の発令対象とする。これらの河川については、国・都道府県がそれぞれ指定河川洪水予報と水位到達情報を発表することとされており、基本的にこの情報に基づいて避難情報の発令基準を設定する。

〔水位周知下水道〕

水防法に基づき、雨水出水（内水氾濫）により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定することとされている水位周知下水道の氾濫は、避難情報の発令対象とする。これらの下水道についても、同様に水位周知がなされるため、この水位情報を基本としつつ、雨量情報や大雨警報（浸水害）の危険度分布等も参考に避難情報の発令基準を設定する。

〔その他河川等〕

その他河川等の洪水については、国・都道府県からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて避難情報の発令対象とすることを検討する。ただし、その他河川等の氾濫のうち、地形や土地利用の状況等を基に事前に検討し、以下の3つの条件を満たすことが明らかになった水路・下水道等の氾濫については、命の危険を及ぼさないと判断されることから発令対象としなくてもよい。他方、命の危険を及ぼさないと事前に判断した水路・下水道等であっても、氾濫が発生し、又は発生しそうになった際に、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合には、躊躇なく避難情報を発令すべきである。

避難情報の発令対象としない水路・下水道等の条件

- ・最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合
- ・河岸侵食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合
- ・地下施設・空間（住宅地下室、地下街、地下鉄等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者等に命の危険が及ばないと想定される場合

2 発令対象区域の設定（洪水等）

避難情報の発令対象区域は、氾濫する切迫度が高まっている各河川等の洪水ハザードマップやその基となる各河川等の浸水想定区域を基本として設定する。なお、洪水

発生時における実際の発令にあたっては、河川の状況や、氾濫のおそれがある地点等の諸条件に応じて想定される浸水区域を考慮して決定する。洪水予報河川、水位周知河川、水位周知下水道に加え、その他河川等の氾濫についても、河川事務所・气象台等からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて区域を設定する。ただし、その他河川等のうち、水路・下水道等の氾濫について発令対象としないとした場合、区域設定の対象としなくても良い。

[洪水予報河川・水位周知河川]

洪水予報河川と水位周知河川では、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、避難情報の発令対象区域を設定する。ただし、当該河川の予報区域等の洪水浸水想定区域に対して避難情報を一律に発令する必要はなく、河川が氾濫するおそれが高まっている受け持ち区域（河川規模や流域特性によって、上流、下流に分割、或いは本川と支川がまとめられたもの）において、氾濫が発生した際の洪水浸水想定区域に対して避難情報を発令するものである。例えば、基準となる水位観測所が河川の上流及び下流にあり、上流の水位のみが顕著に上昇し氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報[洪水]）が発表されれば、その水位観測所が受け持つ上流の洪水浸水想定区域のみにまずは警戒レベル4避難指示を発令するということが考えられる。

洪水浸水想定区域は、各地点で想定される最大浸水深を公表しているものである。河川状況や、決壊、溢水のおそれがある地点等の諸条件を考慮して避難情報を発令するため、市町村は、洪水規模別（計画規模、想定最大規模）、決壊地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ河川事務所等から入手し把握しておくことが必要である。

また、大河川の下流部等では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて警戒レベル4避難指示の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。

なお、平成27年の水防法改正により、想定し得る最大規模の降雨による大規模な洪水を想定し、洪水浸水想定区域を指定することとなり、順次公表が進められていることに留意が必要である。想定最大規模の洪水浸水想定区域の整備が完了するまでは、これまで運用してきた計画規模の洪水浸水想定区域等を参考に、さらに規模が大きい洪水が起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。

[水位周知下水道]

水位周知下水道では、水防法に基づき公表されている雨水出水（内水）浸水想定区域を参考に、避難情報の発令対象区域を設定する。

[その他河川等]

その他河川等の氾濫についても、国・都道府県からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性に応じて区域を設定する。地形や過去の浸水実績等により災害リスクが把握できる場合もあるため、これらの情報を活用することも考えられる。

3 発令判断に資する情報の詳細（洪水等）

洪水による被害は河川水位の上昇に伴う堤防の決壊や溢水等によって発生するた

め、河川の水位等の状況や、堤防等の施設の操作や異常に係る情報等によって、避難情報の発令を判断する必要がある。

(1) 水位の状況値

[洪水予報河川・水位周知河川]

洪水被害発生のおそれを判断するための情報としては、水位情報が最も基礎的な情報となる。洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして、指定された洪水予報河川と水位周知河川については、洪水のおそれがあると認められるときは、国・都道府県が水位等を示して警戒を呼びかけることになっている。

具体的には、基準となる水位観測所毎に国・都道府県が設定した氾濫危険水位（レベル4水位）、避難判断水位（レベル3水位）等に到達したとき、又は到達する見込みのときに氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報[洪水]）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報[洪水]）等として水位情報が提供され、氾濫発生が確認された場合に氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）が提供されるため、これらを発令基準とする。ただし、水位周知河川においては、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報[洪水]）以外の情報は発表されない場合がある。

さらに、水位観測所の水位が「氾濫開始相当水位」に到達した場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例とし、この水位への到達を予測した際に警戒レベル4避難指示の発令基準例とすることも考えられる。ただし、これらは平時に河川事務所等から助言を受けておくものであり、洪水時に「氾濫開始相当水位」に到達したとき、あるいは到達する見込みのときに、国・都道府県から洪水予報や水位到達情報が発表されるものではないことに注意を要する。

また、国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）では、観測水位等から詳細（左右岸200m毎）の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示している。

[その他河川等]

その他河川等については、一般に氾濫危険水位（レベル4水位）、避難判断水位（レベル3水位）等は設定されておらず氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報[洪水]）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報[洪水]）等は提供されていないが、危機管理型水位計等が設置されている場合には、避難情報の発令の基準となる水位を設定し発令基準とするほか、水防活動開始の目安になる水位が氾濫注意水位（レベル2水位）として設定されている場合には、当該水位への到達状況を参考にすることができる。水位の観測や基準となる水位の設定がされていない場合は、水位に代わる情報として、カメラ画像、水防団からの報告等の現地情報を活用した上で、洪水警報の危険度分布や雨量情報を参考とすることが必要になる。

(2) 水位上昇の見込み

避難情報の発令基準については水位の実況値を基本的な判断材料としつつも、急激な水位上昇をとらえて前もった対応ができるようにしたり、氾濫発生の前に一定の猶予時間を確保したりするために、その後の水位上昇の見込みに関する情報を組み合わ

せることが有効である。

[洪水予報河川]

洪水予報河川については、雨量の実況値と予測値、流域形態、地質等によって異なる流出・流下過程を勘案し、さらにダム等の貯留施設の運用も考慮した上で、水位予測が提供されるため、これを活用して、その後の水位上昇の見込みを把握し、発令の判断材料とする（水位予測は国管理河川では令和3年出水期から6時間先までが提供されるが、一般的に長時間先になるほど精度が低いことに注意が必要）。

[水位周知河川・その他河川等]

水位周知河川、その他河川等では、雨量情報を活用して、その後の水位上昇のおそれを把握することとなる。地点の雨量やレーダ雨量等の面的な雨量について実況値及び予測値が提供されるため、河川上流域の雨量情報を判断基準として、その後の水位上昇のおそれを把握することができる。ただし、河川流域の形態や降雨の継続時間等によって、下流に流出する洪水の到達時間やピーク水位等が異なることに留意が必要である。これらの雨量情報に加え、各河川の特성에応じて提供される雨量情報として、当該河川の上流域における降雨を示す流域平均雨量の実況値や、上流域における降雨の流出・流下過程を簡易的に考慮した洪水警報の危険度分布や流域雨量指数の予測値を活用して、その後の水位上昇のおそれを把握することもできる。

また、いずれの河川であっても、避難情報の発令対象区域の河川上流に水位観測所が設置されている河川については、水位上昇のおそれを把握するために、その水位情報を活用することもできる。

※水位上昇の見込みに係る情報の確からしさ

河川の洪水時の水位は、今後の降雨予測、降雨から河川への流出状況、流下途中の河道断面や貯留施設等の整備・運用状況、さらには支川合流や潮位といった、様々な要素が影響して決まる。したがって、河川水位の上昇見込みに関する情報については、これらの実態をよく反映しているほど、予測の確からしさが高くなる。（下表を参照）

下表に記載した情報のうち、指定河川洪水予報による水位予測が、これらの影響を最もよく反映したものとなっているため、確度が最も高い情報となる。

次に確度が高いのは上流地点の水位情報である。ただし、この情報は上流に水位観測所がある場合に限られており、上流地点の水位の上昇傾向をもって、その後の当該地点の水位上昇のおそれを把握する。そのため、必要に応じて補助的な水位観測所を設けることも有効である。上流の観測所との間に大きな支川の合流や貯留施設等があり、それらの影響が大きい場合には、確度は低くなることに留意が必要である。

雨量に関する情報には、洪水警報の危険度分布や流域雨量指数の予測値と、実況雨量や予測雨量（流域平均雨量、代表地点の雨量等）がある。

洪水警報の危険度分布の基となる流域雨量指数は河川毎に上流域の降雨を基に下流の対象地点の洪水危険度を示す相対的な指標であることから、流域雨量指数の予測値が徐々に高まり、洪水警報等の基準値（過去の洪水実績から氾濫発生のおそれがある値として設定されている。）に接近・到達・超過していく状況（洪水警報等の基準値への到達状況に応じて色分け表示される。）をもって、その後の水位上昇のおそれを把握する。

洪水警報の危険度分布や流域雨量指数の予測値の活用にあたっては、指数が上流域の降雨の流出・流下過程を簡易的に考慮したものであり、河川水位に与える影響のうち指数計算では考慮されていない要素（貯留施設等）が存在すること、水位の実況値による実況補正が行われていないことに留意が必要である。指数計算で考慮されていない要素の影響が大きい河川については、水位上昇の見込みの確度は低くなることに留意が必要である（洪水警報等の基準値にはそうした要素も一定程度反映されている）。

実況雨量や予測雨量については、降水短時間予報（15時間先までの各1時間雨量）、府県気象情報（予想される24時間雨量）等により、代表地点の雨量が得られることに加え、「市町村向け川の防災情報」で流域平均雨量が提供されているため、これらの雨量の値が過去の洪水実績等から設定した累加雨量や時間雨量に接近・到達した状況をもって、水位上昇の見込みに活用することができる。

水位上昇の見込みを判断するための情報

		洪水予報河川	水位周知河川	その他河川
確からしさ	①	水位予測（指定河川洪水予報）		
	②	上流の水位（上流地点に水位観測所がある場合）		
	③		洪水警報の危険度分布 流域雨量指数の予測値	
		実況雨量や予測雨量（流域平均雨量、代表地点の雨量等）		

(3) 台風情報、洪水警報等

台風情報や洪水警報等については、防災体制や水防体制の確保や、夜間・未明の避難行動が想定される場合における夕刻時点で避難情報を発令する際の判断材料とすることができる。

大雨特別警報（浸水害）は、警戒レベル4避難指示に相当する気象状況の次元をはるかに超える大雨に対して発表されるものであり、その発表時では、既に避難情報が発令されているものと想定され、また、災害が既に発生している蓋然性が極めて高く、避難情報が発令されているにもかかわらず浸水想定区域など災害の危険性が認められている場所からまだ避難できていない場合は直ちに命を守る行動をとる必要があり、想定しうる最大規模の災害を考慮し、通常、災害が起きないと思われているような場所においても災害の危険度が高まることに留意する。

(4) 堤防等の施設に係る情報

堤防等の施設の異常が確認された場合には、水位や雨量の状況にかかわらず、躊躇なく警戒レベル4避難指示等を発令する。合流先の河川水位が上昇した場合には水門で逆流を防止した上で排水ポンプ場により合流先河川へと排水する方法をとっている河川においては、排水先河川の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）等を超えそうになると、排水先河川の堤防決壊を防止するために排水機場の運転を停止せざるを得なくなる場合がある。このような場合においては、当該河川の排水ができなくなり氾濫のおそれが急激に高まるため、警戒レベル5緊急安全確保を発令することが考えられる。

ダムの洪水調節要領を使い切る見込みとなり、ダムへの流入量と同程度のダム流下量（放流量）とする異常洪水時防災操作に移行する場合は、ダム管理者から伝達される放流情報等をもとに避難情報を発令する。

また、防災重点農業用ため池については、防災対策の実施状況、雨量等をもとに避難情報を発令する。

判断材料となる情報の入手方法

市町村は、自ら、防災気象情報や映像情報を収集するとともに、関係機関等から以下の情報が伝達等されるので、それらも避難情報の発令の判断に活用する。ただし、決して情報待ちになることなく、自ら情報収集に努めるとともに、必要に応じて、関係機関に助言を求めることが必要である。

○水防法等に基づく国・都道府県等からの情報伝達

水防法等に基づき、指定河川洪水予報や水位到達情報、水防警報、洪水警報等が市町村長に伝達される。これらの情報が提供されるタイミング、避難情報の判断に用いる水位観測所の氾濫危険水位（レベル4水位）等をあらかじめ確認しておく必要がある。また、河川法等に基づきダム管理者から伝達される放流情報等を避難情報発令の判断に活用する。

○水防団等からの現地の情報

水防団等から、堤防等の施設の異常にかかる情報の報告があった場合には、その程度の確認や位置の特定等を速やかに実施する。

○河川事務所・气象台等からの情報提供

市町村長を支援するための情報提供として、専門的知見を有する河川事務所・气象台等の幹部職員等から、河川や気象等の状況、今後の見通しなどを、市町村長等に電話等で直接伝える取組（ホットライン）の充実が図られているため、この情報提供を避難情報の発令の判断に活用する。

4 発令基準の設定（洪水等）

(1) 洪水予報河川

【警戒レベル3】高齢者等避難（洪水予報河川）

【警戒レベル3】高齢者等避難の発令基準の設定例

1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。

1：指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である〇〇mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合

2：指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）

3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相

当（赤）」になった場合

4：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合

5：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

（解説）

・（発令基準例1）避難判断水位（レベル3水位）は、高齢者等の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を警戒レベル3高齢者等避難の発令基準の基本とする。

・ただし、避難判断水位（レベル3水位）を超えても、最終的に氾濫危険水位（レベル4水位）を超えない場合も多い。このため、避難判断水位（レベル3水位）を超えた段階で、指定河川洪水予報で発表された水位の見込みや河川上流域の河川水位、それまでの降り始めからの累加雨量、雨域の移動状況等を合わせて判断することが望ましい。

・発令基準例1、2は、当該河川の指定河川洪水予報において氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報[洪水]）が発表される際の水位の条件を、発令基準として記述したものである。

・避難判断水位（レベル3水位）への到達に加え、その後の水位上昇を確認する情報としては、発令対象区域を受け持つ水位観測所における、指定河川洪水予報の水位予測を基本とする。

・（発令基準例2）避難判断水位（レベル3水位）に到達する前であっても、指定河川洪水予報の水位予測により氾濫危険水位（レベル4水位）を超えるおそれがあるとされた場合には、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。

・（発令基準例3）国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。

・（発令基準例4）堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。

・（発令基準例5）前線や台風等により、夜間・未明に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況（発令基準例1～4に該当する場合等）が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。

【警戒レベル4】避難指示（洪水予報河川）

【警戒レベル4】避難指示の発令基準の設定例

1～7のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。

1：指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である〇〇mに到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合（又は当該市町村・区域で個別に定める危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合）

2：A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である〇〇mに到達していないものの、A川のB水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である〇〇mに到達することが予想される場合

（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合）

- 3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合
- 4：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合
- 5：〇〇ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合
- 6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
- 7：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
- ※夜間・未明であっても、発令基準例1～5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
- ※発令基準例6については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。

（解説）

- ・ **（発令基準例1）** 発令基準例1は、当該河川の指定河川洪水予報において氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報[洪水]）が発表される際の水位の条件を、発令基準として記述したものである。
 - ・ 氾濫危険水位（レベル4水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を警戒レベル4避難指示の発令基準の基本とする。
 - ・ ただし、洪水予報河川の水位観測所の受け持ち区域は長いため、市町村・区域ごとに堤防等の整備状況を踏まえた危険箇所、危険水位等を把握し、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。
 - ・ **（発令基準例2）** 氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する前であっても、氾濫開始相当水位である〇〇mに到達するおそれがあるとされた場合には、警戒レベル4避難指示を発令する。氾濫開始相当水位については、平時から河川事務所等から情報提供を受けておく必要がある。
 - ・ **（発令基準例3）** 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。
 - ・ **（発令基準例4）** 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの報告によって異常な漏水・侵食等の状況を把握した場合、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。
 - ・ **（発令基準例5）** 異常洪水時防災操作を実施せざるを得ないことが予想される場合、ダム管理者から下流自治体に対し、実施の約3時間前※、約1時間前、開始と順を追って通知することとされている。
- ※ダムによっては3時間ではなく、それぞれのダムの実状を踏まえた時間設定がなされている。
- ・ 異常洪水時防災操作とは、ダムの洪水調節容量を使い切る（ダムが満水になる）状況となり、ダムへの流入量と同程度のダム流下量（放流量）とする操作である。実施された場合、河川の増水をダムで抑制・緩和することができなくなり、下流河川の水量・水位が増して氾濫する恐れが高くなるため、異常洪水時防災操作の実施予定を警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。
 - ・ 当該ダムの下流河川の状況によっては、ダムの異常洪水時防災操作を開始するような状況は既に災害発生が切迫している状況となっている場合もあるため、河川管理者等からの他の関連情報とあわせ、警戒レベルを適切に判断することが必要である。
 - ・ **（発令基準例6）** 前線や台風等により、夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令するような

状況（発令基準例1～4に該当する場合等）が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって発令基準例1～4に該当した場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。

・（発令基準例7）警戒レベル4避難指示の発令が必要となる（発令基準例1～4に該当する場合等）ような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される状況で気象庁から暴風警報が発表された場合、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする（暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある）。

【警戒レベル5】緊急安全確保（洪水予報河川）

【警戒レベル5】緊急安全確保の発令基準の設定例

「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～5のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。

（災害が切迫）

- 1：A川のB水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である〇〇mに到達した場合
（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）
- 2：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合
- 3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
- 4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）

（災害発生を確認）

- 5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）
- ※発令基準例1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

（解説）

（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ）

- ・（発令基準例1）河川の水位が堤防を越える場合には、決壊につながることを想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。具体的には、水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。また、この氾濫開始相当水位については、平時より河川事務所等から情報提供を受けておく必要がある。
- ・ なお、河川事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に間もなく到達することが明らかな場合には、到達前に発令することが妨げられるものではない。このような切迫した状況では、適時の助言を受けることができるとは限らないことから、市町村は、平時に明

確な発令基準を定め、緊急時において発令判断を行うことができるようにしておくことが重要である。

・ **（発令基準例 2）** 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合、警戒レベル 5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。

・ **（発令基準例 3）** 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの報告によって、異常な量の漏水、侵食の進行、亀裂・すべり等の異常現象が確認された場合であり、かつ、堤防決壊等の氾濫に直結するような重篤な異常の場合は、警戒レベル 5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。

・ **（発令基準例 4）** 樋門・水門等の施設の機能支障が確認された場合や、当該洪水予報河川の水位が上昇したために排水機場の運転を停止せざるをえない場合は、当該洪水予報河川への排水ができなくなり支川での氾濫のおそれが急激に高まるため、発令対象区域は支川合流部の氾濫により浸水のおそれがある範囲に限定したうえで、警戒レベル 5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。

（災害発生を確認）

・ **（発令基準例 5）** 氾濫発生情報（警戒レベル 5 相当情報[洪水]）や水防団からの報告等をもとに決壊や越水・溢水を把握した場合は、命の危険があり緊急的に身の安全を確保するよう促す必要があるため、警戒レベル 5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。

・ なお、大河川においては、河川から離れた市町村及び下流域の市町村が警戒レベル 4 避難指示を発令していない状況で氾濫が発生した場合、氾濫水の到達までに時間的猶予があることから（リードタイムがあることから）、市町村の実情によっては氾濫発生情報（警戒レベル 5 相当情報[洪水]）を基に警戒レベル 4 避難指示等を発令することも考えられる。浸水ナビや河川事務所等の助言等を参考に、あらかじめ氾濫発生からどれくらいの時間で氾濫水が到達するのか把握しておく。

(2) 水位周知河川

【警戒レベル 3】高齢者等避難（水位周知河川）

【警戒レベル 3】高齢者等避難の発令基準の設定例

1～4のいずれかに該当する場合に、警戒レベル 3 高齢者等避難を発令することが考えられる。

1：A川のB水位観測所の水位が避難判断水位（レベル 3 水位）である〇〇mに到達した場合

2：A川のB水位観測所の水位が一定の水位（〇〇m）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合

① B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合

② A川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）

③ B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合）

3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合

4：警戒レベル 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

※水位が設定されていない場合、1、2の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の

①～③を参考に目安とする基準を設定し、発令することが考えられる

※発令基準例2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つ又は複数選択すること

(解説)

・ 水位周知河川は、洪水予報河川と比較して流域面積が小さいため、降雨により急激に水位が上昇するケースが多く、短時間で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達するケースがある。このような水位の急上昇に備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。

・ **(発令基準例1)** 発令基準例1は、当該河川の水位到達情報において氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報[洪水]）が発表される際の水位の条件を、発令基準として記述したものである。なお、水位周知河川では、避難判断水位（レベル3水位）が設定されていない場合や、水位上昇速度が速く氾濫警戒情報が発表されない場合もあることに留意する。

・ 避難判断水位（レベル3水位）は、高齢者等の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を発令基準の基本とする。

・ **(発令基準例2)** 避難判断水位（レベル3水位）に到達する前であっても、河川事務所等と相談の上、一定の水位を設定しておき、その水位を超え、急激な水位上昇のおそれがある場合には、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。基準とする水位は、氾濫注意水位（レベル2水位）を参考とすることも考えられる。

・ 急激な水位上昇が見込まれるため高齢者等の避難に要する時間等を考慮して避難判断水位（レベル3水位）が設定できないなど氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）以外の水位が設定されていない河川については、洪水警報の危険度分布（流域雨量指数の予測値）や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル3高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。

・ **(発令基準例3)** 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。

・ **(発令基準例4)** 前線や台風等により、夜間・未明に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況（発令基準例1～3に該当する場合等）が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。

【警戒レベル4】避難指示（水位周知河川）

【警戒レベル4】避難指示の発令基準の設定例

1～6のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。

1：A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）である〇〇mに到達した場合（又は当該市町村・区域の個別に定める危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合）

2：A川のB水位観測所の水位が一定の水位（〇〇m）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合

①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合

②A川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）

③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合）

- 3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合
- 4：〇〇ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合
- 5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
- 6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

※夜間・未明であっても、発令基準例1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。

※発令基準例2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つ又は複数選択すること

※発令基準例5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること

（解説）

・ 水位周知河川は、流域面積が大きいことから、急激に水位が上昇することがあるため、警戒レベル3高齢者等避難を発令していなくても、段階を踏まずに警戒レベル4避難指示を発令する場合があります。

・ **（発令基準例1）** 発令基準例1は、当該河川の水位到達情報において氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報[洪水]）が発表される際の水位の条件を、発令基準として記述したものである。

・ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を発令基準の基本とする。

・ **（発令基準例2）** 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達する前であっても、河川事務所等と相談の上、一定の水位を設定しておき、その水位を超え、さらに急激な水位上昇のおそれがある場合には、警戒レベル4避難指示を発令する。基準とする水位は、避難判断水位（レベル3水位）や氾濫注意水位（レベル2水位）を参考とすることも考えられる。

・ **（発令基準例3）** 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの報告によって堤防の異常な漏水・侵食等が発見された場合、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。

・ **（発令基準例4）** 異常洪水時防災操作を実施せざるを得ないことが予想される場合、ダム管理者から下流自治体に対し、実施の約3時間前※、約1時間前、開始と順を追って通知することとされている。

※ダムによっては3時間ではなく、それぞれのダムの実状を踏まえた時間設定がなされている。

・ 異常洪水時防災操作とは、ダムの洪水調節容量を使い切る（ダムが満水になる）状況となり、ダムへの流入量と同程度のダム流下量（放流量）とする操作である。実施された場合、河川の増水をダムで抑制・緩和することができなくなり、下流河川の水量・水位が増して氾濫する恐れが高くなるため、異常洪水時防災操作の実施予定を警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。

・ 当該ダムの下流河川の状況によっては、ダムの異常洪水時防災操作を開始するような状況は既に災害発生が切迫している状況となっている場合もあるため、河川管理者等からの他の関連情報とあわせ、警戒レベルを適切に判断することが必要である。

・ **（発令基準例5）** 前線や台風等により、夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令するような状況（発令基準例1～3に該当する場合等）が想定される場合には、その前の夕刻時点における

警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって発令基準例1～3に該当した場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。

・ **（発令基準例6）** 警戒レベル4避難指示の発令が必要となる（発令基準例1～3に該当する場合等）ような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される状況で気象庁から暴風警報が発表された場合、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする（暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある）。

【警戒レベル5】緊急安全確保（水位周知河川）

【警戒レベル5】緊急安全確保の発令基準の設定例

「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～4のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。

（災害が切迫）

1：A川のB水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である〇〇mに到達した場合

（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）

2：A川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨と区別警報（浸水害）の基準に到達した場合）

3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合

4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）

（災害発生を確認）

5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）

※発令基準例1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

（解説）

（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ）

・ **（発令基準例1）** 河川の水位が堤防を越える場合には、決壊につながることを想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。具体的には、水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。また、この氾濫開始相当水位については、平時より河川事務所等から情報提供を受けておく必要がある。

・ なお、河川事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に間もなく到達することが明らかな場合には、到達前に発令することが妨げられるものではない。このような切迫した状況では、適時の助言を受けるとは限らないことから、市町村は、平時に明確な発令基準を定め、緊急時において発令判断を行うことができるようにしておくことが重要である。

・ **（発令基準例2）** 洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流

域雨量指数)が実況で大雨特別警報(浸水害)の基準に到達した場合)を、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。

・ **(発令基準例3)** 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合(越水)に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの報告によって堤防に漏水、侵食の進行、亀裂・すべり等の異常現象が確認され、かつ堤防決壊等の氾濫に直結するような重篤な異常を発見した場合は、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。

・ **(発令基準例4)** 樋門・水門等の施設の機能支障が確認された場合や、当該水位周知河川の水位が上昇したために排水機場の運転を停止せざるをえない場合は、当該水位周知河川への排水ができなくなり支川での氾濫のおそれがある範囲に限定したうえで、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。

(災害発生を確認)

・ **(発令基準例5)** 水防団からの報告等によって決壊や越水・溢水を把握した場合は、命の危険があり緊急的に身の安全を確保するよう促す必要があるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。(水位到達情報の氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])は必ず発表されるものではない。)

(3) 水位周知下水道

・ 水位周知下水道における内水氾濫については、雨水出水特別警戒水位(内水氾濫危険水位)(レベル4水位)に到達した場合に内水氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報[内水氾濫])が発表されるため、この水位情報を基本としつつ、雨量情報や大雨警報(浸水害)の危険度分布等も参考に警戒レベル4避難指示を発令する。警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料は、大雨警報(浸水害)の危険度分布を参考にすることが考えられる。

・ 重大な被害が生じることが想定される場合や命を脅かすおそれがある浸水が発生したことを把握した場合等は、警戒レベル5緊急安全確保を発令する。

・ 下水道は流域面積が相当小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、それに備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。

(4) その他河川等

【警戒レベル3】高齢者等避難(その他河川等)

【警戒レベル3】高齢者等避難の発令基準の設定例

1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。

1：A川のB水位観測所の水位が一定の水位(〇〇m)に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合

①B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合

②A川の洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合)

③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合)

2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合

3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

※発令基準例1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つ又は複数選択すること

※水位を観測していない場合、1の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の②又は③を参考に目安とする基準を設定して発令することが考えられる

（解説）

・ その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、それに備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。

・ **（発令基準例1）** その他河川においては、洪水予報河川とは異なり、高齢者等の避難に要する時間等を考慮した避難判断水位（レベル3水位）が設定されていないため、避難判断水位（レベル3水位）への到達情報を判断材料とすることはできないが、

-水位を観測している河川については、河川事務所等と相談の上、一定の水位を設定しておき、それを超えて水位上昇のおそれがある場合には、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。基準とする水位として、氾濫注意水位（警戒水位）（レベル2水位）を参考とすることも考えられる。

-水位を観測していない河川においては、洪水警報の危険度分布（流域雨量指数の予測値）や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル3高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。

・ **（発令基準例2）** 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、堤防に軽微な漏水等が発見された場合、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。

・ **（発令基準例3）** 前線や台風等により、夜間・未明に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況（発令基準例1～2に該当する場合等）が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。

【警戒レベル4】避難指示（その他河川等）

【警戒レベル4】避難指示の発令基準の設定例

1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。

1：A川のB水位観測所の水位が一定の水位（〇〇m）に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合

①B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合

②A川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）

③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合）

- 2：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合
- 3：〇〇ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合
- 4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
- 5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
- ※夜間・未明であっても、発令基準例1～3に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する
- ※発令基準例1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つ又は複数選択すること
- ※発令基準例4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること
- ※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②又は③を参考に目安とする基準を設定し、河川カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する

（解説）

- ・ **（発令基準例1）** その他河川においては、洪水予報河川とは異なり、居住者等の避難に要する時間を考慮した氾濫危険水位（レベル4水位）が設定されていないため、氾濫危険水位（レベル4水位）への到達情報を判断材料とすることはできないが、
-水位を観測している河川については、河川事務所等と相談の上、あらかじめ基準となる水位を設定しておき、それを超えて水位上昇のおそれがある場合には、警戒レベル4避難指示を発令することも考えられる。基準とする水位は、氾濫注意水位（警戒水位）（レベル2水位）を参考とすることも考えられる。
-水位を観測していない其他河川等については、現地情報を活用した上で、洪水警報の危険度分布（流域雨量指数の予測値）や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル4避難指示の発令の参考とすることが考えられる。
- ・ **（発令基準例2）** 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの漏水等の状況を把握し、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。
- ・ **（発令基準例3）** 異常洪水時防災操作を実施せざるを得ないことが予想される場合、ダム管理者から下流自治体に対し、実施の約3時間前※、約1時間前、開始と順を追って通知することとされている。

※ダムによっては3時間ではなく、それぞれのダムの実状を踏まえた時間設定がなされている。

- ・ 異常洪水時防災操作とは、ダムの洪水調節容量を使い切る（ダムが満水になる）状況となり、ダムへの流入量と同程度のダム流下量（放流量）とする操作である。実施された場合、河川の増水をダムで抑制・緩和することができなくなり、下流河川の水量・水位が増して氾濫する恐れが高くなるため、異常洪水時防災操作の実施予定を警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。
- ・ 当該ダムの下流河川の状況によっては、ダムの異常洪水時防災操作を開始するような状況は既に災害発生が切迫している状況となっている場合もあるため、河川管理者等からの他の関連情報とあわせ、警戒レベルを適切に判断することが必要である。

・ **（発令基準例 4）** 前線や台風等により、夜間・未明に警戒レベル 4 避難指示を発令するような状況（発令基準例 1～2 に該当する場合等）が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル 4 避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって発令基準例 1～2 に該当した場合は、躊躇なく警戒レベル 4 避難指示を発令する。

・ **（発令基準例 5）** 警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となる（発令基準例 1～2 に該当する場合等）ような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される状況で気象庁から暴風警報が発表された場合、警戒レベル 4 避難指示の発令の判断材料とする（暴風警報の発表後 3 時間後には暴風となるおそれがある）。

【警戒レベル 5】緊急安全確保（その他河川等）

【警戒レベル 5】緊急安全確保の発令基準の設定例

「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の 1～6 のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけでもなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めするために発令することは考えられる。

（災害が切迫）

- 1：A 川の B 水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）である〇〇mに到達した場合
- 2：A 川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル 5 相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）
- 3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合
- 4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）
- 5：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル 5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）

（災害発生を確認）

- 6：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）
- ※発令基準例 1～5 を理由に警戒レベル 5 緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例 6 の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル 5 緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

（解説）

（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ）

・ **（発令基準例 1）** 河川の水位が堤防を越える場合には決壊につながるものが想定されるため警戒レベル 5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。危機管理型水位計が設置されている場合は、設置されている箇所での氾濫開始水位への到達状況を確認する

ことができる。

- ・ **（発令基準例 2）** 洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）を、警戒レベル 5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。

- ・ **（発令基準例 3）** 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの漏水等の状況を把握し、堤防の決壊につながるような前兆現象が確認された場合、警戒レベル 5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。

- ・ **（発令基準例 4）** 樋門等の施設の機能支障が確認された場合や、排水機場により排水を行う河川で排水先河川の水位上昇により排水機場の運転を停止せざるをえない場合は、当該その他河川からの排水ができなくなり氾濫のおそれが高まるため、発令対象区域は合流部の氾濫により浸水のおそれがある範囲に限定したうえで、警戒レベル 5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。

- ・ **（発令基準例 5）** 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて浸水害の特別警報の対象としており、市町村単位で発表される。発令対象区域は氾濫により浸水する可能性がある範囲に限定したうえで、警戒レベル 5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。

※令和 3 年災対法改正前は、大雨特別警報（浸水害）は、「住民が自ら行動を取る際の判断の参考となる情報（警戒レベル相当情報の役割の一つ）」の観点から、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル 5 相当情報として位置付けられていたが、災害が発生したとの情報ではないことから、警戒レベル 5 災害発生情報の発令基準例としては用いないこととされていた。令和 3 年災対法改正により、警戒レベル 5 を災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、大雨特別警報（浸水害）は、警戒レベル 5 緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。

（災害発生を確認）

- ・ **（発令基準例 6）** 水防団等からの報告によって決壊や越水・溢水を把握した場合は、命の危険があり緊急的に身の安全を確保するよう促す必要があるので、警戒レベル 5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。

※水路・下水道等の氾濫に対する避難情報の発令について

その他河川等のうち、水路・下水道等については、下水道の処理能力を超える降雨があったり、流入先の河川の水位の上昇によって排水機場の運転が停止せざるを得なくなったり、機能が低下したりすることで浸水が発生する場合はほとんどであるが、当該浸水が居住者等に命の危険を及ぼさないと考えられる場合には、基本的には避難情報の発令対象としない。

ただし、当該浸水が居住者等の命を脅かすと考えられる場合には避難情報を発令することが考えられ、氾濫地域に対し避難情報の発令を検討する場合には、大雨警報（浸水害）の危険度分布を参考としたり、雨量を参考とした避難情報の基準を別途設定したり、突発的な浸水に備え流入先の河川水位を参考とした避難情報の基準を別途設定するこ

と等が考えられる。

(5) 避難情報の解除等の基本的な考え方

災対法第60条第5項に「市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。」と規定されており、市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、多様な手段を活用し、避難している住民が十分に把握できる方法でその旨を公表・周知するとともに、都道府県知事に速やかにその旨を報告する必要がある。また、災害の切迫度が低下し、災害が発生するおそれなくなった場合には、いずれの避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令していたとしても、段階的にその避難情報を下げるのではなく、避難情報を一度に完全に解除することが基本である。解除する場合には、居住者等に対し、どの情報が継続して出ていて、どの情報が解除されたのか、あるいは全ての情報が解除されたのか等を明確に伝達すべきである。また、避難情報の解除の判断は容易ではないことから、避難情報を解除する際には、今後の水位や土砂災害の見込み等について、必要に応じ国・都道府県に技術的な助言を求めた上で解除の判断をすること。

なお、災害が発生した後等において、立退き避難を継続的に求める必要があると認められる地域（例：引き続き土砂災害発生のおそれが認められるため家屋に戻るべきではない等の地域）においては、警戒レベル5緊急安全確保の解除後に、必要に応じ、警戒レベル4避難指示を発令すること等が考えられる。

(a) 洪水予報河川、水位周知河川

水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。

(b) その他河川等

その他河川等については当該河川の洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合、水路等については十分に水位が下がった場合を基本として解除するものとする。

※一部抜粋

避難先一覧表

【館林市】

①洪水時指定避難所兼緊急避難場所

	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
1	第一小学校	館林市代官町9-1	0276-72-4438	
2	第二小学校	館林市本町3-6-1	0276-72-4472	
3	第三小学校	館林市尾曳町14-1	0276-72-4063	
4	第四小学校	館林市大島町4355	0276-77-1504	
5	第五小学校	館林市羽附町乙1565	0276-72-4314	
6	第六小学校	館林市新宿2-15-1	0276-72-4060	
7	第八小学校	館林市西高根町45-1	0276-72-4026	
8	第九小学校	館林市足次町172	0276-72-4071	
9	第十小学校	館林市近藤町178-39	0276-74-8733	
10	美園小学校	館林市美園町27-1	0276-72-8088	
11	第一中学校	館林市台宿町9-1	0276-72-4455	
12	第二中学校	館林市加法師町8-20	0276-72-4074	
13	第三中学校	館林市青柳町1751-78	0276-72-4061	
14	第四中学校	館林市上赤生田町3471-1	0276-75-1771	
15	多々良中学校	館林市西高根町50-23	0276-72-4025	
16	北こども園	館林市台宿町9-1	0276-72-1342	
17	杉並幼稚園	館林市新宿2-14-18	0276-73-5510	
18	西幼稚園	館林市近藤町178-273	0276-73-5727	
19	六郷保育園	館林市新宿2-14-18	0276-72-1232	
20	美園保育園	館林市美園町10-26	0276-73-2143	
21	成島保育園	館林市北成島町1645-1	0276-73-3667	
22	松波保育園	館林市高根町400-96	0276-73-7321	
23	文化会館	館林市城町3-1	0276-74-4111	
24	城沼総合体育館	館林市つつじ町14-1	0276-74-2611	
25	中部公民館	館林市仲町14-1	0276-73-2161	
26	郷谷公民館	館林市当郷町218	0276-72-4075	
27	六郷公民館	館林市新宿1-4-30	0276-74-7771	自主避難所
28	西公民館	館林市富士原町1241-80	0276-75-3739	
29	多々良公民館	館林市西高根町48-2	0276-74-9174	自主避難所
30	渡瀬公民館	館林市足次町483	0276-72-4070	
31	保健福祉センター	館林市仲町14-1	0276-74-5155	自主避難所
32	児童センター	館林市大手町10-55	0276-73-1522	
33	西児童館	館林市富士原町1241-80	0276-75-4311	
34	総合福祉センター	館林市苗木町2452-1	0276-75-7111	
35	県立館林高等学校	館林市富士原町1241	0276-72-4307	広域避難所
36	県立館林女子高等学校	館林市尾曳町6-1	0276-72-0139	広域避難所
37	公立館林高等看護学院	館林市苗木町2497-1	0276-73-7175	広域避難所
38	関東学園大学附属高等学校	館林市大谷町625	0276-74-1213	
39	旧板倉町立北小学校	板倉町西岡395	0276-77-0869	
40	J A 邑楽館林本所	館林市赤生田町847	0276-74-5111	
41	普濟寺	館林市羽附町1691	0276-72-2037	
42	株式会社プラザホテル	館林市堀工町922	0276-74-1118	

別表10

②洪水時緊急避難場所

	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
1	アゼリアモール	館林市楠町3648-1	0276-75-8512	屋上のみ利用可
2	大志辺公園	館林市大谷町地内		
3	広域防災拠点西側広場	館林市上赤生田町4050-8	0276-72-4111	築山の上
4	河本工業株式会社	館林市北成島町2544	0276-72-3221	

③福祉避難所

	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
1	保健福祉センター	館林市仲町14-1	0276-74-5155	
2	総合福祉センター	館林市苗木町2452-1	0276-75-7111	
3	障がい者総合支援センター	館林市成島町1565	0276-61-3900	
4	県立館林高等特別支援学校	館林市上三林町197	0276-71-1000	

別表10

避難先一覧表

【板倉町】

①洪水時緊急避難場所

	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
1	旧北小学校	板倉町西岡395		
2	北保育園	板倉町西岡331	0276-77-0889	
3	北部公民館	板倉町西岡485-2	0276-77-1855	
4	J A 邑楽館林板倉北支所	板倉町西岡417	0276-77-0045	
5	西岡地区洪水時緊急避難場所	板倉町西岡427-1		屋外
6	東小学校	板倉町海老瀬4822	0276-82-1141	
7	わたらせ自然館	板倉町海老瀬4663-1	0276-82-1935	
8	海老瀬地区洪水時緊急避難場所	板倉町海老瀬4804-1		屋外
9	板倉高等学校	板倉町板倉2406-2	0276-82-1258	
10	板倉中学校	板倉町板倉2770	0276-82-1148	
11	西小学校	板倉町岩田971	0276-82-1140	
12	J A 邑楽館林板倉西支所	板倉町岩田1003	0276-82-1253	
13	下五箇地区洪水避難タワー	板倉町下五箇213-3		屋外
14	飯野地区洪水避難地	板倉町飯野地先		屋外
15	アゼリアモール（屋上駐車場）	館林市楠町3648-1	0276-75-8512	屋外
16	道の駅かぞわたらせ	埼玉県加須市小野袋1737	0280-62-5555	屋外

②洪水時緊急福祉避難場所

	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
1	板倉町役場	板倉町板倉2682-1	0276-82-1111	
2	中央公民館	板倉町板倉2698	0276-82-2435	

別表10

避難先一覧表

【明和町】

①洪水時緊急避難場所

	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
1	明和町役場	明和町新里250-1	0276-84-3111	
2	明和東小学校	明和町千津井293	0276-72-4350	
3	明和西小学校	明和町川俣26	0276-84-3116	
4	明和中学校	明和町新里298-1	0276-84-3117	
5	明和町中央公民館	明和町新里303-1	0276-84-4491	ペット同伴避難
6	明和町社会体育館	明和町新里299-1	0276-84-4626	
7	明和メディカルセンタービル	明和町中谷331-1	0276-61-3621	福祉避難所
8	県立館林商工高等学校	明和町南大島660	0276-84-4731	
9	(株)大成	明和町川俣538	0276-84-4188	
10	(株)アドバンステスト群馬R&Dセンタ	明和町大輪336-1	0276-70-3300	
11	(株)コスメ・ニスト	明和町大輪446	0276-80-7770	
12	凸版印刷(株)群馬センター工場	明和町大輪667-1	0276-70-3210	
13	(株)日本キャンパック	明和町矢島1111	0276-84-3721	
14	やまう(株)	明和町須賀275	0276-84-2111	

②洪水時避難所

	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
1	明和東小学校	明和町千津井293	0276-72-4350	
2	明和西小学校	明和町川俣26	0276-84-3116	
3	明和中学校	明和町新里298-1	0276-84-3117	
4	明和町中央公民館	明和町新里303-1	0276-84-4491	
5	明和町社会体育館	明和町新里299-1	0276-84-4626	
6	明和メディカルセンタービル	明和町中谷331-1	0276-61-3621	福祉避難所
7	県立館林商工高等学校	明和町南大島660	0276-84-4731	

別表10

避難先一覧表

【千代田町】

①災害時避難所

	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
1	東小学校	千代田町上五箇316	0276-86-3225	
2	西小学校	千代田町赤岩1755	0276-86-3204	
3	千代田中学校	千代田町赤岩1920	0276-86-3222	
4	西こども園（南園舎）	千代田町鍋谷367-9	0276-86-4154	
5	陽だまり交流館	千代田町上五箇319-2	0276-86-5730	
6	東こども園（旧東保育園舎）	千代田町上五箇522-1	0276-86-3226	
7	西こども園（北園舎）	千代田町赤岩2119	0276-86-4154	
8	町民体育館	千代田町赤岩1895-3	0276-86-5087	
9	KAKINUMAアクア（温水プール）	千代田町上五箇600-2	0276-86-3012	
10	コスメ・ニスト千代田町プラザ（町民プラザ）	千代田町赤岩1701-1	0276-86-6311	
11	地域活動支援センター	千代田町上五箇526	0276-55-3970	
12	総合保健福祉センター	千代田町赤岩2119-5	0276-86-7000	福祉避難所
13	自立支援サービスセンター	千代田町赤岩2119-5	0276-86-8880	福祉避難所
14	KAKINUMAアリーナ（総合体育館）	千代田町上五箇600-1	0276-86-8810	
15	赤岩1区公民館	千代田町赤岩206		
16	赤岩2区公民館	千代田町赤岩1037		
17	熊野公民館	千代田町赤岩西9-5		
18	五反田公民館	千代田町赤岩1150-4		
19	桧内集会所	千代田町赤岩1926-11		
20	瀬戸井公民館	千代田町瀬戸井105-1		
21	上五箇公民館	千代田町上五箇766-2		
22	上中森公会堂	千代田町上中森甲1137-1		
23	下中森公民館	千代田町下中森72-1		
24	萱野公民館	千代田町萱野1195		
25	木崎公民館	千代田町木崎534-2		
26	鍋谷公民館	千代田町鍋谷137-1		
27	前天神原公民館	千代田町赤岩2471-2		
28	中天神原集会所	千代田町赤岩2946-1		
29	後天神原公民館	千代田町赤岩3090		
30	大日集会所	千代田町赤岩2516-7		
31	福島集会所	千代田町福島579-1		
32	新福寺公民館	千代田町新福寺526-1		
33	中島集会所	千代田町舞木乙968		
34	舞木15区公民館	千代田町舞木301-1		
35	舞木16区公民館	千代田町舞木94-3		
36	第17区コミュニティーセンター	千代田町上中森1390-5		
37	東小学童クラブ	千代田町上五箇316-2	0276-86-6502	
38	西小学童クラブ	千代田町赤岩1755	0276-86-3685	

別表10

②洪水発生時における避難場所

	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
1	東小学校	千代田町上五箇316	0276-86-3225	
2	KAKINUMAアクア（温水プール）	千代田町上五箇600-2	0276-86-3012	
3	KAKINUMAアリーナ（総合体育館）	千代田町上五箇600-1	0276-86-8810	
4	西小学校	千代田町赤岩1755	0276-86-3204	
5	千代田中学校	千代田町赤岩1920	0276-86-3222	
6	町民体育館	千代田町赤岩1895-3	0276-86-5087	
7	コスメ・ニスト千代田町プラザ（町民プラザ）	千代田町赤岩1701-1	0276-86-6311	
8	後天神原公民館	千代田町赤岩3090		
9	北海製罐（株）千代田工場	千代田町昭和5-1	0276-86-5755	
10	サントリー（天然水のビール工場）群馬	千代田町赤岩2712	0276-86-5211	
11	（株）ジョイフル本田千代田店	千代田町萱野813-1	0276-55-0700	
12	西こども園（南園舎）	千代田町鍋谷367-9	0276-86-4154	
13	学校法人太田アカデミー（駐車場）	太田市東長岡町1361	0276-25-2424	

別表10

避難先一覧表

【邑楽町】

①指定避難所

	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
1	中野小学校	邑楽町中野3021	0276-88-5501	兼指定緊急避難場所
2	高島小学校	邑楽町藤川379	0276-88-0644	兼指定緊急避難場所
3	長柄小学校	邑楽町篠塚1278	0276-88-0649	兼指定緊急避難場所
4	中野東小学校	邑楽町明野51	0276-89-0888	兼指定緊急避難場所
5	邑楽中学校	邑楽町中野2371	0276-88-0150	兼指定緊急避難場所
6	邑楽南中学校	邑楽町篠塚1445	0276-88-2120	兼指定緊急避難場所
7	邑楽町中央公民館	邑楽町中野2569-1	0276-88-1177	
8	邑楽町立集会所	邑楽町新中野48-1	0276-89-1585	
9	邑楽町共同福祉施設	邑楽町中野3197	0276-88-7339	
10	長柄公民館	邑楽町篠塚1415-1	0276-89-0123	
11	高島公民館	邑楽町石打1123	0276-89-1501	
12	福祉センター寿荘	邑楽町中野1343-1	0276-88-6588	
13	町民体育館	邑楽町篠塚1423-1	0276-88-5355	
14	武道館	邑楽町篠塚1421-1		

②洪水時指定緊急避難場所

	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
1	中野小学校	邑楽町中野3021	0276-88-5501	
2	高島小学校	邑楽町藤川379	0276-88-0644	
3	長柄小学校	邑楽町篠塚1278	0276-88-0649	
4	中野東小学校	邑楽町明野51	0276-89-0888	
5	邑楽中学校	邑楽町中野2371	0276-88-0150	
6	邑楽南中学校	邑楽町篠塚1445	0276-88-2120	

③福祉避難所

	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
1	邑楽町保健センター	邑楽町中野2570-3	0276-88-5533	

船舶一覧表

管 理	保管場所	形 状	定員	隻数	備 考
館 林 地 区 消 防 組 合 消 防 本 部	館林消防署	ウレタンボート	6	1	船外機付（救助1号艇）
		ゴムボート	6	1	船外機付（救助4号艇）
	西分署	ゴムボート	6	1	船外機付（救助7号艇）
	北分署	救助艇（FRP）	5	1	船外機付
	板倉消防署	ゴムボート	6	1	船外機付（救助8号艇）
		ウレタンボート	9	1	船外機付（救助2号艇）
	明和消防署	ゴムボート	6	1	船外機付（救助5号艇）
	千代田消防署	ゴムボート	6	1	船外機付（救助3号艇）
	邑楽消防署	ゴムボート	6	1	船外機付（救助6号艇）
館 林 地 区 消 防 組 合 消 防 団	板倉消防団 各1～5分団詰所	ゴムボート	6	5	手漕ぎボート
	明和消防団	ゴムボート	6	3	手漕ぎボート
	千代田消防団	ゴムボート	6	1	手漕ぎボート
館 林 市 役 所	地球環境課	ボート（FRP）	3	1	手漕ぎボート
		ボート（FRP）	3	1	船外機付
板 倉 町 役 場	総務課	ゴムボート	6	1	
明 和 町 役 場	総務課	ゴムボート	8	1	手漕ぎボート
		ゴムボート	6	1	船外機付
城 沼 観 光 (株)		客船（40～45名）	40	3	水深1m以上必要
		客船（25～30名）	28	2	水深1m以上必要
		ボート（FRP）	4	1	船外機付
		ボート（FRP）	2	35	手漕ぎボート
		サイクルボート	4	4	足漕ぎ式
		サイクルボート	3	8	足漕ぎ式
		サイクルボート	2	10	足漕ぎ式
城 沼 漁 業 協 同 組 合		漁船（5～8名）	6	3	
日 向 漁 業 協 同 組 合		ボート（FRP）	2	50	釣り船（手漕ぎ）
		ボート（FRP）	5	1	船外機付
近 藤 沼 漁 業 協 同 組 合		ボート（FRP）	3	2	船外機付
		漁船（木造）	6	1	手漕ぎ

別表12

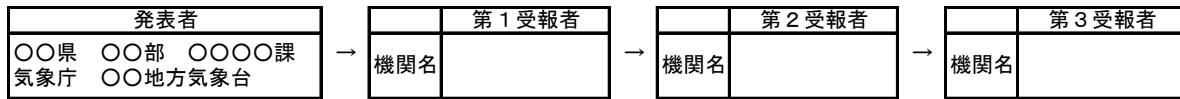
消防団員の差出人員と被応援区域一覧表

河川名	応援（被）地先	応援指定水防団	差出想定人員※	
			第1号	第2号
利根川	埼玉県加須市 新屋敷地先	板倉消防団第3分団	15	20
	群馬県板倉町 大高嶋大久保地先	加須市消防団	15	20
渡良瀬川	群馬県板倉町 海老瀬間田地先	加須市消防団	15	25
谷田川	埼玉県加須市 小野袋地先	板倉消防団第4分団	15	20
新谷田川	群馬県千代田町 赤岩五箇地先	大泉町消防団	15	30
藤川	群馬県邑楽町 洩沼地先	大泉町消防団	15	30
休泊川	群馬県大泉町 下小泉地先	千代田消防団第1分団	15	30
	群馬県大泉町 下小泉地先	邑楽消防団第3分団	15	30
矢場川	栃木県足利市 野田地先	邑楽消防団第1分団	15	25
		邑楽消防団第2分団	15	25
	栃木県足利市 瑞穂野町地先	館林消防団第9分団	15	25
		館林消防団第10分団	15	25
渡良瀬川	群馬県館林市 上早川田町地先	足利市消防団	20	30
	栃木県佐野市 羽田地先	館林消防団第4分団	10	15
	群馬県館林市 下早川田町地先	佐野市消防団	15	25
	栃木県栃木市 藤岡町底谷地先	板倉消防団第5分団	15	20
	栃木県栃木市 藤岡町篠山地先	板倉消防団第4分団	15	20
	群馬県板倉町 除川地先	栃木市消防団藤岡方面隊	15	25
	群馬県館林市 大島町本郷地先	栃木市消防団藤岡方面隊	15	25

※差出想定人員については、目安の人員であり、災害の規模等により調整を行う。

県と気象庁が共同で行う洪水予報の発表様式

共通発表例



正規

〇〇川氾濫警戒情報

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報
 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇 〇 県 ・ 〇 〇 地 方 気 象 台 共 同 発 表

(見出し)

**【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】〇〇川では、今後、
 氾濫危険水位に到達する見込み**

(主 文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所（〇市〇〇）では、〇〇日〇〇時に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所（△市△△）では、〇〇日〇〇時に、「氾濫危険水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
 今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所	水位危険度	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位 (m)	水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇1時〇1分の予測	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇2時〇2分の予測	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇3時〇3分の予測	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
△△水位観測所 (〇〇県△△市△△)	〇〇日〇0時〇1分の状況	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇1時〇2分の予測	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇2時〇3分の予測	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇3時〇4分の予測	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

予測時間が長くなると不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
 水位のグラフは各水位間を按分したものです。
 水位危険レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位：水位 (m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	
レベル4 氾濫危険水位※	144.9	48.6	
レベル3 氾濫危険水位※	144.6	48.0	
レベル2 氾濫危険水位	142.5	46.5	
レベル1 氾濫危険水位	142.0	45.5	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市〇〇	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市〇〇	
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市〇〇	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市〇〇	
	〇×川	△△△川	
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市〇〇	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市〇〇	
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市〇〇	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市〇〇	
	〇〇〇〇川	—	
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市〇〇	—	
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市〇〇	—	
氾濫が派生した	〇〇県〇〇市〇地区 〇〇県〇〇市〇〇地区 〇〇県〇〇市〇×地区 〇〇県〇〇市〇△地区 〇〇県〇〇市〇□地区 〇〇県〇〇市〇〇〇地区 〇〇県〇〇市〇□地区	△△県〇〇市〇地区 △△県〇〇市〇〇地区 △△県〇〇市〇×地区 △△県〇〇市〇△地区 △△県〇〇市〇□地区 △△県〇〇市〇〇〇地区 △△県〇〇市〇□地区	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間の第1位危険個所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	https://www.river.go.jp/ https://frrl.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/
---------------------------------	---

問い合わせ先

水位関係：〇〇県 〇〇部 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

様式 4

国土交通大臣が行う水防警報の発表様式

②障害対応形式

水 防 警 報

		待 機 ・ 準 備 ・ 出 動 ・ 指 示 ・ 情 報 ・ 解 除		
発表河川		基準水位観測所	第 _____ 号	
日 時		令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所発表		
番 号		発 表 内 容		
1	現 況 文	_____〔①流域〕 _____〔②地点〕の雨量は、_____日 _____時までに_____mmです。		
2		_____の水位は、_____日 _____時 現在 _____mです。		
3		_____の水位は、_____日 _____時 _____分 〔①指定水位 ②警戒水位 ③危険水位 ④最高水位 _____m〕〔⑤に達し ⑥を越え ⑦を下回り〕ました。		
4		_____の水位は、〔①1時間に _____cm程度上昇して ②平衡状態が続いて ③1時間に _____cm程度下降して〕います。		
5		上流 _____の水位は _____日 _____時 _____分に 〔①指定水位 ②警戒水位 ③危険水位 ④最高水位 _____m〕〔⑤に達し ⑥を越え ⑦を下回り〕ました。		
6	予想	_____の水位は、_____日 _____時に _____m程度と見込まれます。		
7	被 災 状 況	_____地先の〔①堤防 ②堤内地 ③堤外地 ④_____〕に〔⑤漏水 ⑥亀裂 ⑦洗掘 ⑧法崩れ ⑨護岸破壊 ⑩破堤 ⑪越水 ⑫浸水 ⑬_____〕が発生〔⑭する恐れがあります。 ⑮しました。〕		
		_____地先の〔①堤防 ②堤内地 ③堤外地 ④_____〕に〔⑤漏水 ⑥亀裂 ⑦洗掘 ⑧法崩れ ⑨護岸破壊 ⑩破堤 ⑪越水 ⑫浸水 ⑬_____〕が発生〔⑭する恐れがあります。 ⑮しました。〕		
8	発 表 文	水防機関は、〔①嚴重に警戒 ②引き続き注意〕してください。		
9		水防機関は、〔①待機 ②準備 ③出動〕してください。		
10		水防機関は、出動体制を強化し水防工法を行ってください。		
11		水防機関は、巡視員を現地に残し、待機してさしつかえありません。		
12		水防警報を解除します。		
13	特記			

〇〇川氾濫警戒情報

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
 国土交通省 渡瀬川河川事務所発表
 (第〇〇号)

【主文】

【警戒レベル3相当情報 [洪水] 〇〇川の水位観測所 (●●市△△) では、〇〇日〇〇時〇〇分に、避難準備・高齢者等避難開始の発令の目安となる避難判断水位 (〇〇〇. 〇m) に到達しました。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(参考)

〇〇川 〇〇水位観測所 (〇〇市)

(受け持ち区間は 〇〇川左岸：〇〇から渡良瀬川合流点、右岸：〇〇から渡良瀬川合流点)

氾濫危険水 (相当換算水位)	×××. ××m	水防法第13条で規定される特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	〇〇〇. 〇〇m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△. △△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、
 氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先

国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000 (内線) 〇〇

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	https://www.river.go.jp/
--------	---

様式6

県が行う水防警報の発表様式

電話伝達用及び現地指導部発表用

水 防 警 報

種 類	待 機 ・ 準 備 ・ 出 動 ・ 指 示 ・ 情 報 ・ 解 除		
発表河川	基準水位観測所	第 号	
日 時	令和__年__月__日__時__分	群馬県_____土木事務所	発表
番 号	発 表 内 容		
1	_____〔①流域〕 _____時まで _____〔②地点〕の雨量は、_____日_____に _____mmです。		
2	_____の水位は、_____日_____時 現在 _____mです。		
3	現 況	_____の水位は、_____日_____時_____分に 〔①水防団待機水位（指定水位）〕〔⑤に達し〕 〔②氾濫注意水位（警戒水位）〕〔⑥を越え〕 ました。 〔③氾濫危険水位（危険水位）〕〔⑦を下回り〕 〔④最高水位 _____m〕	
4		文	_____の水位は、〔①1時間に_____cm程度上昇して〕 〔②平衡状態が続いて〕 _____います。 〔③1時間に_____cm程度下降して〕
5	_____の水位 上流_____は、_____日_____時_____分に 〔①水防団待機水位（指定水位）〕〔④に達し〕 〔②氾濫注意水位（警戒水位）〕〔⑤を越え〕 ました。 〔③氾濫危険水位（危険水位）〕〔⑥を下回り〕 〔④最高水位 _____m〕		
6	予 想	_____の水位は、_____日_____時に _____m程度 _____と見込まれます。	
7	1	被 災 状 況 文	_____地先の〔①堤防〕〔⑤漏水 ⑥亀裂 ⑦洗掘〕 〔②堤内地〕〔⑧法崩れ ⑨護岸破損〕 _____が発生 〔③無堤地〕〔⑩破堤 ⑪越水 ⑫浸水〕 _____〔⑬_____〕 〔④_____〕 _____〔⑭する恐れがあります。〕 _____〔⑮しました。〕
	2		_____地先の〔①堤防〕〔⑤漏水 ⑥亀裂 ⑦洗掘〕 〔②堤内地〕〔⑧法崩れ ⑨護岸破損〕 _____が発生 〔③無堤地〕〔⑩破堤 ⑪越水 ⑫浸水〕 _____〔⑬_____〕 〔④_____〕 _____〔⑭する恐れがあります。〕 _____〔⑮しました。〕
	3		_____地先の〔①堤防〕〔⑤漏水 ⑥亀裂 ⑦洗掘〕 〔②堤内地〕〔⑧法崩れ ⑨護岸破損〕 _____が発生 〔③無堤地〕〔⑩破堤 ⑪越水 ⑫浸水〕 _____〔⑬_____〕 〔④_____〕 _____〔⑭する恐れがあります。〕 _____〔⑮しました。〕
8	水防機関は、〔①嚴重に警戒〕 〔②引き続き注意〕 してください。		
9	発 表	水防機関は、〔①待機〕 〔②準備〕 してください。 〔③出動〕	
10	文	水防機関は、出動体制を強化し、水防工法を行ってください。	
11		水防機関は、巡視員を現地に残し、待機して差しかえありません。	
12		水防警報を解除します。	
13	特 記		

**警戒
○○川氾濫
危険
情報**

令和○○年○○月○○日○○時○○分
群馬県 土木事務所発表

【主文】

**【 警戒レベル 3
警戒レベル 4 相当情報 [洪水] 】**

○○川の□□□水位観測所（●●市△△）では、○○日○○時○○分に

避難判断水位
(× × × . × × m) に達しました。
氾濫危険水位

市町村長が発表する避難情報に注意するとともに、周囲の状況確認や避難準備をお願いします。

(参考)

○○川 □□□水位観測所（●●市△△）
(受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)

警戒レベル 4 氾濫危険水位	× × × . × × m	水防法第 13 条で規定される特別警戒水位。 いつ氾濫してもおかしくない状態。 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階。 (市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位)
警戒レベル 3 避難判断水位	○○○. ○○m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階。 (市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発表の目安となる水位)

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第 1 位危険箇所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
群馬県 土木事務所 課 電話： - -

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

群馬県水位雨量情報	パソコンから	スマートフォンから
	https://www.river-gunma.jp	https://www.river-gunma.jp/sp/

〇〇川氾濫発生情報

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
群馬県 土木事務所発表

【主文】

【警戒レベル5相当情報 [洪水]】 〇〇川では、●●市●●地区（△△岸）より氾濫しました。

（参考）

〇〇川 □□□水位観測所（●●市△△）
（受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎）

警戒レベル4 氾濫危険水位	×××. ××m	水防法第13条で規定される特別警戒水位。 いつ氾濫してもおかしくない状態。 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階。 （市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位）
警戒レベル3 避難判断水位	〇〇〇. 〇〇m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階。 （市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発表の目安となる水位）

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
群馬県 土木事務所 課 電話： - -

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

群馬県水位雨量情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river-gunma.jp	https://www.river-gunma.jp/sp/

様式8

樋門操作報告書

名 称	管 理 者	操 作 基 準		備 考
		開 放 時 間	閉 鎖 時 間	
		自 至	自 至	
		自 至	自 至	
		自 至	自 至	
		自 至	自 至	

上記のとおり報告します。

年 月 日

水 防 本 部 長

館林土木事務所長 様

様式9

年 月 日

様

館林地区消防組合
管理者

特殊機械所有者の指定について

年度の水防計画書に搭載する特殊機械所有者として下記のとおりご指定申し上げましたので、今後ともよろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1 業者名

2 住 所

電話番号

3 機 械 名

水 防 倉 庫 台 帳

名 称	水 防 倉 庫			案 内 図				見 取 図														
所 在 地	番地																					
土 地 所 有 者 住 所 氏 名	住所 番地 氏名																					
施 工 業 者 住 所 氏 名	住所 番地 氏名																					
施 工 年 月 日	年 月 日 施 工																					
倉 庫 の 構 造	工 事 費																					
敷 地 面 積	自 費																					
建 築 面 積	国 庫 補 助																					
構 造	県 補 助																					
外 壁	そ の 他																					
屋 根	計																					
水 防 備 蓄 資 材 及 び 水 防 器 具 一 覧 表																						
年度	資器材			抗木	土のう袋	縄	吠	蓆	スコップ	掛矢	唐鋏	つるはし	斧	鋸(大)	鋸(小)	鎌	鉋	ハンマー	ペンチ	竹尖鎌	タコ	命綱
	3m	4m	計																			
年度																						
年度																						
年度																						
年度																						
年度																						
備 考																						

水防活動速報報告書

(水防管理団体名：)

令和 年 月 日

作成責任者

水防実施箇所	左 川 右	岸	群馬県	市 町 村	地先
日 時	月 日 時現在				
出 動 人 員	水 防 団 員	消 防 団 員	そ の 他	合 計	
水防作業の概要および工法	作業概要： 実施工法名： (概略の作業量)				
備 考					

様式 12

水防実施状況報告書

年 月 日

群馬県知事 殿

水防管理者名

年 月 日～ 日の 際に実施した水防活動が終結したので、水防実施箇所別表を添え下記のとおり報告いたします。

記

水防作業実施日時	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分	水防作業実施箇所数				
出 動 人 員	市職員延 人	水防団員延 人	消防団員延 人	その他延 人	合計延 人	
所 要 経 費	人件費 円		資材物件費 円			合 計
	手当 円	その他 円	資材 円	器材 円	燃料 円	その他 円
出 水 の 概 況						
水 防 作 業 の 概 況 及 び そ の 効 果						

様式 12(2)

水防実施箇所別表

(作成責任者)

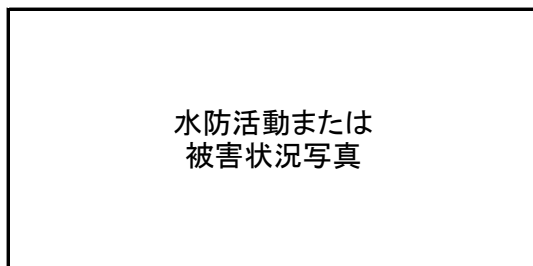
管理団体名													指定、非指定の別														
水防実施時の台風又は豪雨名													報告年月日		年 月 日												
水防実施	場所												水防作業の概況 及びその効果	工法延長													
	日時		自 月 日 時 分		至 月 日 時 分																						
	出動人員		水防団員		消防団員		その他		計		効果																
	延 人		延 人		延 人		延 人		延 人		被害																
使用資材費 ()内は単位	た	か	む	布	な	竹	く	鉄	く	か	じ	板	畳	生	丸	置	土						物件費			資材費 物件費 合計	
	わ	ま	し	袋	わ		い	線	ぎ	が	ゃ	類		木	太	石	砂						品材費	燃料費	雑費		
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()										
	俵	枚	枚	枚	kg	本	枚	kg	kg	本	本	枚	枚	本	本	m ³	m ³										
他団体からの応援状況																											
居住者の出動状況																											
警察の援助状況																											
現場指導の県職員名																											
水防関係者の死傷																											
立退状況及び指示した理由																											
水防功労者の氏名、年齢、所属及びその功績概要																											
堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事を要するものが生じた時は、その場所並びに損害状況																											
水防活動に対する自己批判																											
備考																											

令和〇〇年台風〇〇号における水防活動
(群馬県〇〇市消防団・令和〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇日)

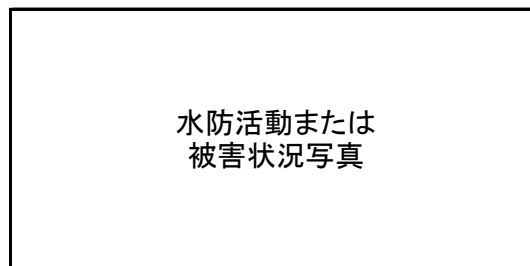
〇概要

〇〇市消防団は、令和〇〇年〇月〇〇日、台風〇〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水、各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

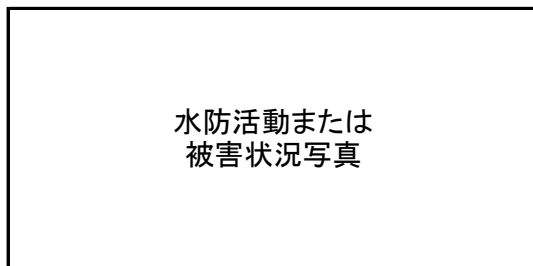
活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇〇/〇〇～〇〇/〇〇 約〇〇時間	〇〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)



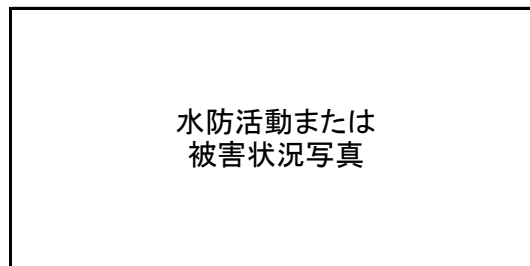
〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視



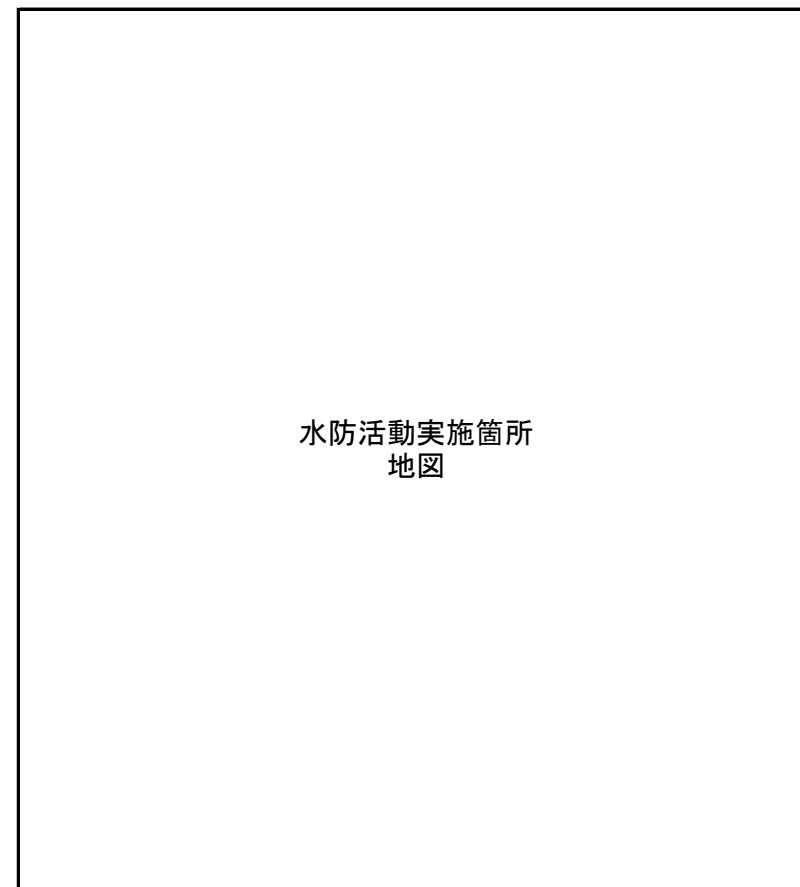
〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工



〇〇川右岸(〇〇地先)
月輪工



〇〇地区の浸水被害



資料 1

1 重要水防箇所指定基準 (国管理河川)

種別	重要度等		要注意区間
	A水防上最も重要な区間	B水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区域の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確保されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗堀	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施工の箇所。	

種別	重要度等		要注意区間
	A水防上最も重要な区間	B水防上重要な区間	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 破堤跡 旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

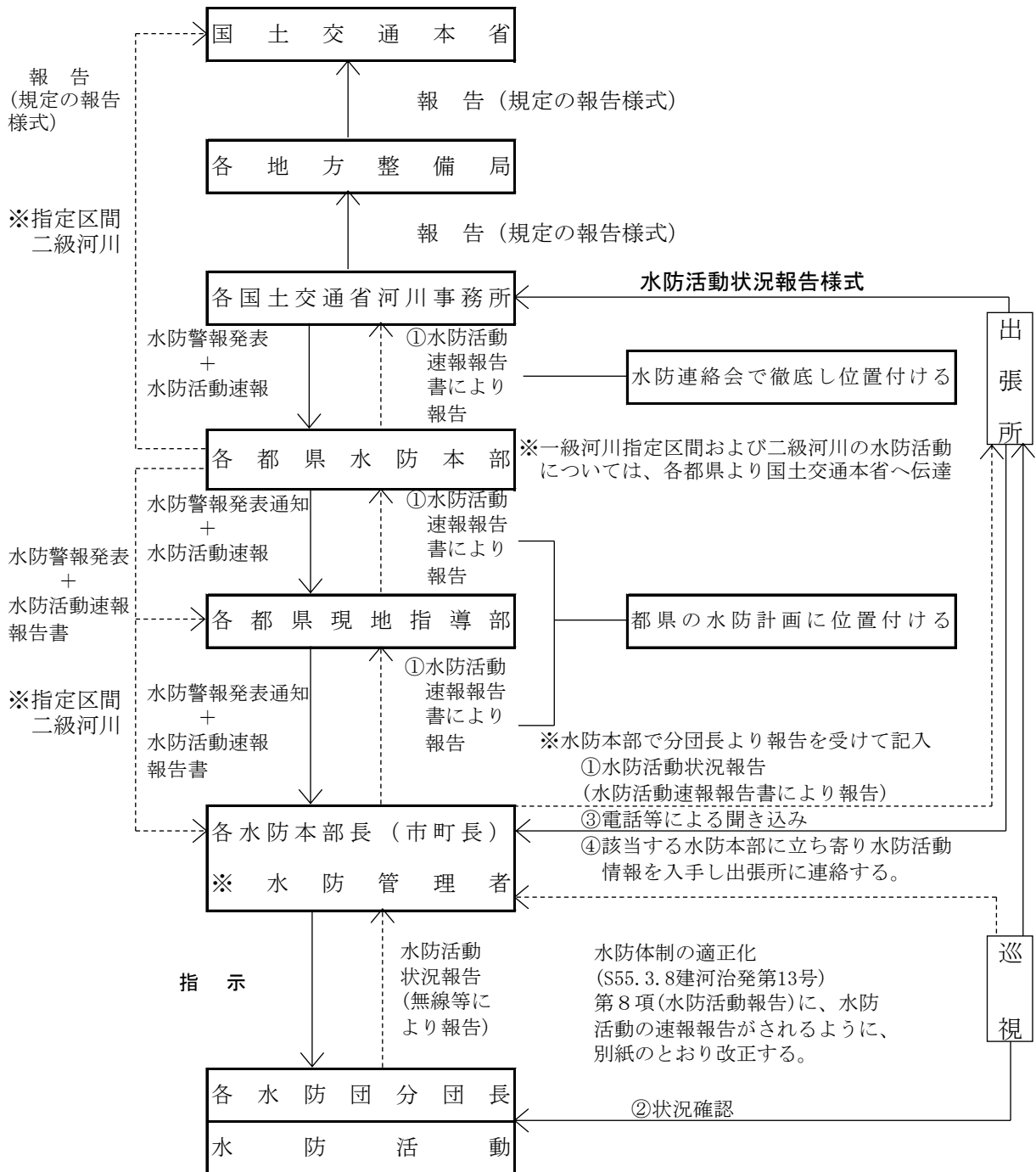
2 重要水防箇所指定基準（県管理河川）

種別	重要度等		要注意区間
	A水防上最も重要な区間	B水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現状の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・ 洗堀	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 破堤跡 旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

3 重点監視区間指定基準（県管理河川）

種別	指定基準
浸透	①洪水予報河川及び水位周知河川であること。 ②重要水防箇所位置づけられ、種別が漏水であり重要度がAの区間。
浸食	①洪水予報河川及び水位周知河川であること。 ②重要水防箇所位置づけられ、種別が水衝であり重要度がAの区間かつ人家連単区間。

水防活動状況の確認方法フロー



②、③は、現在実施している確認方法で今後も継続で行う。
 今後は、①により 出動後速やかに報告されるようにすると共に
 ④により水防活動状況を把握する。

館林地区消防組合水防協議会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 34 条の規定に基づき館林地区消防組合水防協議会（以下「協議会」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 館林地区消防組合水防計画を作成し、及びその実施を推進する。
- (2) 館林地区消防組合の地域に災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。

(会長、副会長及び委員)

第 3 条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、館林地区消防組合管理者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、館林地区消防組合副管理者をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、会長の指名した副会長が職務を代行する。
- 6 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 関係行政機関の長。
 - (2) 館林地区消防組合関係警察署長の職にある者。
 - (3) 館林地区消防組合議会議長、副議長及び関係市町議会議長の職にある者
 - (4) 館林地区消防組合の消防長及び消防団長の職にある者。
 - (5) 災害対策基本法第 2 条第 5 項の指定公共機関のうち、東京電力パワーグリッド株式会社太田支社長及び東日本電信電話株式会社群馬支店支店長の職にある者。
- 7 前項各号の委員の定数は 25 名以内とし、会長が委嘱するものとする。
- 8 第 6 号に掲げる委員の任期は、その職にある期間とする。ただし、会長は特別の事由があると認めるときは、その任期中においてもこれを免じ、又解職することができる。

(招集)

第 4 条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(定足数)

第 5 条 協議会は、委員の 3 分の 1 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(委任)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、協議会において必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 56 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和59年10月19日条例第3条)
この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (昭和60年10月9日条例第2号)
この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則 (平成元年10月24日条例第5号)
この条例は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則 (平成7年10月2日条例第4号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年10月23日条例第4号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年6月21日条例第3号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年6月1日条例2号)
この条例は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年11月30日条例第7号)
この条例は、公布の日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

附 則 (平成18年5月17日条例第3号)
この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年7月6日条例第5号)
この条例は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年10月17日条例第4号)
この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年6月29日条例10号予定)
この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

館林地区消防組合水防計画

(令和5年6月修正)

発行 館林地区消防組合
事務局 消防本部警防課
館林市上赤生田町4050-1
電話 0276-72-8362